# 浜松医科大学 第7次自己点検・評価報告書



自己点検・評価は、教育研究の質の向上をめざして自律的改革を行なうために行なう最も重要な作業であり、学校教育法第109条に規定されている。

本学においても、平成5年(1993)から行なわれ、「19年の歩みと今後の課題」と題して第1次自己点検・評価報告書を刊行した。以来、2年毎に行うこととし、第2次は「今後の方向と課題」と題して平成8年(1996)、第3次は「21世紀に向けての改善・改革の方策」と題して平成10年(1998)、第4次は平成12年(2000)、第5次は平成15年(2003)、第6次は平成17年(2005)に刊行し、本書は第7次の自己点検・評価報告書である。

第1次点検評価においては、開学以来の19年間を検証して、その時点における現状を総合的に点検評価し、その後の10か年(1994~2003年)への課題を提言した。そして、提起された課題に取り組み、看護学科の創設、新カリキュラム導入、研究基盤の高度化、大学院医学研究科の機能強化、附属病院の整備、情報処理センター開設、国際交流会館の建設、国際学術交流特に姉妹校との交流、開かれた大学等の課題が解決あるいは成功を収めたと評価した。

第2次点検評価では、大学審議会答申・報告において、大学運営の円滑化、大学院の教育・研究の質的向上、大学教員の任期制等が提言されたのに鑑み、①大学院の教育・研究の質的向上、②本学運営の一層の円滑化の二大テーマに絞り重点的に取り組んだ。大学院医学研究科の改組拡充、大学院カリキュラム整備とシラバス作成、看護学科大学院設置、光量子医学研究センター等附属施設の拡充、学部教育における研究力の育成、教官総覧の定期的発行、教授会審議の効率化、学長補佐体制としての企画調査室設置、病院運営における経営、卒前卒後教有、および総合防災対策、教員の任期制導入等が提起され、これら多くの新しい課題の実現に、全学教職員を挙げて解決に努力した。

第3次点検評価では、外部評価に必要な項目を考慮し、①本学の理念・目的、②管理運営の現状と在り方、③学部教育の充実、④大学院の教育研究の質的向上、⑤研究活動、⑥附属病院の現状と在り方、⑦情報センターとしての図書館の現状と整備、の7項目についで綿密な自己点検を行った。この報告書では、これらの各項目における現状、点検評価、長所と問題点、将束の改善・改革に向けた方策をまとめた。その結果、本学の目的・使命、医学科の教育目標、看護学科の教育目標を改正し、倫理感、豊かな人間性を備えた医療人の育成を重視するものとした。学部教育の充実に関しては、新カリキュラムの実施に当たり専門科目に単位制を導入、倫理教育の充実のために人文・社会系最低履修単位を6から8単位とすること、オフィスアワーの設置、学生による授業評価、などが提言された。

光量子医学研究センターに関しては、平成 11 年9月に光量子医学研究センター自己点検・評価報告書を発刊し、外部評価を受けた。この外部評価報告書は平成 12 年1月 (2000) に発刊された。

第4次点検評価では、国立大学医学部長会議、医学部の評価に関する委員会がまとめた「医学部評価のためのガイドライン」に準拠して平成10・11年度について点検評価した。本学の理念・目的、学部教育、大学院の教育、研究活動、国際・地域社会への貢献、診療活動、附属図書館、教育・研究環境の整備、管理運営と広範囲に亘って自己点検・評価した。平成12年(2000)より従来2年毎に発刊されていた「研究業績目録」を中止し、研究活動がより詳細に分かるような「研究活動一覧」を毎年発刊することにした。可能な限り詳細に、かつ各分野別比較が容易になるように規格体裁を全学的に一律とした。

平成12年12月には、医学視学委員による実地視察が行われた。

また、平成13年(2001)には外部評価を受け、その報告書を平成14年3月、発刊した。

第5次点検評価は、平成12・13年度の研究活動、診療活動、入試について重点的に行った。 平成12年度より大学評価・学位授与機構による評価が開始され、本学は平成12年度着手分の全 学テーマ別評価として「教養教育」、平成13年度着手分の「教育活動面における社会との連携及 び協力」、平成14年度着手分の「国際的な連携及び交流活動」に関する評価を受けた。そこで第 5次点検評価では、これらの事項を除き、研究活動、診療活動、入試に関する事項に限定して行った。研究活動については、プロジェクト研究を実施して評価した。また、探索的臨床医学開発研究(トランスレーショナルリサーチ研究)の基盤整備の必要性などが提言された。

第6次点検評価は、平成 14・15 年度の教育活動、研究活動、診療活動、学術情報(附属図書館)、国際交流、社会貢献について自己点検評価した。教育活動については特記すべきはチュートリアル教育、CBT、OSCE の試験的導入、研究活動ではプロジェクト研究を実施した。また、特記すべきことは本学の「メディカルフォトニクス」が 21 世紀 COE プログラムに採択されたことであった。診療活動では救急医療の充実を図った。浜松市 2 次救急への参加割合を拡大し入院総数の大幅な増大がみられた。この第6次自己点検・評価報告書は、国立大学時代最後(平成 14・15 年度)のものになった。

浜松医科大学は昭和 49 年 (1974) に開設され、平成 16 年 (2004) には開学 30 周年を迎えた。 また同時に本学は、平成 16 年 4 月から法人化され、設置者が国から「国立大学法人浜松医科大学」に替わった。

国立大学法人に対する評価に関しては、国立大学法人法並びに独立行政法人通則法に基づき国立大学評価委員会が評価を行なうことになった。第一期6年間について、各大学法人の中期目標・計画に基づき、業務実績(目標の達成状況、教育研究の状況)を年度毎に評価し、その結果を次期6年間の運営費交付金などに反映させ、大学を競争的環境に置き、大学の改革と活性化を促すとされている。本学も法人化後、毎年、これを受けてきた。

また、学校教育法第 109 条では自己点検評価を義務づけている。本学では前述のごとく、法人 化前の平成 14・15 年度については、第 6 次自己点検評価として行ったが、今回は法人化後につ いて行なうものである。

さらにまた、学校教育法第 109 条及び学校教育法施行令第 40 条では、7年以内ごとに認証評

価機関の実施する評価を受けることを義務づけている。本学では、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構において認証評価を受審し、大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしていると評価されると共に、優れた点、改善を要する点が指摘された。

「主な優れた点」としては、平成 19 年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択、平成 15 年度に 21 世紀 COE プログラムに採択、こどものこころの発達研究センターの設置、分子イメージング先端研究センターの設置、教員の業績評価を定期的に行う仕組みとともに任期制も導入(適用率は 94%)、大学院教育の実質化の推進、長期履修制度の導入、一貫した倫理教育、30室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放、図書館が学生も含めて常時利用可能など、が指摘された。

「主な改善を要する点」も指摘された。そこで、本書の第Ⅲ章では、指摘された「主な改善を要する点」への対応について記述した。

近年の大学評価は、その目的や種類が多様化している。そこで、本学においても、それぞれ目 的別の評価に関する報告書を作成している。

研究業績に関しては、「研究活動一覧」として取りまとめ、主に教育に関する評価は、平成19年度に受審した大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価一連の報告書等を今回の第7次自己点検・評価報告書として取りまとめたところである。また、法人としての中期目標期間における業務の実績は国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっており、その評価結果が社会に公表されることになっている。

本学が国立大学法人になって4年が経過した。本学の設置形態が変わっても本学の活動には変わりはない。今後も自己点検評価を行っていくことにも変わりはない。この報告書を本学の更なる改善・改革への跳躍台とし、明日を拓く糧にしたい。

平素本学に多大の御支援御協力を賜っている各位に深く感謝し、併せて各位の率直な御批判を 戴きたい。

平成 20 年 3 月

国立大学法人浜松医科大学長

寺 尾 俊 彦

## はじめに 大学機関別認証評価について

## 1. 大学機関別認証評価とは

国・公・私立大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設 設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関) の実施する評価(認証評価)を受けることが学校教育法により義務付けられている。

本学は今回の認証評価の受審にあたり、複数ある認証評価機関の中から「独立行政法人大学評価・学位授与機構」(以下、「機構」という。)を選択し、平成18年9月に評価の申請をした。

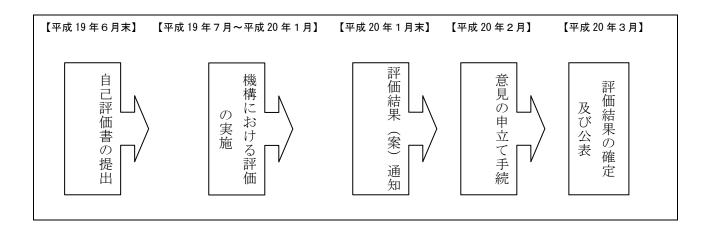
## 2. 大学評価基準の内容及び評価の実施方法

機構の大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、機構が大学として満たすことが必要と考えられる内容が規定された 11 の基準で構成されている。

大学は、機構の定める 11 の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成する。機構では、これを受けて 11 の基準ごとに自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにする。

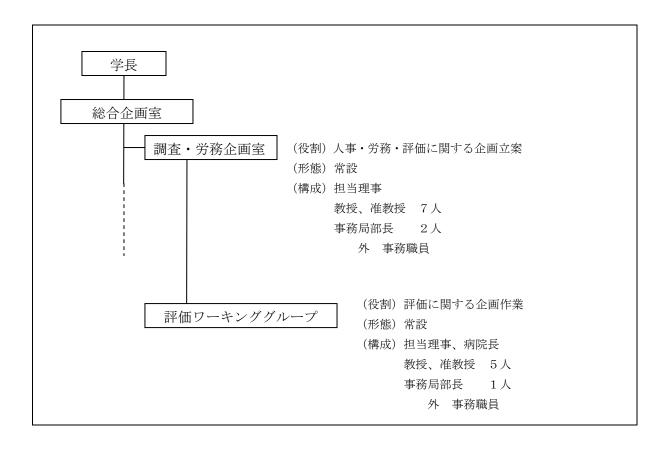
その結果、大学全体として、11 の基準の全てを満たしている場合に、機関としての大学が機構の大学評価基準を満たしていることとなる。

なお、基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を 満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨を指摘する。 また、評価スケジュールの概略は、以下のとおりである。



## 3. 本学での評価実施体制

本学では評価実施のため、下記のような常設の組織を設けており、今回の大学機関別認証評 価の受審にあたっては各室及びワーキンググループにおいて審議を重ねた。



## 目 次

第I章	大学機関別認証評価 自己評価書	
total a total	(大学による大学評価基準に基づく自己評価)	_
第1節		1
第2節		3
第3節		5
1	大学の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	教育研究組織(実施体制)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	教員及び教育支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4	学生の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5	教育内容及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
6	教育の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
7	学生支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
8	施設・設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
9	教育の質の向上及び改善のためのシステム・・・・・・・・	55
10	財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
11	管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第Ⅱ章	大学機関別認証評価 評価報告書 (自己評価書に基づく書面調査等の結果を基にした評価結果)	
第1節		73
第2節		<b>7</b> 4
1	大学の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
2	教育研究組織(実施体制) ・・・・・・・・・・・・・・	76
3	教員及び教育支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
4	学生の受入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
5	教育内容及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
6	教育の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
7	学生支援等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
8		102
9		104
10		108
11	7,4,42	
	管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110

## 第I章 大学機関別認証評価自己評価書

## 第1節 大学の現況及び特徴

## 1 現況

(1) 大学名 浜松医科大学

(2) 所在地 静岡県浜松市

(3) 学部等の構成

学部:医学部

研究科:医学系研究科

附置研究所:なし

関連施設:附属図書館、保健管理センター、光量子医学研究センター、動物実験施設、

実験実習機器センター、安全衛生管理センター、医療廃棄物処理センター、情

報処理センター、子どものこころの発達研究センター、医学部附属病院

(4) 学生数及び教員数(平成19年5月1日現在)

学生数:学部872人,大学院187人

専任教員数:287人

助手数:0人

## 2 特徴

本学は昭和 49 年に静岡県初の国立医科単科大学として医学部医学科が設置され、続いて昭和 52 年に附属病院が開院した。その後、昭和 55 年に大学院博士課程医学専攻、平成 3 年に光量子 医学研究センター、平成 7 年に看護学科、平成 11 年に大学院修士課程看護学専攻が設置され、現在では医学科 32 講座、看護学科 3 講座の体制になっている。

本学は開学以来既に33年の歳月を刻んだが、建学の基本理念は現在もそのまま生きている。第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康と福祉に貢献するとしている。この理念に基づき、地域医療を担うとともに国際的に活躍しうる優秀な医師、看護師の育成を目指している。現在までに卒業生数は医学科2,757名、看護学科616名に達する。学位取得者は医学博士が課程、論文博士を合わせて934名、看護学修士は87名になる。本学は韓国1校、中国4校、ドイツ1校の5大学に加え、バングラディシュの3大学、ポーランドの1大学、と学術交流協定を締結している。

国際交流活動をさらに推進するために、平成8年に留学生や外国人研究者のための国際交流会館を建設し、平成13年には浜松医科大学国際交流基金を発足させた。

研究面では、本学における光量子医学研究センターは光応用による特色ある研究分野を発展させ、国際的にも認知されている。同センターと附属病院中央診療施設光学医療診療部は、光技術で世界的レベルにあるこの地域の特徴を生かして、本学における光医学、医療の中核として病気の診断、治療への応用で着実に成果を上げている。なお、平成15年度医学系分野で21世紀COEプログラムに「メディカルフォトニクス」が採択された。

また、近年「子どものこころの発達研究センター」と「分子イメージング先端研究センター」が相次いで本学に設立され、活動を開始した。

「子どものこころの発達研究センター」は、大阪大学・中京大学との連携融合事業として設立されたもので、子どもの心の危機を脳画像と遺伝子解析の連携という新たな観点から研究し、

また子どもの心の危機が顕現化する前に兆候を察知し、心理的介入を行うための基礎研究として、大規模な調査を行うことになっている。

「分子イメージング先端研究センター」はPET等最新の機器を用いたイメージング技術により生体の中での細胞、細胞小器官、更には蛋白質等分子の活動を描出することにより生命体の機能や病気の成り立ちを研究し、合わせてこの分野の人材を養成することを目的としている。

## 第2節 目的

1. 本学の理念、目的及び使命

建学の理念:第一に優れた臨床医と独創性に富む研究者を養成し、第二に独創的研究並びに新 しい医療技術の開発を推進し、第三に患者第一主義の診療を実践して地域医療の 中核的役割を果たし、以って人類の健康と福祉に貢献する。

目的及び使命:浜松医科大学は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、以って人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。

### 2. 教育目標等

## 【医学科の教育目標】

- ①医学における基礎的知識・技術を習得し、問題解決能力を身につける。
- ②自己評価能力と自学自習の態度・習慣を身につける。
- ③医学にたずさわるのに必要不可欠な研究心を養成する。
- ④国際的に活動するための豊かな教養を培う。
- ⑤医師として好ましい人間性を養う。

#### 【看護学科の教育目標】

- ①人間への温かい関心と、生命の尊厳を尊重する倫理観をもつ豊かな人間性を養う。
- ②他者との良好な関係をつくる能力、他者理解・自己理解を深める姿勢を養う。
- ③看護専門職としての基本的知識・技術を習得し、根拠に基づいて思考する習慣と問題解決能力を身につける。
- ④高度・専門医療への対応の基礎となる基本的な看護実践能力を身につける。
- ⑤看護に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外を問わず広く地域社会に貢献できる能力を身につける。
- ⑥専門的職業人として、研究的視点をもち、生涯にわたり学習を継続する姿勢を身につける。

## 【医学系研究科(博士課程)の教育目標】

- ①医学・医療に関する高度の専門的知識と技術に基づく研究能力を身につける。
- ②優れた学術論文の作成能力と表現力を身につける。
- ③自主的かつ独創的な問題発見能力及び問題解決能力を身につけ、生涯にわたり自立して学問を探求する姿勢を養う。
- ④研究者としての厳しさと誠実な人間性を養う。
- ⑤国際的な視野を持ち、豊かな知性と教養を身につける。

## 【医学系研究科(修士課程)の教育目標】

- ①特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
- ②看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
- ③看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケア提供、研究を行える能力を修得する。
- ④看護の専門領域にかかわる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
- ⑤文化的、社会的背景を考慮して健康問題をとらえ、国際的に活躍できる高度な能力を修得する。

## 第3節 基準ごとの自己評価

## 基準1 大学の目的

## (1) 観点ごとの分析

観点1-1-1: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする 人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

## 【観点に係る状況】

本学は、昭和49年6月の開学の際に、初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、学 則に規定した。その後開学30周年を迎えた平成16年には国立大学法人に移行し、その際には中期目標に も同様の文言が加えられている。また、学科、研究科ごとの教育目標については、それぞれの開設の際に 定められており、大学の基本方針となり現在に至っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は明文化され、概要、教育要項等の印刷物及びホームページに掲載し公表されている。

観点1-1-2: 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

## 【観点に係る状況】

本学は、「最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者の養成」を目的・使命として掲げている。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は豊かな人間性を備えた専門職の養成であり、学校教育法に規定する大学の目的に合致している。

観点1-1-3: 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

## 【観点に係る状況】

博士課程は、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を、修士課程は、「看護学に関する基礎能力を基盤に、特定の分野において高度の看護実践能力をもち、専門性と倫理観に基づくケア提供、研究を行うことができる高度専門職業人としての看護職の育成」をそれぞれ目的として掲げている。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は高度な研究能力と専門性の追求であり、学校教育法に規定する大学院の目的に合致しているものと考える。

## 観点1-2-1: 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

## 【観点に係る状況】

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、概要、教育要項等の印刷物及びホームページに掲載し、 教職員、学生に限ることなく広く一般にも示している。

## 【分析結果とその根拠理由】

毎年更新する概要、教育要項等の印刷物は教職員、学生に広く配布しており、ホームページにも同様に 掲載していることから、建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、大学の構成員に十分周知されて いると考える。

## 観点1-2-2: 目的が、社会に広く公表されているか。

## 【観点に係る状況】

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、ホームページに掲載し、教職員、学生に限ることなく 広く一般にも示している。また、概要、大学案内、募集要項等の印刷物にも掲載しており、広報の一環と して入試説明会等で積極的に配布している。

※平成18年度ホームページのアクセス件数(トップページ) 507,565件

## 【分析結果とその根拠理由】

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、ホームページに掲載し、また、概要、大学案内、募集 要項等の印刷物にも掲載することで、社会に広く公表している。

## (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、国立大学法人移行の際に中期目標を策定した。

学科、研究科ごとの教育目標を定め、ホームページ、概要、大学案内、募集要項等に掲載し、広く一般 に示している。

## 【改善を要する点】

特になし。

## (3) 基準1の自己評価の概要

本学は昭和49年6月の開学の際に、初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、学則に規定した。その後開学30周年を迎えた平成16年には国立大学法人に移行し、その際には中期目標にも同様の文言が加えられている。また、学科、研究科ごとの教育目標については、それぞれの開設の際に定められており、大学の基本方針となり現在に至っている。建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、概要、教育要項等の印刷物及びホームページに掲載しており、教職員、学生はもとより広く一般にも認知されるよう公表している。

本学及び大学院の目的は、豊かな人間性を備えた専門職の養成と高度な研究能力及び専門性の追求であり、学校教育法に規定する目的にそれぞれ合致しているものと考える。

## 基準2 教育研究組織(実施体制)

## (1) 観点ごとの分析

観点2-1-1: 学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点に係る状況】

本学は医学部のみで、医学科と看護学科の2学科を有する。医学科の目的は、高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者の養成であり、これに必要な基礎学力・自学自習の態度・研究心の育成、人間性・倫理性の養成などを実現する教育を目指している。また、本学は人口約380万人の静岡県における唯一の医科大学であり、この地の地域医療への貢献が特に大切という認識がある。看護学科は、生命の尊厳を尊重する倫理観・豊かな人間性と科学的知識に裏付けられた看護実践能力をもつ看護専門職の育成を目的として教育を行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

以上の教育目的を達成するための本学医学科及び看護学科のカリキュラムは、教養教育、医学あるいは 看護学の専門教育、臨床実習(看護学科では臨地実習)及び医療倫理教育に大別される。そして医学科基 礎講座群の一つ、総合人間科学講座の教員が医学科及び看護学科の教養教育(一般教育)を主として担当 するという体制になっている。このように、本学の教育体制は、本学の教育目的を達成する上で適切なも のになっている。

## 観点2-1-2: 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、人文社会系3名、語学系3名、自然科学系8名の計14名の教員と教務員等9名の支援人員で構成される総合人間科学講座が教養教育の大部分の授業科目を担当しており、同講座で充足できない教養科目を他の講座、施設の本学教員及び非常勤講師が担当している。

教育課程を編成する組織は教務委員会であり、本学の教育方針を大局的見地から策定する機関として設立された教育企画室の教養教育部門と総合人間科学講座教員会議が連携して教養教育の内容等の検討を行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

総合人間科学講座という確固たる組織が教養教育を担っていることが本学の特長の一つである。また、 教育企画室、教務委員会、総合人間科学講座教員会議の連携による教育課程の編成と改善も機能している。

## 観点2-1-3: 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、

その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

### 【観点に係る状況】

大学院医学系研究科は博士課程医学専攻と修士課程看護学専攻からなる。博士課程は、「優れた研究能力を持つ医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成とこれによる本学の研究の活性化を目的とし、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻からなる。修士課程は基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の4つの専門分野からなり、看護学の幅広い専門領域において、科学的思考力、基礎的な研究能力及び看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者・研究者を育成することを目的としている。また、現在専門看護師教育課程(クリティカルケア看護)設置の申請中である。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して、光と医学を接点とする新しい研究分野を開拓し、21世紀 COE プログラムの一つにも選ばれて、光医学研究拠点を形成してきた。大学院博士課程の光先端医学専攻はこの COE プログラムと連携して教育・研究を行う本学の特長的な専攻である。また、他の3つの高次機能医学専攻、病態医学専攻、予防・防御医学専攻で医学のほぼ全領域に対応できており、研究者を目指すコースと研究能力を備えた臨床医を目指すコースを設置したことと合わせて、本学医学系研究科博士課程の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。修士課程においても、設置の趣旨に基づいて幅広い看護領域を網羅すべく教育課程を配置しており、適切な構成になっている。

観点2-1-4: 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点2-1-5: 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点に係る状況】

本学の光量子医学研究センターは細胞イメージング分野、ゲノムバイオフォトニクス分野、光環境医学分野、光化学治療分野の4研究分野からなり、学内の主たる共同研究の場として大いに利用されている。加えて本研究センターは平成14年から「浜松地域知的クラスター」計画の一翼を担い、地元を含む多数の企業との共同研究を展開して新型顕微鏡、ナビゲーションシステム等の開発を行い、地域や社会への貢献

の大きな部分を担った。更に、同センターは平成15年に21世紀COEプログラムに採択された「からだとこころに潜むリスクを光イメージングにより探るための事業、メディカルフォトニクスの担い手であり、学内15の講座を束ねて、光を応用した医学研究を世界的に進める研究拠点作りの活動の先頭に立っている。多数のリサーチアシスタント(RA)の雇用を進め、研究教育の中心としての大学院生の活動を支援している。

最近、光量子医学研究センターに加えて、「子どものこころの発達研究センター」と「分子イメージング 先端研究センター」が相次いで本学に設立され、活動を開始した。「子どものこころの発達研究センター」 は、大阪大学・中京大学との連携融合事業として設立されたもので、子どもの心の危機を脳画像と遺伝子 解析の連携という新たな観点から研究し、また子どもの心の危機が顕現化する前に兆候を察知し、心理的 介入を行うための基礎研究として、大規模な調査を行うことになっている。「分子イメージング先端研究セ ンター」はPET 等最新の機器を用いたイメージング技術により生体の中での細胞、細胞小器官、更には蛋 白質等分子の活動を描出することにより生命体の機能や病気の成り立ちを研究し、合わせてこの分野の人 材を養成することを目的としている。

## 【分析結果とその根拠理由】

光量子医学研究センターは、同センター運営委員会により運営されており、センターの活動内容、共同研究の状況などは、ホームページに記載されている。教育としては、医学科の個別の講義の担当のほか、3年次学生の研究体験学習である基礎配属において、毎年10-18名の学生を指導している。また、全国の若手研究者を対象にして主宰運営している光生物学、光医学の講習会は、年1回、5-6日間のコースで、既に15回を数え、参加者は、延べ1000人以上に達する。以上のように、光量子医学研究センターは本学の教育研究の目的を達成する上で適切な活動を行っている。

## 観点2-2-1: 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

#### 【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法で規定する教授会を設置している。教育研究評議会では、教育に係る中期計画、年度計画の他、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について審議を行うこととし、平成 18 年度は 11 回開催している。

教授会では、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃の他、個々の教員人事の選考等、学生の入学、卒業、修了、学位授与、懲戒等について審議を行うこととしている。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は単科大学であることから、総合大学の教育研究評議会と、各学部等に置く複数の教授会という関係とは異なり、教育研究評議会と1つの教授会となることから、大学としての教育に係る基本的な方針や計画を教育研究評議会、具体的案件を教授会において審議することとし、効率化を図っている。

## 観点2-2-2: 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。

## また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

## 【観点に係る状況】

本学では7つの機能別企画室を立ち上げており、それぞれ担当理事あるいは副学長を室長とするこれらの企画室は、中期目標、年度目標を達成するための実施計画を立案し、更に計画遂行と予算を連動させるべく予算編成単位を兼ねる「施策の立案・実施システム」となっている。教育に関する施策の立案・実施を担当する教育企画室は教育・国際交流担当理事を室長とし、7つの部門及び5つの関連委員会からなる。各部門、委員会の長で構成する教育企画室会議は毎月1回定例的に開催し、教育・学生関係の予算の立案・執行計画、教育の方針・評価・改善、入試、国際交流に関することや各部門、委員会の懸案事項等を審議している。教育課程の編成、学生の修学指導等実際的な教務に関すること及び外国人留学生、聴講生等に関することを担当する教務委員会も同じく毎月1回定例的に会議を開催している。

## 【分析結果とその根拠理由】

教育企画室では、教育上の重要事項、懸案事項等を原則としていずれかの部門あるいは関連委員会で充分検討し、具体的な案としてから企画室会議に上げるという形で審議を進めている。複数の部門にまたがる事項等の場合には一時的に立ち上げたWGでまず検討することもあり、実質的な審議を効率よく行えている。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

次の4点が特に優れた点と考えている。(1)本学の7つの機能別企画室の一つ、教育企画室が月に1回定例的に企画室会議を開催し、企画室の下に設置した各種部門、委員会あるいはWGと連動して、教育、学生、国際交流関係の施策の立案・実施等に当たっていること、(2)総合人間科学講座が教養教育を主として担当していること、(3)21世紀COEの一つに選ばれた本学の光医学研究の担い手である光量子医学研究センターが学内共同利用センターとして学内外の研究者、企業等と活発な共同研究を行い、かつ教育にも大いに貢献していること、(4)最近「子どものこころの発達研究センター」と「分子イメージング先端研究センター」が新たに設置され、それぞれに大なる発展を期待できること。

### 【改善を要する点】

限られた教員数で如何にして十分な教育、診療、研究を行うかが本学の大きな課題であり、そのため教育を含めた教員の業務の一層の効率化が必要である。

## (3) 基準2の自己評価の概要

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、高度の知識・技術及び豊かな人間性と倫理観を備えた医療人の養成を目的としている。この教育目的を達成するための本学医学科及び看護学科の教育課程は教養教育、医学・看護学の専門教育、臨床・臨地実習及び医療倫理教育に大別される。そして教育を担う医学科の教員組織は基礎医学講座群と臨床医学講座群から、看護学科の教員組織は基礎看護学講座、臨床

看護学講座、地域看護学講座からなり、医学科基礎講座群の一つ、総合人間科学講座が医学科及び看護学 科の教養教育を主として担当している。

大学院医学系研究科は博士課程医学専攻と修士課程看護学専攻からなる。博士課程は「創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成とこれによる本学の研究の活性化を目的とし、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻からなる。このうち光先端医学専攻は21世紀COEプログラムの一つにも選ばれている本学の光医学研究と連携して教育・研究を行う本学大学院の特徴的な専攻である。修士課程は基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の4つの専門分野からなり、また専門看護師教育課程(クリティカルケア看護)の設置を目指している。

上記 21 世紀 COE プログラム「メディカルフォトニクス」の担い手として、光を利用した医学研究の世界的研究拠点作りの活動の先頭に立っているのが光量子医学研究センターである。同センターは、学内共同研究及び大学院生の教育において中心的役割を果たすとともに、浜松地区知的クラスターの一翼を担当し、地元を含む多数の企業との共同研究を展開してきた。最近新たに設置された「子どものこころの発達研究センター」と「分子イメージング先端研究センター」も活動を開始しており、大いなる発展が期待できる。

教育、学生、入試、国際交流等に関する施策の立案・実施を担当する機関として教育企画室を設置していることが本学の特徴の一つである。同企画室はその下に設置した7つの部門及び教務委員会等5つの関連委員会等と連動して機能している。

## 基準3 教員及び教育支援者

## (1) 観点ごとの分析

観点3-1-1: 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

### 【観点に係る状況】

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、学生に医学あるいは看護学の全領域の基礎的知識を習得させる必要上、カリキュラムにおいて多くの専門科目が必須になっている。各講座の教授は原則1人であるが、医学科の専門教育を担当する多くの講座、特に臨床医学講座では、教授とは専門分野の異なる准教授、講師を配置することにより、教育と診療の両面で欠損領域を作らぬよう配慮している。また、最近の医学の著しい進歩に伴い、新しい領域の教員が必要になることが多い。したがって、定年退職等で教授の空席が生じた場合、同じ分野の教授が引き続き必要か、あるいは他の分野の充実がより重要かを必ず議論し、更に必要に応じて既存の講座を大講座化すること等により、限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーすべく努力している。

看護学科の教員は基礎看護学大講座、臨床看護学大講座、地域看護学大講座のいずれかに所属し、基礎看護学担当の健康科学担当教員は別として、それ以外の看護学科教員は全員看護専門職とし、准教授と教授は博士の学位を持っていることという基本方針を固く守っている。各大講座の構成に関しては、健康科学担当の3名の教授の専門は薬理学、病理学、感染症学で、それぞれ生理学と薬理学、病理学と解剖学、微生物学と免疫学の授業を担当している(生命科学と栄養学の担当教員は生化学が専門の医学科総合人間科学講座の教員)。臨床看護学大講座は、成人看護学、老人看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学を専門とする教員からなり、それぞれ専門領域の教育と研究を行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学では医学科においても看護学科においても、限られた人数の教員で有効に必要な領域の教育をカバーし、かつ最近の医学の著しい進歩に対応する体制がとれている。

### 観点3-1-2: 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は大学設置基準を上回った教員数を確保している。また、教員についても、主として教養教育を担当する教員を置き、専門教育においても、平成19年度教育要項のとおり必要な領域に必要な教員を配置して、欠落領域を作らぬよう配慮している。

教養教育においては、観点 2-1-2 及び 3-1-1 において述べたように、総合人間科学講座という確固たる 組織を維持しており、かつ開学以来の方針に基づいて専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育 の充実を図っていることが本学の特徴の一つである。

医学専門教育においては、これも観点 3-1-1 において述べたように、特に臨床医学講座において、教授とは専門分野の異なる准教授、講師を配置し、また人事において同じ分野の教授が引き続き必要か、ある

いは他の分野の充実がより重要かを必ず議論し、必要に応じて既存の講座を大講座化すること等により、限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーすべく努力している。

看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし、あるいは医学科総合人間科学講座の教員等に担当を依頼することにより、29名の看護学科教員全員が健康科学あるいは看護専門科目担当という構成になっている。なお、限られた数の教員ではカバーできない領域の授業については非常勤講師を活用している。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準を上回った教員数を確保するとともに、総合人間科学講座という確固たる組織を教養教育の主たる担い手として残し、かつ開学以来の方針に基づいて全学的な取組により教養教育の充実が図っていることは評価されるべきと考えている。また、専門教育においても限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーし、主要な授業科目については専任教員が担当している。これらのことから、教育課程を遂行するために、数・質ともに必要な教員が確保されていると判断される。

## 観点3-1-3: 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

医学科(収容定員595名)の専任教員数は、平成19年5月1日現在で医学科の授業に参画している附属病院、保健管理センター、光量子医学研究センター、動物実験施設及び実験実習機器センターの教員も加えると、教授47名、准教授42名、講師38名、助教127名の計254名である。看護学科(収容定員260名)の専任教員数は平成19年5月1日現在で29名(教授7名、准教授2名、講師9名、助教11名)であるが、看護学科の教養教育の多くを医学科との合同授業にするか、医学科総合人間科学講座の教員が担当しているので、この29名は全員看護学専門教育あるいは専門基礎教育(健康科学)の教員である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

医学科及び看護学科の専任教員数は、大学設置基準に第13条別表から計算される専任教員数の基準を満 たしている。

## 観点3-1-4: 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において,必要な研究指導教員及び研究指導 補助教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

博士課程では、大学院医学系研究科博士課程教授会の申合せにより、研究指導教員は医学科(総合人間科学講座を除く)の教授と総合人間科学講座、附属施設、附属病院の教授で、大学院博士課程教授会の議を経て学長が認めた者としている。

この申合せに則り、平成19年4月1日現在、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻に配置されている研究指導教員はそれぞれ16名、7名、10名、7名、計40名である。また、必要に応じ、他の指導教員の中から副指導教員を指名し、更なる研究指導が受けられる体制を構築している。

研究指導補助教員については特に取り決めはないが、現実に各講座では准教授のみならず、講師、助教も研究指導補助教員の役割を果たしている。

修士課程では、大学院医学系研究科修士課程教授会の申合せにより、研究指導教員は当分の間看護学科の教授又は准教授をもって充て、講義等の担当教員は本学の教授、准教授及び講師をもって充てるとしている。この申合せに則り、平成19年4月1日現在の研究指導教員は教授7名、准教授1名の計8名(専門分野別では、基礎看護学分野3名、成人・老人看護学分野1名、母子看護学分野2名、地域・精神看護学分野2名)、講義等の担当教員は基礎看護学分野6名、成人・老人看護学分野4名、母子看護学分野4名、母子看護学分野4名、地域・精神看護学分野4名、計18名である。また、博士課程と同様に研究指導を行う上で有益と認める場合に副指導教員を教授、准教授の中から学生ごとに定めるとしている。研究指導補助教員についての取り決めはないが、現実には研究指導教員以外の講義等の担当教員が研究指導補助教員の役割を果たしている。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学大学院博士課程では、大学の目的を遂行するため、計40名の教授を研究指導教員として配置しており、設置基準に求める員数(30名)を充足している。また、研究指導補助教員の役割を果たしている医学科、附属施設、附属病院の准教授、講師の数は77名に及び、設置基準に定める「研究指導員数と合わせて60名以上」を満たしている。修士課程の研究指導教員8名も設置基準に求める員数(6名)を充足しており、また研究指導補助教員と同じ役割を果たす講義等の担当教員10名も設置基準に定める「研究指導員数と研究指導補助教員数を合わせて12名以上」を満たしている。

観点3-1-5: 専門職大学院課程において、必要な専任教員(実務の経験を有する教員を含む。)が 確保されているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点3-1-6: 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、 年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考え られる。) が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

公平で公正な教員採用を図るため教授、准教授の採用にあたっては特殊な例を除き公募を原則としており、平成17、18 年度の30 件(准教授振替の講師を含む。)中29 件が公募による採用であった。講師(定員上は留学生相談室1、病院講師等39)、助教については、医師確保及び研究内容との関連を考慮に入れ、必ずしも公募を原則とはしていないものの、平成17 年度は13%、平成18 年度は22%と近年公募を増している。

教員採用については、本学の目的及び使命を達成するため、教員選考基準及び選考基準に関する申合事項に基づき教育研究上の能力のみを公正に評価し実施しているため、年齢、性別、国籍等のバランスについて調査しているもののこれを重視した選考は行なっていない。

また、大多数の教員に任期制を適用するとともに、毎年研究活動一覧を発行し、学会賞受賞、研究助成金の採択状況を学報で公表する等教員の活動の活性化を図っている。

### 【分析結果とその根拠理由】

教員組織の活性化のため年齢、性別のバランス、外国人教員の確保については、採用時に留意するものの、業績、能力を公正に評価することが大学の使命であり、女性や外国人に配慮した公募広告を工夫する以外に特別な措置を構ずることはできない。しかし、結果的に平成12年度と平成18年度の年齢バランスは大きく変化しておらず、老齢化の傾向は見られない。(下表 教員の年齢構成)

また、「観点に係る状況」欄の活性化策等により、教員1人当りの科学研究費補助金、外部資金については国立大学の中でもトップクラスの成果を上げており、更に、平成19年4月に教員任期規程を改正すると同時に、多数の教員の同意を得て94%の教員に任期を付すこととした。

## 教員の年齢構成

	平成 18 年度						平成 12 年度					
	教授	准教授	講師	助教	計	%	教授	助教授	講師	助手	計	%
60~65 歳	12	1	2	1	16	5. 9	16	1			17	5. 9
55~59歳	13	5	2	2	22	8. 1	14	5			19	6.6
50~54歳	14	16	5	3	38	13. 9	17	6	5	4	32	11. 1
45~49歳	13	15	23	9	60	22	5	18	6	10	39	13. 5
40~44歳	1	3	9	42	55	20. 1	5	11	24	36	76	26. 4
35~39 歳	1	4	6	41	52	19	1	7	2	50	60	20.8
30~34歳				25	25	9. 2				35	35	12. 2
25~29歳				5	5	1.8				10	10	3.5
20~24 歳												
	54	44	47	128	273	100	58	48	37	145	288	100

観点3-2-1: 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、 教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

教授、准教授、病院講師を除く講師の採用については、浜松医科大学教員選考基準及び教員選考基準に 関する申し合わせ事項等に基づき①教育研究評議会での選考方針の決定及び教員候補者選考委員会の設置 ②当委員会による公募及び学歴、著書論文等の調査 ③面接及び公開セミナーまたは公開授業等を 経て、教授会での意向確認、教育研究評議会における選考の順で行われており、また、病院講師の選考につ いては、診療の必要から担当理事の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が決定し、准教授、助教の選考については、当該分野の教授の推薦により、学長が選考する。教育の指導能力及び大学院課程の教育研究上の指導能力については、採用時、上記の公開セミナーまたは公開授業で、採用後については教員の個人評価指針に基づき、研究活動、社会貢献活動等を含め、毎年実施している。

## 【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準は明確かつ適切に定め、運用している。

教員評価は平成17年度に試行し、平成18年度から本格実施しており、評価結果に問題がある場合は学長または理事等から注意を与えることとし、また、評価結果は勤勉手当決定の参考とするなど活用している。

学部及び大学院の教育・研究上の指導能力の評価については、採用時の公開セミナー等及び上記の教員評価に加え、学部、大学院の授業評価を実施し、指導能力改善のための資料としている。

## 観点3-2-2: 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された 事項に対して適切な取組がなされているか。

## 【観点に係る状況】

平成18年9月に教育企画室の下に授業評価WGを立ち上げてこれまでの学生による授業評価を抜本的に再検討した。その結果、質問項目を精選し、また従来講義用、演習用、外国語用と細かく分かれていたアンケートをまとめて講義・演習用と実習用の2種類にし、対象教員も常勤の教授、准教授、講師に絞るなど全体として簡素化した上で、マークシート方式により実施することにした。講義・演習評価の実施時期は、最終講義ではなく最終試験日とし、試験前にアンケートを配布し、学生の退室時に回収することにした。このような準備を整えた上で、平成18年度前学期試験期間中に教養科目から医学科と看護学科の専門科目に至る計45授業科目を対象として授業評価トライアルを行ったところ、高い回答率が得られ、また集計操作が楽で、直ちに授業担当教員へのフィードバックに回すことが可能であったなど、結果は上々であった。平成18年度後学期の定期試験から正式にこの新しい方式での授業評価を行った。

医学科の臨床実習、看護学科の臨地実習の評価については、これらの医療の現場での実習は診療科ごとに、あるいは医療保健施設の種類ごとに内容が著しく異なっているため、統一した臨床(臨地)実習用授業評価アンケートの作成は困難であった。しかし、いくつかの臨床講座・診療科と関連教育病院である県西部医療センターではそれぞれ独自の振り返りアンケートによる実習評価を行っている。

以上の講義・演習と実習に対する個々の授業科目ごとの評価とは別に、平成15年度後学期から医学科の臨床実習前専門教育に導入したPBLチュートリアル形式の授業では、症例ごとにチューターによる学生評価のみならず、学生によるチューターと症例の評価も行ってきた。また、医学科と看護学科の1年生、2年生を対象に、一年間学んできたカリキュラムやそこでの授業方法等についての全体としての意見や満足度を問うアンケート調査を年度末に行い、カリキュラム編成等の参考にしている。更に以下の高学年学生あるいは卒業生と彼等の指導者を対象とするアンケート調査を介して、本学の教育の全体としての達成度を把握しようとする試みも行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価は継続した改善を行ってきた結果、学生からの回答率が高く、集計と教員への迅速

なフィードバックを無理なく実施できる授業評価体制を構築したところである。一方、医学科のPBLチュートリアル教育における学生によるチューター評価は、評価結果に当該教員の教育に対する熱意や学生に対する思いが反映される評価であるが、ほとんどの教員が良い評価を得ていることは特筆すべきことである。また、本学医学科高学年学生、医学科および看護学科卒業生に対する指導者の評価は良好であり、学生・卒業生の自己評価と指導者の評価の間に大きな矛盾は見られないことも、本学の教育についての姿勢の一つのoutcomeと感じている。

## 観点3-3-1: 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

### 【観点に係る状況】

観点3-1-1で述べたように、本学では医学科においても看護学科においても、限られた人数の教員で有効 に必要な領域の教育をカバーする体制をとっている。この体制では教員は本来の専門領域あるいは関連領域に配属され、教育を担当しているので、教育担当領域での研究が行われている。

## 【分析結果とその根拠理由】

研究の性格上、個々の教員の研究対象は授業担当科目の領域のごく一部の分野に限られていることが多いが、教育においては担当領域全体の授業が可能という合意が学内にある。また、看護学科の場合、教員は基礎看護学大講座、臨床看護学大講座、地域看護学講座のいずれかに所属し、基礎看護学大講座は健康科学担当の教員と本来の基礎看護学担当の教員からなる。健康科学担当の3名の教授の専門は薬理学、病理学、感染症学であり、それぞれ生理学と薬理学、病理学と解剖学、微生物学と免疫学を担当し、生命科学と栄養学の担当教員は生化学を専門とする医学科総合人間科学講座の教員である。臨床看護学大講座は、成人看護学、老人看護学、母性看護学、小児看護学あるいは成人看護学を専門とする教員からなり、それぞれ専門領域の教育と研究を行っている。

## 観点3-4-1: 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員,技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

## 【観点に係る状況】

本学の教務関係の業務を担当する学務部は学務課、学術情報課、入試課からなり、学務課 18 名、学術情報課 11 名、入試課 4 名と学務部長の計 34 名の構成である。

学務部以外に、医学科総合人間科学講座に2名、専門教育基礎医学講座11 講座中4講座に各1名、臨床 医学講座21 講座中12 講座に各1名、看護学科に1名、光量子医学研究センター等大学附属施設に3名、 計22名の事務補佐員が配属され教育支援も行っている。

技術職員の組織である技術部においても、教育支援は主要業務の一つであり、現在11名の技術専門職員、 技術職員が技術部から解剖学講座やその他の講座に派遣され、正常・病理・司法解剖補助、講義・実習補助等においてなくてはならぬ存在になっている。このような技術部からの技術職員に加えて、計5名の技術補佐員が専門教育基礎医学講座に勤務している。 ティーチング・アシスタント (TA) としては、平成18年度には大学院博士課程1-2次生19名と修士課程学生5名、計24名を採用し、博士課程学生19名のうち外国人留学生を除く17名は主として医学科PBLチュートリアル教育においてチューターをつとめた。修士課程学生のTAにはTA受入教員の学部学生に対する講義・演習の準備、補助や卒業研究の指導等を依頼した。

## 【分析結果とその根拠理由】

直接学生と接する学務部は事務局の最前線の位置にある。業務は事務分掌規程に見られるように多岐に わたっており、仕事量も多いが、事務補佐員を含めて34名の学務部職員がフル活動することにより、教員 と共に本学の教育を支えている。

なお、第10次に及ぶ定員削減と法人化後の5%人件費削減の結果、講座配属の事務員、技術職員は全員 事務補佐員、技術補佐員となるなど、大変厳しい状況ではあるが、幸い現時点では、教育補助を含めた講 座事務等のため原則各講座に1名の事務補佐員あるいは技術補佐員を配置できているので、できるだけ優 秀な人材を採用しかつ長く勤務させることで、講座事務の質を維持している。

大学院博士課程の19名のTAのうち17名にチューターとして学部学生のPBLチュートリアル教育を支援したことについては、チューター不足が本学における教育の一つの問題点であるので、大変有効な教育支援であった。また、大学院修士課程のTAに依頼した業務の内容と合わせて、教育的配慮の下でのTAの活用であったと考えている。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- 1) 本学の教員数は医科大学・医学部としては少ない部類に入るが、教員の適正配置により、主として教養教育を担当する教員を置き、専門教育においても必要な領域に必要な教員を配置して、欠落領域を作らぬよう配慮している点。
- 2) 特に、総合人間科学講座という教養教育を担う確固たる組織を維持しており、かつ開学以来の方針に基づいて専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っていること。現在、総合人間科学講座の教員は計14名である。
- 3) 教員数が特に少ない看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし(一種の多職種間教育)、 あるいは医学科総合人間科学講座の教員等に担当を依頼することにより 28 名の看護学科教員全員を健康 科学あるいは看護専門科目担当という構成にして、教養教育の質を落とすことなく、専門教育を精一杯充 実させていること。また、看護学科の将来を見据えて、教員選考の際、「専門教育担当の教員は全員看護専 門職とし、教授は博士の学位を持っていること」という基本方針を固く守っていること。
- 4) 大学院医学系研究科博士課程と修士課程の両方において、研究指導教員の他に他の指導教員の中から副指導教員を指名し、更なる研究指導を受けられる体制を構築していること。
- 5) 事務系職員は国立大学時代の第10次に及ぶ定員削減と法人化後の人件費削減により著しく減少したが、 学務部を中心に少ない人数の職員の適正配置とフル活動により、教員と共に教育を支えていること。

## 【改善を要する点】

1) 看護学科では、特に臨地実習において、各領域が単独で実習を行うには教員数が不足しているため、他

領域の助教も領域を超えて指導に当たらざるを得ないという状態が続いていた。これが助教にとって精神 的にも時間的にも大きな負担になっていたので、平成19年度から臨地実習指導のための非常勤助教を雇用 することにより、助教は原則として専門領域の実習指導と講義を担当することにした。

2) 学生による授業評価の仕組み作りはやや難航し、紆余曲折を経て落ち着くべきところに落ち着き、学生からの回答率が高く、集計と教員への迅速なフィードバックを無理なく実施できる授業実施体制を構築した。しかし、正式実施の結果によっては更なる改善が必要となる可能性はある。

### (3) 基準3の自己評価の概要

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、学生に医学あるいは看護学の全領域の基礎的知識を習得させる必要上、カリキュラムにおいて多くの専門科目が必須になっている。また、医学は進歩の極めて早い領域であり、新しい領域の教員が必要となることも多い。本学では、医学科においても看護学科においても、専任教員でできるだけ有効に必要な領域の教育を広くカバーし、かつ最近の医学の進歩に対応しようとする体制をとり、それでも足らざる部分は非常勤講師に依存している。個々の領域にそれぞれ専門の教員を配置しており、また大学全体に研究を大切にする気運があるので当然各領域において教育内容と関連する研究が行われている。

開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座という 14 名の教員からなる組織を教養教育の担い手として残していることも本学の特徴の一つである。そして、教員数の少ない看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし(多職種間教育の一種)、あるいは総合人間科学講座の教員等に担当を依頼することにより、教養教育の質を落とすことなく、教員全員が健康科学あるいは看護専門科目担当という構成にし、専門教育の充実を図っている。また、看護学科の将来を考えて、教員選考の際、専門教育担当の教員は全員看護専門職とし、教授は博士の学位を持っていることという基本方針を固く守っている。

本学の医学科、看護学科の専任教員の構成は、全て大学設置基準が定める要件を満たしている。

学生による授業評価の仕組み作りは、紆余曲折を経て回答率が高く、集計と教員への迅速なフィードバックを無理なく実施できる体制を整えたところである。この授業評価とは別に、本学の教育についての調査を行い、教育課程編成等の際の参考にしている。

本学の教務関係の業務を主として担当する学務部は学務課、学術情報課、入試課からなり、それぞれフルに活動して、教員と共に本学の教育を支えている。教育支援は本学技術職員の組織である技術部の主要業務の一つであり、現在11名の技術部職員が解剖学講座やその他の講座に派遣され、正常・病理・司法解剖補助、講義・実習補助等においてなくてはならぬ存在になっている。その他、原則として各講座に1名の事務補佐員あるいは技術補佐員が配属され、人によっては講義プリントの印刷等教育支援業務も行う場合もある。しかし、現在では講座配属の事務補佐員、技術補佐員は全員週に30時間勤務のパートタイマー職員である。ティーチング・アシスタント(TA)としては、平成18年度には大学院博士課程学生19名と修士課程学生5名の計24名を採用し、博士課程学生は医学科のPBLチュートリアル教育をチューターとして支援した。

## 基準4 学生の受入

## (1) 観点ごとの分析

観点4-1-1: 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受 入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。

### 【観点に係る状況】

本学の建学の理念、目的・使命及び教育目標等に沿って平成12年度に入学試験委員会、教授会の議を経て医学科、看護学科、看護学科第3年次編入学及び医学科第2年次後学期編入学のアドミッション・ポリシーを定めている。これらは、ホームページに掲載し学内外に公表するとともに、大学案内及び学生募集要項に掲載し本学志願者、高等学校、文部科学省等関係機関に配布し、周知している。また、情報サービス会社と契約し、携帯電話等からも調べることができるようにしている。

さらに、毎年実施している本学説明会や学外での入試ガイダンス等においてアドミッション・ポリシー等について説明し、本学志願者等学外関係者への周知を図っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の建学の理念、目的・使命及び教育目標等に沿ったアドミッション・ポリシーは教授会等の議を経て明確に定められ、ホームページに掲載するとともに大学案内及び各学生募集要項の配布や大学説明会等により学内外に公表している。

観点4-2-1: 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用 されており、実質的に機能しているか。

## 【観点に係る状況】

本学では、目的・使命を達成するため、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め多様な選抜を実施している。また、全ての選抜試験に面接を課し、学力のみならず、思考能力、潜在能力、人間性、医学勉学に対する意欲などについて判定を行っている。

医学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験を課し、個別学力検査においては、理科3科目(物理、化学、生物)から2科目選択、数学、外国語(英語)、面接及び調査書により、後期日程では、大学入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では25名の定員を定め1高校4名以内の推薦を受け、大学入試センター試験、適性検査、小論文、面接、推薦書、志願理由書及び調査書により総合的に判定している。

看護学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験、面接及び調査書により、後期日程では大学入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では、20名の定員を定め、1高校2名以内の推薦を受け、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により総合的に判定している。

## 【分析結果とその根拠理由】

上記選抜の全てにおいて、本学のアドミッション・ポリシーに基づいた面接を実施している。 また、学力検査等においてもアドミッション・ポリシーを踏まえた適切な科目を課している。

観点4-2-2: 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、 編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適 切な対応が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

観点4-2-1に示したとおり、本学では目的を達成するため、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め、多様な選抜を実施している。

医学科の第2年次後学期編入学では定員を5名、出願資格を4年制以上の大学を卒業した者 (卒業見込みの者を含む)とし、理工学、薬学等の自然科学系の学問分野又は自然科学系以外 の学問分野を経験し、臨床医又は医学研究者になりたいという明確な目的意識を持った学生の 入学を期待している。アドミッション・ポリシーにこの旨を明記し、選抜試験では受験生の出身分野の専門の教員を面接官として配置し、第1次(学力試験)、第2次(小論文、面接)の 2回の選抜並びに推薦書及び志願理由書により総合的に判定している。

医学科の私費外国人留学生特別選抜、看護学科の社会人特別選抜及び3年次編入学試験ではそれぞれの募集要項にアドミッション・ポリシーを記載している。外国人留学生特別選抜では日本留学試験を課し、学力検査、面接、推薦書及び成績証明書等により、また、社会人特別選抜では、職務経験が3年以上で21歳に達した者と出願資格を定め、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により、3年次編入学生では、学力検査(外国語、専門I、II)、面接及び成績証明書により総合的に判定している。帰国子女に対しても、募集要項に医学科、看護学科ともアドミッション・ポリシーを記載し、大学入試センター試験を免除し、医学科では適性検査、小論文I・II及び面接を、看護学科では小論文及び面接を実施し、推薦書、調査書等を含め総合的に合否を判定している。

### 【分析結果とその根拠理由】

医学科の第2年次後学期編入学生、外国人留学生及び帰国子女学生並びに看護学科の社会人、3年次編入学生、帰国子女学生の受入に対しても観点4-2-1に記載したように、本学の目的、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法を採用し、実質的に機能している。

## 観点4-2-3: 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

## 【観点に係る状況】

入学試験委員会が入学者選抜の実施体制を掌握し、入学者選抜試験の実施計画、募集要項の 作成等を行っている。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた入試問題作成専門委 員会、論文専門委員会が担当し、入学試験を実施する際には入学者選抜試験実施本部が置かれる。

入学試験問題は、各試験科目の問題作成を担当するに十分な教育研究経験を有する教員により作成され、公正を保つため入学試験問題作成に関わる情報を非公開としている。また、面接においては、監督教員を複数名で構成することにより、公正な合否判定が行えるよう配慮している。

## 【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点及び合格者 の決定までの実施体制は、入学試験委員会を中心に構築されている。

また、選抜試験の結果については、電算処理検証委員会で入試データを検証後、入学試験委員会で合格候補者案を作成し、教授会の議を経て合否判定が行われる。

このように、組織間の連携も図られ、意志決定のプロセス、責任も明確であり、かつ、公正 である。これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されている。

観点4-2-4: 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

## 【観点に係る状況】

入学者選抜方法研究委員会において入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査等を踏まえて入学者選抜について検証、調査研究し改善策を講じている。また、調査研究した結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめ、入学者選抜方法の改善に役立てている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜方法研究委員会において入学者選抜方法の改善に関連する事項の調査研究等行っている。また、「入学者選抜方法研究委員会報告書」のとおり、本学のアドミッション・ポリシーに沿った「地域に根ざし大きくはばたくという意欲を持って活躍できる人で、この地の医療にも貢献できる人」が入学し、卒業している状況を読み取ることができる。

以上のことから本学の建学の理念、目的・使命に沿った入学者選抜の検証及び改善の取組が 行われ、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点4-3-1: 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。 また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者 数との関係の適正化が図られているか。

## 【観点に係る状況】

この5年間の平均入学定員超過率は、医学科が0.2、看護学科は0であり、大幅な定員超過を

招いていない。(私費外国人留学生の平成15年1名、平成16年2名を除く)

## 【分析結果とその根拠理由】

過去5年間の入学状況は、医学科では、平成17年度に1名の増があったが、その他の4年間は定員通りである。また、看護学科は全て定員通りであり、入学定員と実入学者の関係は適正である。

## (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

多様な入試制度を採用し、かつ各選抜のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、各学生募集要項に掲載し公表するとともに、全ての選抜試験において面接を課すなどアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている点、及び入学者選抜方法研究委員会が入試の結果を検証、調査し、調査結果を報告書としてまとめている点が本学の特色であり優れた点である。

## 【改善を要する点】

受験生全入時代を目前にし、医学科では今後もある程度の志願者を見込むことができるが、 看護学科では厳しい状況も見込まれることから、有効な対策を検討する必要がある。

## (3) 基準4の自己評価の概要

本学は、建学の理念、目的・使命及び教育目標に沿って本学が求める学生を受け入れるために具体的なアドミッション・ポリシーを定め、ホームページに掲載するとともに大学案内及び各学生募集要項の配布や大学説明会等により学内外に公表しており、周知を図っている。

学生の受入については、本学の目的を達成するため、医学科の第2年次後学期編入学、帰国子女、外国人留学生及び看護学科の3年次編入学、社会人、帰国子女というように多様な履修歴に対応した選抜試験を実施し、大学入試センター試験、個別学力検査及び成績証明書などにより学力を判定するとともに、面接、調査書及び推薦書等によりアドミッション・ポリシーに沿って適性を判定している。

入学者選抜の実施については、実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、採点及び合格者の決定までは、入学試験委員会を中心に構築している。また、選抜試験の結果については、電算処理検証委員会で入試データを検証後、入学試験委員会で合格候補者案を作成し、教授会に諮って決定している。このように、意志決定のプロセスにおいて組織間の連携も図られ、責任も明確であり、入学者選抜は全ての面において公正に実施されている。

入学者選抜の検証及び改善については、入学者選抜方法研究委員会を中心に入学者選抜方法 及び入学者選抜方法の改善に関連する事項の調査研究等を行っている。また、これらの結果を 「入学者選抜法研究委員会報告書」として取りまとめるなど入学者選抜方法の改善に役立てて いる。 実際の入学者の状況については、過去5年間において、医学科で平成17年度に1名の増があっただけであり、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっておらず、入学定員と実入学者数の関係は適正である。

## 基準5 教育内容及び方法

## (1) 観点ごとの分析

## <学士課程>

観点5-1-1: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

## 【観点に係る状況】

正しい知識、技術と豊かな人間性を持った医師、看護専門職を育てるために、教養教育と専門教育をバランスよく配置した6(4)年一貫教育を実施している。医学科のカリキュラムは、1年次~2年次前期の教養教育主体の教育、2年次前学期から始まるPBL チュートリアル方式を導入して行われる臨床実習前専門教育及び5-6年次の診療参加型臨床実習より構成される。また、入学直後の福祉施設体験学習と新入生合宿研修に始まり、その後も継続的に行われる医療倫理学習(医学概論等)を通じて医療人としての人間性の育成を図っている。看護学科のカリキュラムは、多くを医学科との合同授業として行う教養教育、医療倫理教育、及び看護専門基礎科目、基礎看護学の上に発達看護学(母性、小児、成人及び老人看護学)と広域看護学(精神看護学、地域看護学)を、その上に応用看護学と総合看護学を積み上げる形で教育課程が構成されている専門教育からなる。医学科、看護学科の両方において、専門科目の多くは必須科目になっている。

## 【分析結果とその根拠理由】

豊かな人間性と高い倫理観を育むための教養教育、医療倫理教育に力を入れていること、医学専門教育では、講座間にまたがるユニット構成で、看護学科では積み上げ方式カリキュラムにより、それぞれ医学、看護学の体系的な学習を容易にしていること、PBL チュートリアル教育、学生主体の問題解決型学習により問題解決能力と自学自習の習慣の養成を図っていること、診療参加型の臨床実習を行っていること等、医学、看護学を体系的に学び、医学士、看護学士が授与されるに適切な教育課程である。

## 観点5-1-2: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

## 【観点に係る状況】

大部分の学生が医師、看護専門職になるという視点で教養教育を行っており、理数系科目では医学・看護学学習の基盤となる授業を、人文社会系科目では人間、医療、倫理・哲学等と関連する授業を多く開講している。医療倫理教育は早期体験学習、本学教員あるいは医療訴訟原告の遺族等外部の講師による授業、PBLチュートリアル等から構成している。また、医学科では、教員と学生の密接な接触を介した人間教育を意図して、総合人間科学講座の教員による人間科学ゼミナールを開始した。医学科の臨床実習前専門教育は、PBLチュートリアル形式を中心に行われており、平成14年度入学生は、45症例と関連事項を自ら、あるいは討論の中で学習した。また、研究心の養成を意図して、この専門教育の期間中に6週間の基礎配属を

実施している。看護学科においても多くの教養科目、看護専門基礎科目、専門科目に学生主体の問題解決型学習を取り入れ、学生同士の討論の中での学習を重視したカリキュラムを組んでいる。

医学科の臨床実習は5年次1年間と6年次の10週間にわたって行い、診療参加型を主体とし、充実を図っている。看護学科においても、講義・演習等による学習と体験的学習をバランス良く組み合わせることにより学習効果を高めることを意図して、1年次の基礎看護学実習 I に引き続いて、2年次に基礎看護実習、3年次・4年次に領域別実習を小人数グループで行っている。

## 【分析結果とその根拠理由】

PBL チュートリアル教育や問題解決型授業などにおいて、教育課程の編成の趣旨に添った課題を用いるなど、授業の内容は全体として教育課程編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-1-3: 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映 したものとなっているか。

### 【観点に係る状況】

進歩の早い医学の分野であるため、本学教員は自らの、更には世界全体の研究の成果を踏まえて、最新 の医学の基礎的知識・技術を教授している。看護学科においても教員全員がいずれかの看護専門科目ある いは看護専門基礎科目の領域の教員であり、当然当該科目の領域の研究の成果を反映した教育を行ってい る。

## 【分析結果とその根拠理由】

ほとんどの教員が活発な研究活動を行っており、その結果を担当授業へフィードバックしている。

観点5-1-4: 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成 (例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単 位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考 えられる。) に配慮しているか。

## 【観点に係る状況】

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であり、他学部の科目履修の該当はない。教養教育においては、多くの科目を医学科の学生と看護学科の学生が一緒に履修しており、これにはより良い患者ケア、望ましいチーム医療推進のために異なった職種の考えを学ぶ多職種間教育の効果を期待している。また、本学は、静岡県西部の9大学(静岡大学、静岡文化芸術大学等)が実施している「大学共同授業」と静岡県の4国公立教育研究機関(国立遺伝学研究所、静岡大学、静岡県立大学)が連携して行っている「連携講義」に参加し、この両者において単位互換を行っている。

専門教育では、ほとんどの教科が医学あるいは看護学に特化した必須科目となるので、他学との単位互 換はない。しかし、医学科6年次の臨床実習においては、本学教員が適切と認めた外部の病院での実習は 単位として認められることになっている。また、毎年10名内外の学生が海外の学術交流協定校で、あるい は IFMSA (International Federation of Medical Students' Associations)の短期交換留学制度を利用して海外での臨床実習や基礎医学実習を行っている。この場合、学術交流協定校及び本学の教員が適当と認めた大学・病院での臨床実習は単位化される。

編入学生への配慮に関しては、医学科の2年次後学期編入学生と、看護学科の3年次編入学生の既修得 単位を規程及び申合せに従って認定している。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学は医学科と看護学科からなる医科大学であるため、特に専門教育において単位互換等は難しい状況である。学術交流協定校等海外の大学への短期留学は留学報告会での発表、レポート等から判断して、全員が海外での数週間を有益にかつ充実して過ごし、得がたい経験をしている。

## 観点5-1-5: 単位の実質化への配慮がなされているか。

## 【観点に係る状況】

本学の教育目標の一つは「問題解決能力及び自学自習の態度・習慣の養成」であり、学生の主体的な学習をうながし、十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。例えばカリキュラムにおいては医学科のPBLチュートリアル教育、看護学科の学生主体の問題解決型授業などにおいて授業時間以外での学習を促すとともに、施設面では30室あるチュートリアル教室を9時から23時30分までの間学生のグループ学習に開放しており、図書館の24時間開館は平成5年以来続けている。

## 【分析結果とその根拠理由】

授業時間以外での学習を促すようにカリキュラム・授業内容を工夫するとともに、チュートリアル教室を沢山作り学生に開放し、図書館を24時間開館にしたことも「学生の主体的な学習を促す」という観点から大成功であったと考えている。

観点5-1-6: 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有 している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなさ れているか。

## 【観点に係る状況】

該当なし

#### 【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-2-1: 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが 適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。 (例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度 に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

#### 【観点に係る状況】

観点 5-1-1、5-1-2 において述べたように、本学では医学科と看護学科の両方において、学生主体の問題解決型学習と体験による学習を重視したカリキュラムを組んでいる。また医療倫理教育を重視し、学生と教員の接触のある教育を目指している。さらに、教養教育の一部科目及びPBL チュートリアル教育では少人数教育を実施し教育の効果を高めている。

医学科では、臨床実習は5年次前学期から6年次前学期の高学年から行われているが、それまでにも早期体験学習、実習、研究室配属等体験的学習を各学年の授業に取り入れている。看護学科でも、医療概論 I・IIにおける早期体験学習に加えて各学年のカリキュラムに実習、実験を組み入れて、講義・演習とのバランスを取っている。また、医学科、看護学科の両方において、外部の実習施設で指導を担当する医師、看護職等に臨床教授等の称号付与を行うこと等で実習支援体制を整えている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

必要のある特定の科目で少人数教育を実施するとともに、学生の自主的学習の支援を整え、「問題解決能力及び自学自習の態度・習慣」の養成を図っている。また、体験的学習の重視も本学の開学以来の教育方針の一つであり、医学科においても看護学科においても各学年のカリキュラムに実習、体験学習を組み込むことにより学習効果を高める工夫も行っている。

#### 観点5-2-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

医学科、看護学科ともに、教育要項に臨床実習、臨地実習を除く全ての授業のシラバスを統一した体裁 で掲載し、年度初めに学生に渡している。臨床実習、臨地実習の詳細はそれぞれ臨床実習の手引きに記載 されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

毎年年度初めに医学科、看護学科の各学年の学生に教務ガイダンスを行っており、シラバスに記載されている各教科の内容等はよく周知されていると考えている。

## 観点5-2-3: 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

## 【観点に係る状況】

高等学校で生物や物理を履修していない学生もいること、自然科学の領域が互いに入り組み、境界が判然としない時勢であること等への対応として、数学、物理、化学、生物の教員が合同で担当する「自然科学入門(必須4単位)」を1年次に開講している。その中で、物理の授業では高校での既習組と未習組に分けて実施し、生物では未履修学生一人一人に対してレベルに合わせて参考書と勉学方法を指示するなど個別指導を行っている。また、統計解析を学ぶ「数理科学」では、統計学に必要な確率計算のレベルをみるための試験を行い、その結果と高校教育での数学Cの「確率分布」の履修状況により4クラスに分け、レベルに応じた授業を行っている。自主学習への配慮は観点5-1-5で述べたように力をいれている。

### 【分析結果とその根拠理由】

教養教育の一部科目では高等学校での履修によるバラツキに対する配慮を行っている。また、カリキュラムの工夫等により自主学習を促すとともに、環境も整備している。

観点5-2-4: 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による 指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用 して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

該当なし

#### 【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-3-1: 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

#### 【観点に係る状況】

授業科目の成績評価は、履修規程に定められているとおり、優、良、可又は不可の標語をもって表し、優、 良及び可を合格とし、不可を不合格としている。履修規程は教育要項に掲載されており、この評価基準は 学生に周知している。また、各授業科目のシラバスに「成績評価」の項を設け、成績評価基準を記載して いる。卒業認定基準も「教育要項」において分かりやすく提示されている。

## 【分析結果とその根拠理由】

成績評価や卒業認定については、新年度ガイダンスにおいて説明している。年次移行基準については、 履修規程において3年次移行、5年次移行を別表として分かりやすく記載している。

観点5-3-2: 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施 されているか。

#### 【観点に係る状況】

各教科の成績は、シラバスの「成績評価」の項のとおり、定期試験の成績、口頭試問、出席状況、レポートなどにより総合的に評価されている。単位認定は、科目担当教員が判断し、教務委員会、教授会において審議されている。看護学科の卒業研究は、卒業論文、卒業論文発表会により評価し、卒業判定は教授会にて行われる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価と単位認定は授業形態(講義、PBL チュートリアル、実験、実習、演習等)を考慮した適切な 評価方法により、履修規程及びシラバスに明記した基準に従って行っている。卒業認定、進級判定は教務 委員会の議を経て教授会で行っている。

観点5-3-3: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

学生からの成績評価に特化した異議申し立ての制度はないが、成績評価の正確性は教務委員会での審議で担保している。また、「指導教員」や「何でも相談窓口」において成績評価についての疑義を相談することも可能である。加えて、平成12年度以降毎年、教務委員長が全ての進級・課程修了不可能学生と学業成績不良の原因及び当該年度1年間の過ごし方等についての相談を行っており成績評価についての強い異議があればその折に把握できると考えている。

## 【分析結果とその根拠理由】

教務委員会において全学年の成績を把握することで、成績評価の正確性を現実的に担保できていると判断する。事実、教務委員会では進級不可能あるいは課程修了不可能となった学生の成績については特に念入りに調べており、毎年教務委員長が全ての進級・課程修了不可能学生と面談している。

観点5-4-1: 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的 とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

## 【観点に係る状況】

大学院博士課程では、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を目的とし、「研究者養成コース」と「研究能力を備えた臨床医養成コース」を体系的に編成している。また、平成17年9月の中央教育審議会からの答申を踏まえて、カリキュラムの実質化を平成18年度から実施している。修士課程では、看護専門基礎(健康科学)領域及び看護専門領域において、科学的思考力・問題解決能力・基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者・研究者を育成するという趣旨に基づいて、幅広い分野の看護領域を網羅するよう教育課程が組まれている。

## 【分析結果とその根拠理由】

博士課程では中央教育審議会の答申の趣旨及び本学大学院設置の理念に基づいた体系的な教育課程を編成している。修士課程では、高度な知識と技術に裏づけられた看護実践能力と倫理観を備えた人材の育成を主眼として教育課程を編成している。

観点5-4-2: 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点に係る状況】

医学の進歩にともない、基礎・臨床を問わず分野間の横断的連携が求められている。「研究能力を備えた

臨床医養成コース」では、学術研究を基盤とし、関連領域のセミナーといくつかの基本的な授業科目により関連分野の基礎的素養と学際的な分野への対応能力の養成を、「研究者養成コース」では、これに加えて、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力・姿勢の涵養を図っている。修士課程の授業内容は専門科目と共通科目からなり、専門科目に各領域の教育課程編成の趣旨に沿った授業科目(特論・演習)を配置し、共通科目には看護学の基盤となる授業科目を配置している。また、高度看護実践コースでは、専門看護師教育課程に対応した授業内容を配置している。

## 【分析結果とその根拠理由】

博士課程の教育では、セミナーを重視し、発表者が論文の著者に代わって発想から結論までの理論と実験根拠を示し、参加者全員がこれに対して批判し、質問するという実践的な議論の場、国際的に高い水準の研究活動に豊富に接する場と位置づけている。修士課程でも学生主体の問題解決型授業が多く、教育課程編成の趣旨に沿った内容の授業を行っている。

## 観点5-4-3: 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映 したものとなっているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程の授業の内容は、基礎となる研究活動の成果を反映させる編成となっている。たとえば、各専門領域セミナーにおいて、その領域の研究者が、自らの研究あるいは他の優れた研究者の論文を紹介し、 内容についての実践的な討論を行っている。修士課程でも、大学院担当教員は、それぞれ授業の内容に関連した研究テーマをもち、研究成果を授業に反映させている。

## 【分析結果とその根拠理由】

博士課程では、所属あるいは関連分野のセミナー重視のカリキュラムに明らかなように、授業の内容が、 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものになっている。修士課程でも授業 内容は担当する教員の研究活動と関連している。

#### 観点5-4-4: 単位の実質化への配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程では受講科目選択の自由度が学部教育より大きいので、原則として研究指導教員の指導に基づき履修計画を立てることにより、学習目標を明確にし、単位を修得するために十分な学習を行うことを可能にしている。修士課程では、社会人学生が勤務しながら就学できることを前提とした時間割になっている。図書館は24時間利用可能であり、また情報処理実習室や大学院生室も夜間使用可能にしてある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程、修士課程の両方において、全体的な履修ガイダンスを行うとともに、指導教員が個別に必要な履修指導を行っている。その他、図書館の24時間開館、修士課程での社会人学生が勤務しながら就学で

きることを前提とした時間割、夜間も利用できる情報処理実習室等々単位の実質化への配慮は適切である。

観点5-4-5: 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程と修士課程の両方において、在職のまま入学を希望する社会人学生が学びやすいように大学院 設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設けている。博士課程では、リレー講義 は午後5時半以降とし、共通科目は集中講義で編成するなど、社会人大学院生に配慮した時間割を設定し ている。修士課程では、現在の大学院生の約80%が勤務を継続しながらの履修生であるため、同じ科目を 昼夜開講している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育方法の特例を受ける学生には、指導教員の指導のもと、長期履修制度を利用した履修期間、時間割設定、科目の配分などの履修計画を作成させることとしており、学生に配慮した取扱いとしている。

観点5-5-1: 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが 適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。 (例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度 に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

## 【観点に係る状況】

医学研究ではほとんどの場合、組織・細胞・遺伝子レベルでの実験・分析、臨床試験、動物実験あるいは予防・防御医学等のフィールド型調査・統計解析が必須となる。このため博士課程では、講義・演習・セミナーと実験・実技・実習がバランスよく組合せたカリキュラムになっている。また、「研究者養成」と「研究能力を備えた臨床医養成」という2つのコースに応じて、特色ある履修方法がそれぞれ工夫されている。更に、授業以外にも定期的に開催される「学内研究発表会」等の学術講演会に参加し、先端的な研究内容にふれる環境が整備されている。

修士課程では講義と演習が主流の授業が行われている。本学の授業形態としては、(1)講義、(2)小人数授業、(3)対話・討論型授業、(4)フィールド型授業、(5)情報機器を使用、(6)その他と区分され、対話・討論型授業が最も多く、次いで少人数授業、講義、情報機器の使用の順となり、多様な授業形態をとっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程には、研究者とともに研究心のある臨床医を養成するという教育目的がある。それ故、種々の 形態、内容の授業を提供し、個々の学生が目指すコース、専門領域等に応じて、ある制約の範囲内で履修 科目を自由に選択する現行のカリキュラムは、適切かつ有効である。修士課程でも、種々の形態の授業が 行われており、教育内容に応じた適切な学習指導方法の工夫がなされている。 観点5-5-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程、修士課程の両方において、シラバスが体裁の整った書式で作成され、事前に大学院生に配布され、周知されている。

### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、博士課程、修士課程の両方において教育課程編成の趣旨に沿った適切なシラバスが作成され、活用されていると判断している。

観点5-5-3: 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-6-1: 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程では、各指導教員の主宰するセミナーを母体に、「研究者」および「研究能力を備えた臨床医」の養成を目指して研究指導が行われている。本学の特徴の一つは、最多の大学院生を擁する臨床医学部門と、基礎医学、光量子医学研究センター等他の部門との密接な協力体制であり、臨床医コースにおいても副指導教員の指導の下で基礎医学講座等との共同研究に参画する学生もいる。修士課程では指導教員と副指導教員が緊密な連携をとり、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成まで、直接指導している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程では、各指導教員の主宰するセミナーを母体に研究指導を行っており、これまでの課程博士号授与者の累積数が500名に近いという実績からも、教育課程の趣旨に沿って適切な研究指導が行われていると判断する。修士課程でも複数指導教員制を効果的に活用することによって、教育の趣旨に沿った研究指導が可能になっている。平成18年までの7年間で学位授与者数は87名に達した。

観点5-6-2: 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に

対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力 の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

医学の研究では、研究指導教員、担当教員、研究者、研究補助者が協同して専攻分野の研究に力を注ぐことが多い。また、副指導教員とその周囲の担当教員がこれに加わるケースも稀ではない。大学院生は入学時点で指導教員の研究指導を仰ぎ、研究テーマを決めるとともに4年間にわたる研究計画を練り上げる。また、臨床医学部門と、基礎医学、光量子医学研究センター等他の部門が密接に協力し、臨床医コースにおいても副指導教員の指導の下で基礎医学講座等との共同研究に参画する学生もいる。TA、RA は実施要領に従って大学院博士課程部会で選考される。TA は学部のPBL チュートリアル教育のチューター業務等に従事し(資料 3-4-1-2)、RA は本学の研究プロジェクト等に研究補助者として参画し、また科学研究費補助金に応募する資格を得て、研究費支援を獲得するチャンスが与えられる。平成17・18年度のTA・RA に関する実績は以下の通りである。

	TA	RA (継続)	RA(新規)
平成17年度	9名	23名	31名
平成 18 年度	19名	31 名*	25名*

(\*18年度科学研究費補助金採択者11名)

修士課程では、1年次生16名中8名、2年次生25名中10名、3年次生(長期履修生)8名中6名、計49名中24名(49%)が副指導教員制度を利用して研究指導を受けている。また、平成17年度は5名、平成18年度は6名の大学院生がTAとして採用されて学部の授業に係わった。

#### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程では、指導教員を中心とした複数教員による指導体制下での研究活動、本学が行う研究プロジェクト等へのRAとして参画、医学部のPBLチュートリアル教育へのTAとしての参加等大学院生の研究指導、教育に対する適切な取組が行われていると判断する。修士課程でも複数教員による指導体制が機能しており、またTAに採択された学生は、学部の授業に係わり、授業計画の立案、演習や卒業研究の指導等を経験することにより、教育能力を高めることができたと判断している。

## 観点5-6-3: 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程では、欧文学会誌に採択される水準の高い論文作成に向けて、指導教員の適切な指導の下、研究チームが作られ研究に携わる。また、総合的な視野を広げるため、複数指導教員制をとっている。外部研究機関への研究指導を委託する制度も機能している。修士課程でも、研究指導教員が副指導教員と緊密な連携をとりつつ、テーマの選定、研究方法の検討から論文作成まで、直接指導している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程大学院生を筆頭著者とする学位論文の学会誌への公表実績は、IF (impact factor) 値の年度推移及び科学研究費補助金取得実績等からみて顕著である。学内の審査体制は医療倫理にも配慮して適切に整備されている。そして研究期間の延長及び申請時期の猶予制度も整備されている。修士課程でも長期履修制度が活用されており、平成17入学生23名中12名、18年入学生18名中13名、19年入学生16名中11名が入学時に長期履修を申請した。

観点5-7-1: 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

## 【観点に係る状況】

博士課程、修士課程の成績評価基準は大学院履修規程に記載されており、入学時のガイダンス等において学生に周知されている。博士課程修了の要件は学則第44条、学位規程、学位論文審査実施要項及び学位論文審査実施要項に関する申合せに、修士課程修了の要件は学則第44条及び学位規程に記載されており、これらの規程を大学院要覧に掲載し、また入学時ガイダンス等で説明することにより、学生に周知されている。

### 【分析結果とその根拠理由】

博士課程、修士課程共に、本学の教育の目的に沿って、成績評価基準及び修了認定基準を策定し、大学院要覧に記載し、入学時オリエンテーション等にて説明し、学生への周知を図っている。

観点5-7-2: 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程、修士課程共に、各授業科目のシラバスに明記された成績評価基準により、かつ大学院医学研究科履修規程第7条等に従い、優・良・可・不可の4段階の成績評価及び単位認定を行っている。課程の修了認定は修得単位数の確認と学位論文の審査からなる。博士課程では、学位論文審査を受けるためには、当該論文が博士課程教授会の適当と認める内外の学会誌等に公表あるいは採択されていて、かつ単著であるか共著の場合申請者が筆頭著者であることが必要である。審査委員会は3名の審査委員からなり、学位論文審査(医療倫理を含む)と専攻分野の試問を行う。論文提出による学位論文審査の手続き等も学位論文審査実施要綱と学位論文審査実施要綱に関する申合せに定められている。修士課程では、研究指導教員による特別研究の評価の後に3名の審査員からなる学位論文審査に入り、学位論文審査、専攻分野の試問及び公開研究発表会における質疑応答が行われる。なお、論文審査委員会では10項目についての評価を行い(各項目の配点10点)、合計60点以上を合格としている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、博士課程においても修士課程においても、成績評価、単位認定、修了認定はいずれも規程・要覧等で学生に明示された基準、手続きで厳格に行われている。

#### 観点5-7-3: 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

## 【観点に係る状況】

大学院の教育研究に関する審議機関である大学院教授会は研究指導教員により構成され、博士課程では教授のみにより、修士課程では教授と准教授からなる。それぞれ大学院博士課程教授会、修士課程教授会の下に大学院博士課程部会と修士課程部会が設置されており、申請者の資格審査等実質的な審査を行っている。実際に審査を担当する論文審査委員会は3名の大学院担当の教員(教授、准教授、講師)からなり、そのうち1名を主査とする。学位論文申請者の指導教員、紹介教員及び申請者が所属する講座の教員は、当然のことながら、審査委員になれない。また博士課程では3名のうち2名以上は教授としている。

## 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、博士課程においても修士課程においても学位論文審査に係る適切な審査体制を整備し、 学位論文審査を含む課程の修了の認定を大学院要覧等で学生に明示した基準、手続きで厳格に行っている。

## 観点5-7-4: 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

#### 【観点に係る状況】

博士課程、修士課程の両方において、大学院要覧に成績評価の基準、方法等を明記し、授業担当教員は それに基づいて評価を行っている。成績評価についての学生からの異議申し立ての制度は明文化されては いないが、指導教員や事務部門を通して成績評価についての疑問を相談できる体制となっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

現在でも、学生からの成績評価に対する疑問を、指導教官等を通じて授業担当教官に問い合わせることは可能であるが、今までに学生からの正式な疑問提示の報告はない。

#### <専門職大学院課程>

該当課程なし

### (2)優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 1) 学部においては、正しい知識、技術と豊かな人間性を備えた医療人育成を目指して、教養教育と専門教育をバランスよく配置した6年あるいは4年一貫教育を実施していること、医療倫理教育に力を入れていること。
- 2) 医学科では PBL チュートリアル教育を、看護学科でも学生主体の問題解決型学習を導入し、更に図書館

- の24時間開館、チュートリアル教室のグループ学習への開放等学生の主体的学習をうながす措置を講じて、問題解決能力と自学自習の習慣の育成を図っていること。
- 3) 学生が海外の学術交流協定校での臨床実習、joint PBL や、IFMSA の交換留学制度を利用した臨床実習、 基礎医学実習に積極的に出掛け、得がたい経験をしている様子であること。
- 4)体験による学習を重視し、医学科の診療参加型臨床実習、看護学科の基礎看護実習、領域別実習以外に、 各種早期体験学習、理数系教養科目や基礎医学の実習、研究体験学習である基礎配属等をカリキュラム に組み入れ、講義・演習と実習のバランスを取っていること。
- 5) シラバスに成績評価の項を設け、各教科の成績評価を何に基づいて行うか、何を重視するかを明らかにしたこと、教養科目のシラバスに「医学(看護)教育における位置付け」の項を設けたこと。
- 6) 大学院博士課程では、中央教育審議会の答申の趣旨及び本学大学院設置の理念に基づいた体系的な教育 課程を編成し、「優れた研究者養成コース」と「研究能力を備えた臨床医養成コース」による実質的な教 育を実施していること。
- 8) 博士課程と修士課程の両方において、複数教員による指導体制(副指導教員制度)が機能していること。

#### 【改善を要する点】

- 1) 医学科に導入した PBL チュートリアル教育は、実感として確かに優れた教育法であるが、チューターを つとめる教員の負担が著しく大きく、またこのようにして学生の主体的学習をうながしても自ら勉強し ないごく少数の学生に対する対策が必要との問題点もある。引き続き検証しつつ検討し、本学の特に人 的資源面の体力に合った教育体制の構築が必要であること。
- 2) 大学院博士課程で中央教育審議会の答申に応じて立ち上げた実質的カリキュラムは、学生の意見を参考にして検証し、改善を図っていくべき段階にあること。

## (3) 基準5の自己評価の概要

医科大学・医学部では、医療倫理を尊重し、人類の健康・幸福に貢献することを誇りとする医療人及び 医学研究者を育成したいものである。本学医学科では、①医学の基礎的知識・技術、②自学自習の態度・ 習慣及び研究心、③問題解決能力、④高い倫理観と医師として好ましい人間性の、看護学科では、①看護 学の基本的知識・技術、②基本的な看護実践能力、③問題解決能力と生涯にわたり学習を継続する姿勢、 ④コミュニケーション能力、及び5生命・看護倫理と豊かな人間性の養成を具体的教育目標にし、この教 育目標の達成を目指して教育課程を編成し、授業を行っている。教養教育、医学・看護学専門教育、臨床・ 臨地実習及び医療倫理教育からなる教育課程は、教養課程の中に一部の専門科目が、逆に専門科目に一部 の教養科目(医学科では英語)が入り込む楔形6(4)年一貫カリキュラムになっている。本学の特徴の一 つは、医学科の総合人間科学講座が教養教育の主たる担い手として医学科と看護学科の両方の教養科目を 担当し、かつ多くの教養教育人文社会系の授業を医学科と看護学科の合同授業としていることである。教 養教育の専門家による質の高い授業、多職種間教育としての効果及び特に教員数の少ない看護学科への手 助けになることを期待している。医学専門教育は、講座の枠にとらわれない器官系別を主体にしたユニッ ト構成に、看護専門教育は看護専門基礎科目と基礎看護学の上に発達看護学と広域看護学を、その上に応 用看護学と総合看護学を積み上げる積み上げ方式のカリキュラムとし、個々の教科のみならず医学・看護 学の体系的な学習を容易にしている。また医学科では専門教育に PBL チュートリアル教育を、看護学科で も学生主体の問題解決型学習を大幅に取り入れることにより、自学自習の態度・習慣等の養成を図り、図 書館の24時間開館に代表されるように、単位の実質化への配慮も行っている。また入学直後の福祉施設体験学習と新入生合宿研修に始まる医療倫理教育を教養教育、専門教育と併行して行うことにより、医療人としての人間性の育成を図っている。医学科では5年次から6年次にかけて行う診療参加型を主体とする臨床実習のほか、各学年の授業に体験学習や実習を組み入れることにより、看護学科では1年次に基礎看護学実習 I を、2年次に基礎看護学実習、3-4年次に領域別実習を配置して、講義・演習と実習のバランスを取っている。

大学院博士課程では、平成17年9月の中央教育審議会の答申の趣旨及び本学大学院設置の理念に基づいた実質的かつ体系的なカリキュラムを編成し、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床の現場で活かせる臨床医」の養成を目指して、それぞれのコースでの教育研究活動を開始している。修士課程では、科学的思考力・問題解決能力・基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者・研究者を育成するという趣旨に基づき、また現在の修士課程学生の約80%が勤務しながらの履修生であること等も考慮して研究指導体制、教育課程を編成している。

## 基準6 教育の成果

## (1) 観点ごとの分析

観点6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明ら かにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

### 【観点に係る状況】

医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにしており、本学の概要、大学案内、教育要項、大学院要覧、ホームページ等に記載している。また、教育目標の達成状況を大局的に検証する部署として立ち上げた教育企画室の検証・調査・評価部門が機能している。個々の教育目標の達成状況については、たとえば医学科の目標の達成状況は以下のように検証・評価している。(1)単位取得、進級、卒業状況と、共用試験のComputer-Based Testingや医師国家試験の成績、(2)教養科目のゼミ、専門教育の実習での担当教官による評価、PBL チュートリアルのチューターによる評価、臨床実習での担当教官による評価(3)基礎配属における指導者の評価ならびに成果発表会での評価、(4)臨床実習における教員及び担当患者の評価、(5)語学教員による評価、国際大学交流セミナーなど国際的な催しにおける活動。また全体としてはCBTや国家試験の成績の例年との比較、全国平均との比較、CBTの成績と国家試験の結果の関連、大学院の場合には学位取得率、学位申請論文の平均impact factor等により検証・評価している。更に卒業後には研修病院や就職先の指導者にアンケートを依頼し、在学時の教育が効果を上げているか検証・評価している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学の課程を修了した学生は医師、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を得る。これらの国家試験合格状況は本学の教育の成果を検証・評価するのに欠くことが出来ない。また医学科の CBT の成績も同様の意味を持つ。教育企画室がその分析に取り組んでおり、その解析結果をカリキュラムの見直し等につなげるべく組織的に対応している。たとえば、医師国家試験の成績あるいはこれと CBT や内科卒試の成績との相関の分析から留年生の再履修制度に問題があることが明らかになり、検証・調査・評価部門において対応策を検討した。その結果、①単位取得が不可能であった科目が開講されている学年の全ての単位の再履修、及び②総合的に成績評価を行いかつ学習指導、生活指導も担当する学年会議(仮称)の組織の立ち上げを骨子とする留年生の再履修制度の変更案を教授会に提示した。平成 20 年度から実施の予定である。平成 18 年度の分析結果は平成 19 年度の選択臨床実習期間の変更にも生かされており、現在更なる臨床実習プログラムの変更も検討されている。以上のことから、大学の方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が組織的に行われていると判断する。

観点6-1-2: 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について,単位修得,進級,卒業(修了)の状況,資格取得の状況等から,あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して,教育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

本学医学部では教養教育及び専門教育をバランスよく配置した特色ある6年あるいは4年一貫教育を実施している。医学科においては2年次と4年次終了時に進級判定を、卒業時に卒業判定を行い、また臨床実習開始前に共用試験受験を義務づけている。医師並びに看護師等国家試験の合格率はいずれも全国平均を上回っており、大部分の医学科卒業生は研修医として本学附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でもほとんどの卒業生が看護専門職として病院あるいは市役所等に就職している。大学院では国立大学法人化が施行された平成16年以降、博士課程も修士課程もほぼ毎年(平成16年度の修士課程を除いて)入学定員を満たしており、休学者はごく僅か、退学者数も在籍者数の10%以内である。正規の年限内での学位取得率は、学会誌等への論文の採択が学位論文審査申請の条件になっている博士課程では在籍学生の60~70%、1年間の猶予期間中の学位取得も加えると79%(平成14-17年度の平均)であり、学位論文の平均impact factor は年によって多少違うが3前後である。科学研究費にも平成17~19年度で16件採択されている。一方、修士課程では留年はごく稀で、在籍学生の大部分が正規の年限内に学位を取得している。大学院修了生の進路に関しては、医師免許保有者の多い博士課程では40%ほどが本学の職員になっており、次いで他の医療機関、教育研究機関に勤務している者が多い。修士課程修了者の場合には教育機関が最も多く、次いで臨床現場、行政機関、進学の順である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部教育では、その検証・評価に欠くことができない医師並びに看護士国家試験合格状況は常に全国平均を上回っており、また本学医学科、看護学科の卒業生に対する研修病院、就職先の指導者の評価も良好である。大学院博士課程、修士課程においても、学位論文は内容的に充実していると判断され、また多くの修了生が教育の成果を活用できる職場につき、就職先での評価も高いこと等から、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-3: 授業評価等,学生からの意見聴取の結果から判断して,教育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

本学は、学部学生に対して各年度の前学期及び後学期の定期試験の際に行う授業評価をはじめ、種々の授業・教育評価アンケート調査を行い、大学が編成したカリキュラム及び各担当教員の授業が大学の意図する教育の効果や成果の発現に有効に寄与しているかについての学生の意見を聴取し、教育の改善に役立てている(観点 3-2-2 参照)。大学院博士課程、修士課程でもそれぞれ1年次生、1-2 年次生を対象として授業評価アンケート調査を行った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部学生と修士課程の学生の授業に対する全体的な満足度はほとんどの授業で高く、高い割合で教育効果が得られていると学生自身が判断している。たとえばPBL チュートリアル 教育の評価ではシナリオの評価が高く、PBL が本学の目指す医学教育の効果の発現に有効に寄与していると学生が評価している。博士課程では、コースワークを充実させた実質化カリキュラム施行の初年度であったことや、学生の専門領域もレベルもまちまちであるため、全員に満足のいく授業はまだ達成されていないし、はなはだ困難である

と考えられるが、積極的に授業に参加した学生が大部分であった。また、フリーコメントには参考になる 意見が多くみられた。授業内容や開講時間など、まだまだ改善の余地があることが明らかになったので、 改善の努力と並行して定期的にアンケート調査を行うことは有意義であると判断する。

観点6-1-4: 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった 卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教 育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

医学科では、大部分の卒業生が医師免許を取得し、研修医として本学附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でもほとんどの卒業生が看護師、保健師あるいは助産師として病院あるいは市役所等に就職している。大学院修了生の進路に関しては、医師免許保有者の多い博士課程では 40%ほどが本学の職員になっており、次いで他の医療機関、教育・研究機関の順番である。研究、特に臨床医学研究を行いながら医療に携わる者が多い。ポスドクとして、海外で研究している者もいる。中には研究を続けた結果同窓会学術奨励賞を受賞した者もいる。修士課程修了者の場合には教育機関が最も多く、次いで臨床現場、行政機関、進学の順である。

## 【分析結果とその根拠理由】

本学学部卒業生、大学院修了生の大部分が本学における学習の成果を活用できる職業につき、かつ研修病院や就職先の指導者に対するアンケート調査において彼らは概して良好な評価を得ていることから、本学における学部教育及び大学院教育の成果や効果が十分上がっている。

観点 6-1-5: 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

医学科卒業生に対する研修受け入れ病院の指導医の評価は概して良好で、特に「患者とのコミュニケーション、患者本位の医療」と「医療チームの一員としての良好な関係」で高い評価を受けていた。またどの項目においても同じ病院で研修を受けている他大学卒業生よりも高く評価されていた。看護学科の卒後3年目までの卒業生と就職先の指導者を対象に、個々の教育目標の達成状況とカリキュラムに対する満足度に関するアンケート調査において、「基礎的知識・技術の習得とそれに基づく看護実践」等4項目が「大いにそう思う」と「そう思う」の和が50%以上を示した。大学院博士課程修了生も就職先から概して良好な評価を得ており、修士課程修了生もまずまずであった。修了生の自己評価より勤務先の評価の方が高い傾向にあった。

#### 【分析結果とその根拠理由】

研修病院や就職先の評価結果が示すように、本学卒業生、大学院修了生は、知識、技術ばかりでなく、 協調性や倫理観においても高い評価を受けている。正しい知識と高い技能を有し、深い人間愛を持った医 師、看護師を育てるという本学の教育の成果や効果が上がっていると判断される。

## (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにし、公表していること及びその達成状況をいろんな角度から検証していること。

教育目標の達成状況を教育企画室が中心になって検証し、その中で最も重要な問題点を教育企画室の検証・調査・評価部門が集中的に審議するという体制が機能していること。

医学科及び看護学科ではほとんどの学生が医師、看護師・保健師・助産師等の資格を取得し、卒業後本学附属病院や他の医療機関、市役所等に研修医あるいは看護専門職として勤務していること。大学院においては博士課程も修士課程も入学定員を充足しており、また大部分の学生が学位を取得し、修了後本学医学部、附属病院あるいは他の医療機関、教育研究機関等に勤務し、臨床能力、研究能力を活かして診療、教育、研究に携わっていること。学部あるいは大学院で学んだことを活用し、社会に還元できているこの就職状況は本学の目的にふさわしいものであること。

## 【改善を要する点】

在学生、修了生、就職先に対するアンケート調査で得られた意見をどのように教育に反映させるかの検 討が未だ充分でない。

大学院博士課程では、平成18年度がコースワークを充実させた実質化カリキュラム施行の初年度だったこともあって、授業内容や開講時間等に未だ改善の余地が残されている状態である。

#### (3) 基準6の自己評価の概要

本学では医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにし大学案内、教育要項、ホームページ等で公表すると共に、教育企画室が中心になって個々の教育目標の達成状況をデータに基づいて検証している。特に、教育目標の達成状況を大局的に検証する部署として立ち上げた教育企画室の検証・調査・評価部門が機能していることが一つの特長である。本学の教育の検証・評価に欠かすことができない医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格率はいずれも全国平均を上回っている。また、大部分の医学科卒業生は研修医として本学附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でもほとんどの卒業生が看護専門職として病院あるいは市役所等に就職している。大学院においても、国立大学法人化が施行された平成16年以降、博士課程も修士課程もほぼ毎年入学定員を充足しており、博士課程の学位取得率は1年間の猶予期間中の取得も入れると約80%、修士課程ではごく少数の退学生、休学生、留年生を除いたほぼ全員が正規の年限内に学位を取得している。博士課程の学位取得率が低いのは、学会誌等への論文の採択を学位論文審査申請の条件にしているからである。また、学位論文の平均 impact factor 等から、本学博士課程における研究はほぼ満足できる水準に達しており、学位審査も厳正に行われていると判断される。博士課程修了者の進路は、40%ほどが本学職員、次いで他の医療機関、教育研究機関であり、修士課程修了者の場合には、教育機関が最も多く、次いで医療現場、行政機関、進学の順である。このように本学医学科、看護学科卒業生、大学院博士課程、修士課程修了生は本学における学習の成果を

活用できる職業についており、かつ研修先、就職先の指導者による評価も概して良好である。本学卒業生、 大学院修了生の本学における教育への満足度も概して高いが、平成18年度からコースワークを充実させた 実質化カリキュラムによる教育を平成18年度から開始した大学院博士課程では特に授業内容、カリキュラム等の改善の努力が必要である。

## 基準7 学生支援等

## (1) 観点ごとの分析

#### 観点7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

入学直後に4~5日間(うち2日間は1泊2日で実施)にわたり実施する新入生オリエンテーションにおいて、カリキュラムや図書館の使用方法などの説明のほか、1年次の授業の担当教員による各教科への取り組み方の説明を行っている。配布資料は学生生活案内、時間割、教育要項などである。その後、各学年の年度初めに教務委員長によるガイダンスを実施し、また各教科の授業の開始時に、科目独自のオリエンテーションを実施している。また、医学部4年次生では、臨床前体験学習の際にも5年・6年次生向けのガイダンスを実施している。

## 【分析結果とその根拠理由】

新入生オリエンテーションにおいて、大学の教育理念、学習目標、履修方法、学生生活の送り方などについて充分説明するとともに、その後も教員や事務職員が適宜アドバイスを与えている。特に、学生が気軽に立ち寄り相談できる「学生サービス係」を学務課に設けたことが効果的である。このように全学的でかつ毎年に及ぶガイダンスと、適宜アドバイスを与えるというシステムによって、授業科目などのガイダンスは適切に実施されている。

## 観点7-1-2: 学習相談, 助言(例えば, オフィスアワーの設定, 電子メールの活用, 担任制等が考えられる。)が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

学習相談、助言は、各授業の担当教員及び本学独自の指導教員制度を縦横に組み合わせて実施されている。各授業の担当教員のうち、オフィスアワーを設定している教員は「教育要項」で周知されており、またオフィスアワーを設定していない教員は常時学生に対応している。指導教員制度は、各学年の授業担当教員が主となって少人数のグループ分けした学生と授業を離れた交流の機会を持つものであり、勿論学習についての相談も受けている。また、医学科3年次の基礎配属(研究体験学習)では、学生が各研究室において2ヶ月も研究を行うことで教員との交流も密になり、その後も学習相談や人生相談などを含めて連絡をとっていることが多い。これらの学習支援に対する書面での通知は、学生生活案内、教育要項、大学ホームページなどで行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、教育においては教員と学生の接触が大切と認識している。それでも、近年の学生気質として教員等に相談することなく成績不良になり、留年するごく少数の学生に対しては、教育・国際交流担当理事が中心になって相談にのり、研究室に一時的に所属させること等により学習及び生活改善を図っている。このように、学習相談、助言を与える制度を作り、周知させているだけでなく、教員側から積極的に声をかけるなどの努力をしている。

#### 観点7-1-3: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

#### 【観点に係る状況】

観点 3-2-2 に記載した学生による授業評価及びその他の様々なアンケート調査と投書箱により学生の意見、ニーズを聴取すべく努めている。授業評価等では、フィードバックによる改善を期待して、結果を各授業担当教員に配布している。更に、学生の意見を直接聴取するために、毎年1回サークルリーダーを中心とした学生に呼びかけ、学生委員会委員との対話集会を持っている。

### 【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズを吸い上げるために、「観点に係る状況」で述べたように各種方法を設定している。授業評価等では本学教員が総じて良い評価を得ており、また学生との対話集会を持ったことにより、学生のニーズに教員が熱意をもって対応することが伝わり、良好な関係を築くことができた。このように自主的な学習、授業、授業設備、課外活動施設などに関する学生のニーズを把握して、学習支援、生活支援を常に改良すべく努めている。

観点7-1-4: 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に 行われているか。

#### 【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-1-5: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

留学生に対しては、最初の1年間チューターを配置している。平成18年度には学部には該当者はなく、大学院1年次生の留学生6名に対して、大学院上級生6名(原則としては日本人)が対応した。更に、留学生担当の教員1名が、留学生の修学、生活上の問題について、指導・助言を行っている。また大学ホームページに日本語と英語による留学生・留学情報のコーナーを設け、宿舎・学費などの生活情報や、外国人登録・在留手続き等の情報を紹介している。日本語・日本事情の教員及び非常勤講師による日本語の授業も行っている。初級日本語、中級日本語共に週2回、各1時間の授業で、平成18年度の実績では、初級日本語に8名、中級日本語に8名が参加した。

また、社会人学生に対する配慮として大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修 制度を設けている。

### 【分析結果とその根拠理由】

本学は昭和53年から、留学生を主として大学院生・研究生として、一部学部学生として積極的に受け入れており、学務課に国際交流・留学生係を設置するなど、受入・支援体制も整っている。また、社会人に対するカリキュラム等の配慮も行っている。

観点7-2-1: 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が 十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### 【観点に係る状況】

観点 5-1-5 において述べたように、30 室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。パソコンの持ち込みも可能で、LAN に接続できる。講義実習棟の講義室も講義時間外はグループ会議等に利用させている。看護学科棟の情報処理実習室にはパソコン 110 台があり、講義・研修等で使用していない時は学生に利用させている(火・木・金曜日は21 時まで、月曜日は17 時まで)。また、講義実習棟ラウンジではパソコン 8 台を自習等に利用することができる。図書館は24時間利用できる体制にしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

IT 環境は整っており、有効に活用されている。図書館は24 時間利用可能な体制をとっており、自主的 学習環境は整備されていると考える。

観点7-2-2: 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では、体育会系23サークル(兼部を含む登録学生数753人)、文化会系16サークル(兼部を含む登録学生数454人)が課外活動を行っている。サークル活動への支援としては、平成17年度の福利施設棟の内外装改修工事、平成18年度の武道館の全面改修工事など関連施設の改修、運営費交付金等からの厚生補導施設設備費、課外活動経費、体育大会等分担金等の予算措置、浜松医科大学後援会からの各サークルへの助成金、西日本医学生体育連盟等の会議出席のための旅費、学生自治会主催の新入生歓迎会の助成等がある。また、全国的な大会で優勝する等の優秀な成績を挙げたサークルまたは個人を表彰する制度を平成19年から新たに設け、課外活動のより一層の活発化を促しており、ボランティアとして長年にわたり課外活動の指導を行っている外部指導者には大学から感謝状を授与している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

医師、看護師等医療人の教育機関である本学では、学生が課外活動等での共同生活を通して友人との人間 関係を確立し、心身とも健康な社会人に成長することを期待している。多数の学生が積極的に課外活動に参加し、活動している状況から、課外活動支援が有効に機能している。 なお、施設整備の順次改修に対応する ため、マスタープランを作成したところである。 観点7-3-1: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

学生の健全な心身の育成・増進についての支援を行う施設として保健管理センターがあり、医師(講師)と保健師が勤務している。指導教員制度は各教員が割り当てられた数名~10名の学生と人間面での接触を作り、各種の相談に乗る制度である。平成19年度からは、医学科1-2年次生は人間科学ゼミナール担当の総合人間科学講座の教員が、3-4年次生は基礎配属担当の講座の教員が、5-6年次生は臨床系の講座の教員が担当することになった。この指導教員制度に加えて、本学では課外活動サークルの顧問教員も当該サークルの学生の相談窓口の役割を果たしてきた。更に平成14年度からは、相談窓口の多様化を図るため、相談員を本学教員及び学生支援専門員から募って、全ての学生が横断的にどの相談員とも相談できる「何でも相談窓口」を立ち上げた。セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に対しては、セクハラに特化した相談員制度(学生は「何でも相談窓口」に相談しても良い)と相談箱を設け、相談への対応体制を整えている。留学生からの相談は、留学生担当専門教育教員1名が週1回のオフィスアワーを設け担当している。いずれの相談窓口においても「守秘義務、相談者のプライバシーの保護」を大原則としつつ、極めて重大な問題に対しては、これらの相談窓口と保健管理センターなどが連携して当たることになっている。

## 【分析結果とその根拠理由】

保健管理センターの学生を対象とした主な業務は、(1)健康状態をチェックして発病を未然に防ぐこと、及び(2)健康や心に不安を感じている学生の相談窓口になり、適切な助言をあたえることである。本学保健管理センターはこれらの役割りを果たし、かつ平成3年度以来2年に1回、100頁を超える保健管理センター年報を刊行して、本学学生の健康管理の記録を刊行物という形で残している。何でも相談窓口では各相談員が年度末に相談件数と相談内容のカテゴリーなどを報告することになっている。留学生の相談件数は年間20~100回程度であり、内容は、奨学金、提出書類、入国管理局関係、健康管理、日本語での発表の練習、教授と留学生間・夫婦間・留学生間のトラブル等雑多である。本学と直接関係のない外部の相談員からなる相談窓口の設置が今後の検討課題である。

#### 観点7-3-2: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

#### 【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズ等のくみ上げを担当する委員会は学生委員会、担当部署は学務課学生サービス係、生活支援係等である。学生委員会では平成16年度に学生生活実態調査を行い、平成17年度にその結果を分析して2004年度[平成16年度]浜松医科大学学生生活実態調査報告書にまとめると共に、この調査結果を参考にして授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学料及び授業料免除の選考を図った。また、平成17年度から正式実施となった共用試験CBT (Computer-Based Testing)の受験料28,000円が学生の大きな負担になっているとの学生からの申し出を受けて教育・国際交流担当理

事が数回にわたり学生と話し合いを持ち、授業料全額免除学生及び同等の困窮学生には受験料の半額を援助することにした。留学生に関しては、主たる担当は留学生相談室の教員(講師)、日本語・日本事情担当教員及び学務課国際交流・留学生係であるが、本学では国際交流の集い、留学生見学旅行、支援団体による留学生を励ます会等に学長をはじめ多数の教職員が参加し、留学生及びその家族と話し合うことが多いので、その際にも彼らのニーズを把握できている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように学生委員会と学務課学生サービス係、生活支援係を中心に生活支援に関する学生のニーズ を適切に把握すべく努力しており、その結果観点 7-3-4 で述べるように、奨学金、授業料免除等学生の経 済的援助をより適切に行えるようになった。

観点7-3-3: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害のある学生等が 考えられる。)への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応 じて生活支援等行われているか。

#### 【観点に係る状況】

本学では留学生に対する生活援助として、住居面での援助と奨学金等による経済的な援助を行っている。 住居面では、留学生と外国人研究者が利用している国際交流会館(単身棟20室、家族棟10室)を最大 限活用した上で、どうしても不足する分は、施設課資産管理係による審査の上で留学生にも職員宿舎であ る医大宿舎及び医大半田山宿舎を貸与している。現在、職員宿舎には6名の留学生が入居している。

経済面では、学部学生3名、大学院生27名(博士課程26名、修士課程1名)、研究生1名、特別研究学生1名の計32名の留学生のうち、平成18年度の実績では、公的な奨学金を受給していた学生は13名(41%)であり、更に3名の学生がロータリー米山奨学金のような月額10万円以上の奨学金を受給している。加えて、8名を研究補助員として、21世紀COEプログラムの研究分野の大学院生13名をCOE研究員として雇用し、月額7,000~80,000円の給与を支払った。その上で、以上の経済的支援では受給月額が7万円に満たない全ての外国人留学生(ただし研究生の場合には1年を超えて在籍予定の者のみ)を対象として国際交流後援会奨学金と戸田奨学金から追支給を行い、全員に月額7万円以上の奨学金等支給を達成している。さらに、成績が基準に満たない1名の学部学生を除く私費外国人留学生全員(24名)を授業料免除にしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、母国を離れて勉学に勤しんでいる留学生の経済的困窮度をできるだけ和らげ、勉学、研究に 専念させるため、上に述べたように住居、経済の両面での援助を実施している。本年度の4名の大学院博 士課程修了留学生の学位論文の平均 IF (impact factor)は2.45、彼らの本学在学中に発表した平均欧文論 文数は筆頭著者として2.75、共著者としての論文を含めると5.25 である。

観点7-3-4: 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。) が適切に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

授業料免除に関しては、観点 7-3-2 において述べたように、平成 16 年度に行った学生生活実態調査に基づいて授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学料及び授業料免除の選考を行えるようにした。具体的には、奨学金の貸与等を受けていない者、高額な自動車を日常的に使用している者、高額な家賃のアパート等に居住している者、免除申請時の1年以内に観光目的の海外旅行をした者は授業料免除の対象者としないことがあるとし、また授業料免除の選考の際全ての申請者と面接を行うこととして、これらを授業料免除のしおりに明記し、学生への周知を図った。平成 17 年度及び18 年度授業料免除実施状況においても、収入基準等による免除対象外の者を除き、全ての申請者に対して、全額、半額の免除基準に基づく授業料免除を実施している。日本学生支援機構からの奨学金に関しては、学部学生 275 名、大学院生8名が貸与を受けており、貸与希望者ほぼ全員に対して奨学金貸与を実施できている。医学科の授業料全額免除学生に対する共用試験 CBT の受験料の半額支援と外国人留学生に対する経済的援助の状況はそれぞれ観点 7-3-2、観点 7-3-3 に記載した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

現時点では、授業料免除及び日本学生支援機構奨学金の貸与の両方において、これらの制度の利用を希望し、かつ条件にかなう学生ほぼ全員からの申請を採択できており、これらの経済支援制度を充分活用していると考える。しかし、授業料及び入学料の免除において、外国人留学生が優先される傾向にあることの是非をいずれ検討すべきと考えている。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

入学直後の新入生オリエンテーションではカリキュラム等の説明に加えて、1泊2日の合宿研修において、医の倫理等についてのグループ学習を行い、また指導教員及び指導教員グループの他のメンバーと知り合う機会を作るなど、本学における学習、学生生活を体験させていること。

30 室のチュートリアル教室を学生の自主学習、グループ学習に解放し、図書館を24 時間利用可能にするなど、自主的学習環境が整っていること。

学生のサークル等課外活動に対しできるだけの支援をし、多数の学生がこれに応えて積極的に課外活動に参加し、活動していること。

保健管理センターをはじめ、指導教員制度、何でも相談窓口、セクハラ相談員制度、更には課外活動サークルの顧問教員、留学生に対する留学生担当教員など多様な相談窓口を設置し、学生の様々な相談に対応しようとしていること。保健管理センターでは本学学生の健康管理の記録を刊行物の形で残していること。

学生生活実態調査の結果を参考にしてより学生の実態に合った授業料免除の基準、選考方法等を整備したこと。

留学生に対する生活援助として、住居面では留学生にも職員宿舎を貸与できるようにし、経済面では国際 交流後援会奨学金、戸田奨学金という本学独自の奨学金を立ち上げ、現在のところ全員に月額7万円以上 の奨学金支給を達成できていること。

#### 【改善を要する点】

課外活動の支援の中の施設整備では、体育館、グラウンド、テニスコートやその他の施設も順次改修する必要があること。

学生の健康相談、生活相談、進路相談等のために多様な相談窓口を設置しているが、本学と直接関係のない外部の相談員からなる相談窓口の設置がまだ今後の検討課題になっていること。

#### (3) 基準7の自己評価の概要

入学直後の新入生オリエンテーションでは、カリキュラム等の説明に加えて、学生は1泊2日の合宿研修を行い、学生はこの中で医の倫理等についてのグループ学習を体験し、また指導教員及び指導教員グループの他のメンバーと知り合う機会を持つなど、本学における学習、学生生活の第一歩を踏み出している。授業科目についてのガイダンスはその後も毎学年の年度初めに行い、また保健管理センター、指導教員制度、何でも相談窓口、セクハラ相談員制度、更には課外活動サークルの顧問教員、留学生に対する留学生担当教員など多様な相談窓口を設置して、学生との風通しの良い関係を構築し、必要なことを周知させ、学習支援、生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握すべく努力している。特にチュートリアル教室の自主学習・グループ学習への解放、図書館の24時間開放等の自主的環境整備に対して学生は前向きに応答し、これらの制度を効果的に利用している。また、平成16年度に行った学生生活実態調査では、結果をより学生の実態に合った授業料免除の基準、選考方法等の整備に反映させることができた。外国人留学生に対する生活援助として、住居面では留学生にも職員宿舎を貸与できるようにし、経済面では国際交流後援会奨学金、戸田奨学金という本学独自の奨学金を立ち上げ、現在のところ全員に月額7万円以上の奨学金支給を達成できていることは画期的である。

#### 基準8 施設・設備

#### (1) 観点ごとの分析

観点8-1-1: 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

## 【観点に係る状況】

本学の校地面積は265,656 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要な面積(収容定員855人×10 m<sup>2</sup>+ 附属病院建築面積8,882 m<sup>2</sup>)を上回っている。また、校舎面積は92,098 m<sup>2</sup>であり、同様に必要な面積を上回っている。

キャンパス内には、講義実習棟、看護学科棟、基礎臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が機能的に配置され、講義、実験・実習室、演習室(情報処理実習室を含む)等の学習施設は、十分に整備されている。

身障者用の駐車場及びトイレは、講義棟、図書館等に整備され、平成17年度には、あらためて福利施設棟の全面改修及び講義実習棟、臨床講義棟の身障者トイレの改修を行った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

校地の面積及び校舎の面積は、ともに大学設置基準で定められた必要な面積を上回っている。

また、講義実習棟、看護学科棟、基礎臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が機能的に配置され、講義、 実験・実習室、演習室(情報処理実習室を含む)等の学習施設は、十分に整備されている。

身障者への対応として、講義実習棟、看護学科棟、臨床研究棟、附属図書館等の施設には身障者用トイレ、エレベーター、身障者駐車スペースが設けられており、身障者の修学に配慮がなされている。

観点8-1-2: 教育内容,方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され,有効 に活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

学内は、学内LANが整備され、教育、研究部門は情報処理センターの専任職員により管理されている。 看護学科棟に情報処理実習室 (パソコン110 台) が整備されており、情報科学等の授業を行っている。

この情報処理実習室のほか附属図書館、教育棟ラウンジにもパソコンを設置しており、学生が自由に利用できる状況にある。入学時に「新入生情報リテラシー」の授業を行い、大学の情報システム、施設の利用方法を説明した上でそれぞれに ID、パスワードを付与しているため、上記のパソコンはもとより個人所有のパソコンについても情報端末を使用して自由に利用することができる。

大学のホームページには学生専用のサイトが整備され、教育の一貫として、各学生が情報処理センターのサーバにホームページを作成して公開することを認めており、サークルや個人のホームページを通して学生同士の情報交換に役立っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

情報処理実習室を講義、研修などで使用していないときは、9 時から 21 時(月曜日は9 時から 17 時、水曜日は開放しない)まで自由に利用することができ、また、土・日曜日についても利用を申し出た場合は、10 時から 17 時の間の利用を許可している。教育棟ラウンジの機器、及び附属図書館の機器も含めると、終日利用することができ、学生の便宜が図られている。

## 観点8-1-3: 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

## 【観点に係る状況】

各施設・設備の利用方法、利用に当たっての心得並びに災害時の対応については学生生活案内に掲載し、 全学生並びに関係教職員に配付している。個人が携行していない場合でも学務課の窓口、附属図書館に備 え付けられていて、常時閲覧することができる。

また、ホームページから法人規則集が閲覧でき、管理運営の根拠となる規則を調べることができる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の運用について、学生生活案内等により構成員に対し十分な情報提供がされている。

## 観点8-2-1: 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され, 有効に活用されているか。

## 【観点に係る状況】

附属図書館では、和図書 58,654 冊、和雑誌 1,441 種類、洋図書 66,952 冊、洋雑誌 2,068 種類、学位論 文 898 冊、科研費補助金研究成果報告書 355 冊、電子ジャーナル約 3,800 種類、視聴覚資料(マイクロフィルム、CD·LD·DVD等) 4,717 タイトル の蔵書を保有している。閲覧座席数は 211 席を擁し、グループ自習室 2 室、PC10 台、視聴覚機器(マイクロリーダー、CD·LD·DVDプレーヤー等) 14 台が整備されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

医学系の単科大学として、専門書を中心に約125,000冊の蔵書に加え、電子ジャーナル、視聴覚資料も系統的に整備されている。また、附属図書館webサイトにおいて、蔵書検索、図書館利用情報提供、オンラインジャーナル等9種類のサービスを提供しており、図書資料を含め利用者のニーズに応じ適宜増強を図っている。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

身障者への対応として、講義実習棟、看護学科棟、臨床研究棟、附属図書館等の施設には身障者用トイ

レ、エレベーター、身障者駐車スペースも設けられており、身障害者の修学に配慮がなされている。

情報処理実習室を講義、研修などで使用していないときは、9 時から 21 時(月曜日は9 時から 17 時、水曜日は開放しない)まで自由に利用することができ、また、土・日曜日についても利用を申し出た場合は、10 時から 17 時の間の利用を許可している。教育棟ラウンジの機器、及び附属図書館の機器も含めると、終日利用することができ、学生の便宜が図られている。

#### 【改善を要する点】

ホームページ、情報機器の充実など、さらに学生サービスの向上に向けた取組みを続ける必要がある。

## (3) 基準8の自己評価の概要

本学の校地面積は265,656 ㎡であり、大学設置基準に定められた必要な面積(収容定員855人×10 ㎡+ 附属病院建築面積8,882 ㎡)を上回っている。また、校舎面積は92,098 ㎡であり、同様に必要な面積を上 回っている。

キャンパス内には、講義実習棟、看護学科棟、基礎臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が機能的に配置され、講義、実験・実習室、演習室(情報処理実習室を含む)等の学習施設は、十分に整備されている。

学内は、学内LANが整備され、教育、研究部門は情報処理センターの専任職員により管理されている。 看護学科棟に情報処理実習室(パソコン110台)が整備されており、情報科学等の授業を行っている。

この情報処理実習室のほか附属図書館、教育棟ラウンジにもパソコンを設置しており、学生が自由に利用できる状況にある。

附属図書館では、和図書 58,654 冊、和雑誌 1,441 種類、洋図書 66,952 冊、洋雑誌 2,068 種類、学位論 文 898 冊、科研費補助金研究成果報告書 355 冊、電子ジャーナル約 3,800 種類、視聴覚資料(マイクロフィルム、CD·LD·DVD等) 4,717 タイトル の蔵書を保有している。閲覧座席数は 211 席を擁し、グループ自習室 2 室、パソコン 10 台、視聴覚機器(マイクロリーダー、CD·LD·DVD プレーヤー等) 14 台が整備されている。

#### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

#### (1) 観点ごとの分析

観点9-1-1: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点に係る状況】

教育企画室では、教育の活動実態等を大局的な観点から調査・検証するための「検証・調査・評価部門」を設け、特に重要な問題(留年生の再履修科目の問題)を集中的に審議するとともに、活動の実態を示すデータや資料を収集し、検証を行っている。たとえば、医学科4年次生の共用試験、特にCBTの試験結果の調査・分析、医学科の臨床実習指導教員による学生の総合評価に基づくPBLチュートリアル教育の効果の検証、医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格状況等について調査・分析しデータを蓄積している。

大学院博士課程及び修士課程の教育活動については、入学者数、履修科目履修状況等の基本的なデータの他、課程博士学位審査申請状況・学位授与状況・学位取得率等必要な情報を蓄積している。特に学位申請論文の平均インパクトファクターは平成17年度、18年度共に3.4であり、その内容のレベルの高さが推察される資料である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

医学部においては教育企画室の「検証・調査・評価部門」が大局的な観点からデータや資料の収集と解析を行い、重要な問題点を集中的に審議するという形で教育改善が進んでいる。また大学院においても、教育研究活動状況の把握に必要な資料として、入学から学位取得にいたる一連の経過が判断できる資料を収集している。

観点9-1-2: 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。) が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点に係る状況】

平成 16 年度に学部生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学生支援に関する基礎資料を得た。また、定期試験時に行う授業評価、PBL チュートリアル教育における課題及びチューターの評価のほかに、医学科、看護学科の当該年度を終了したばかりの 1、2年次学生に対し「教育成果に関するアンケート」を実施し、カリキュラム、履修指導、授業方法、選択科目の選び方及び授業で得たこと等についての意見を聴取した。更に平成 18 年度には看護学科 3 年次学生にカリキュラムに関するグループインタビューを実施し、平成 16 年度実施の看護学科新カリキュラムについての学生意見を聴取した。学生意見箱も設置している。

大学院では、平成18年度に大学院博士課程の改組を行い、現在のような4専攻となった。これに伴い授業科目も変更となり、コースワークを充実させた実質化カリキュラムとしたので、授業科目の妥当性・改善すべき点等を検討することを目的として学生へのアンケート調査を行った。修士課程においても同様に授業評価アンケート調査を行った博士課程ではこの調査の結果を博士課程教授会において全担当教員に配布して改善に向けて検討し、煩雑であったコース別の取得すべき単位を各コースで一致させ、分かりやす

くすると共に、ガン研究・診断・治療、あるいは分子イメージングを専門とする新たなコースを設定する など改善を図った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業評価は平成18年度後学期から実施方法を改善して実施しており、学生生活実態調査と教育成果に関するアンケートはそれぞれ3年に1度、隔年に実施の予定であるなど、学生の意見聴取は適正に実施されているものと判断する。大学院においても、授業評価に関するアンケートを学生から聴取し、その結果をカリキュラム編成に反映させるなど、学生からの意見が適切な形で教育に反映しているものと判断する。

観点9-1-3: 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点に係る状況】

医学科では、5年次生の学外臨床実習の指導医による学生評価を行い、また平成18年度には医学科卒業生の卒後臨床研修指導者による評価を実施し、本学卒業生と他大学卒業生の比較検討を行った。看護学科卒業生については、卒後3年経過した者について、就職先の指導者等による評価を実施した。大学院博士課程においては、平成18年度にカリキュラムの見直しを行ったので、これまでの総括を含めて、修了生及び修了生の就職先へのアンケート調査を実施し、修士課程でも修了生と就職先への修了生に関するアンケート調査を行った。その結果を今後のあり方に反映すべくそれぞれ博士課程教授会、修士課程教授会において報告した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育関連病院の臨床実習指導医から見た本学学生の評価では、平成18年度に評価を受けた学生の方が平成17年度の学生よりも概して高い評価を受けていた。平成18年度に臨床実習に入った学年からPBLチュートリアル教育導入カリキュラムによる臨床実習前専門教育を受けているので、この結果をPBLチュートリアル教育導入カリキュラム評価の一つのデータとした。他の学外関係者の意見聴取はいずれも平成18年度からの実施であり、今後継続的に実施し、分析することにより自己点検・評価に適切な形で反映することができると判断している。

大学院については、修了生および就職先へのアンケート調査を行い、その結果を今後の博士課程のあり 方等に活用しようとしており、学外関係者からの意見が適切に教育へ活用されようとしていると判断する。

観点9-1-4: 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育 課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

医学科の臨床前専門教育である PBL チュートリアル教育においては、学生及び教員の評価結果、意見等を参考に、平成 17 年度から基礎医学のユニット構成を変更するなど、評価結果を教育の改善にフィードバックしている。また、毎月 1 回チュートリアル部会を開催し、すべての課題、シナリオ等を検討し、厳選

されたシナリオの作成に努めると共に、シナリオ毎に学生の評価を求め、教育の質の向上に取り組んでいる。共用試験 CBT、内科の卒業試験、医師国家試験の成績の評価に基づき、留年生の再履修制度の変更を検討している。看護学科では、教育企画室の看護教育検討部門及び臨地実習部門において、観点 9-1-1~3で述べた評価結果を参考にして現行のカリキュラムを改訂し、平成 19 年度入学生から適用することにした。大学院博士課程においては、社会的要求やより高度な専門性を有する医学研究者・臨床医学者の育成のため、組織を改組し、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻とするとともに、専門性に応じた履修コースを設定して、個々の大学院学生の希望に応じた高度専門性を習得可能になるような方策を講じた。また、学生に対する授業評価アンケート調査の結果を参考にして、各コースで取得すべき単位を分かりやすくし、新たな社会的要請に応える専門コースを設定するなどカリキュラムの改善を図った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、医学部においても大学院においても、多くの事例において、学生の声、評価のフィード バックにより教育の質の向上あるいはカリキュラムの改善を図っており、継続的な対策が取られているも のと判断する。

## 観点9-1-5: 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、 教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

#### 【観点に係る状況】

定期試験時に実施する授業評価等の結果を迅速に担当教員にフィードバックする体制は確立しているが、各教員がフィードバックにどのように対応しているかを確認する体制はまだできていない。授業評価 WG では、フィードバックされた結果に対する授業改善を含んだ感想や意見を簡単な報告として各教員に求めることにしてはどうかという意見があるが、まだ実施に至っていない。

PBL チュートリアル教育におけるチューター評価で評価が悪かった教員のその後の経過を追跡した。その結果、悪い評価のフィードバックを受けた後、ほとんどの教員には改善が認められるが、2-3名ではあるが、なかなか改めない教員もいる。このような教員には教務委員長が書面で注意するか話し合うことになっている。なお、現時点でのチューター要員は243名であるので、約99%の教員がチューターとして良い評価を得ているか、フィードバックに適切に応答していることになる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のように、本学のほとんどの教員は評価結果に誠実に対応しているように思われる。

## 観点9-2-1: ファカルティ・ディベロップメントについて, 学生や教職員のニーズが反映されており, 組織として適切な方法で実施されているか。

## 【観点に係る状況】

本学は平成6年度から毎年「医学教育方法に関するワークショップ」を開催し、平成8年度のワークショップで学んだ0SCEや平成9年度と10年度にテーマとしたクリニカル・クラークシップを後に本学のカ

リキュラムに導入した。平成 11 年度からはチュートリアル教育をテーマとして取り上げ、11 年度にはこのワークシップをチュートリアル教育勉強会として開催した。12 年度には「第2回医学教育セミナーとワークショップ」(12 年9月)への参加(教員 2名)、チュートリアル教育先進校である三重大学の豊田長康教授と岐阜大学の伊藤和夫教授の「チュートリアル教育の実際」についての講演会(12 年12 月)の開催、三重大学の PBL チュートリアル授業の見学(13 年1 月)等を行った。その上で、平成 13 年度に教務委員会の下にカリキュラム策定専門委員会を立ち上げ、PBL チュートリアル教育をテーマとするファカルティ・ディベロップメント(FD)を集中的に行い、平成 15 年度の後学期から臨床実習前専門教育に PBL チュートリアル教育を導入するに至った。この本学における PBL チュートリアル教育立ち上げの一つの特徴は、学生が一時期ではあったが「PBL クラブ」を立ち上げ、また 16 年8 月にハワイ大学で行われた"Learning Clinical Reasoning Workshop"に 3名の学生が、17 年8 月に京都で行われたハワイ大学の PBL チュートリアル教育ワークショップ、Hawaii in Kyoto に 7名の学生が参加するという具合に学生と共同歩調を取れたことである。平成 18 年度に入って、PBL チュートリアルを離れて、「臨床実習を考える」と「大学院教育について」をテーマとする FD を開催した(19 年1 月 23 日開催、26 名参加)。

看護学科では平成15年7月に教務委員を中心としてFDワーキンググループを立ち上げ、教員の教育能力、研究指導能力の向上を目指して活動を行ってきた。また平成16年1月27日には医学科、看護学科共通のFDとして、仏教大学教育学部原清治助教授の講演会「FD活動の現状と展望」を開催した。

## 【分析結果とその根拠理由】

医学科における PBL チュートリアル教育に関する FD は、初期にはこの教育方法の勉強が主体の FD、次いで学内の理解と協力を得るための諸活動、最近ではより効果的でかつ本学の学内事情にマッチしたものへの推敲のための情報獲得と討論という経緯をたどった。その結果、ほぼ全学的なコンセンサスを得ることができ、教授会の承認を得て、平成 15 年度後学期のユニット 1 を皮切りに、逐次臨床実習前専門教育に PBL チュートリアル教育を導入することができた。看護学科における FD でも、たとえば平成 15-16 年度に はより良き臨地実習指導を目指して、附属病院看護部との合同勉強会を開催するなど、実質的な活動をしている。医学科、看護学科の両方において、学生や教員のニーズを反映し、組織として適切な方法で FD を実施していると考える。

## 観点9-2-2: ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

#### 【観点に係る状況】

医学科のPBLチュートリアル教育についてのファカルティ・ディベロップメント (FD) では、他大学から迎えた講師による講演会等の勉強会のほか、新規採用教員、TA に対し行うチューター養成 FD、シナリオ作成講習会等を毎年開催し、学生に対しては PBL チュートリアルの手引き (学生用・実施要項)を配布し、かつ最初の授業においてチュートリアル教育の基本理念等について詳細に説明し周知を図っている。また、学生に対してはシナリオや担当チューターへの評価アンケートを、教員に対しては学生の学習態度やシナリオへの評価アンケートを実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生によるチューター評価において繰り返し悪い評価を取る教員は全教員の1%内外である。また臨床実習指導を受けた関連病院医師の評価において、PBL チュートリアル教育を受けた学生が前年度の学生よりも総合力、一般教養、医学知識、利発性・積極性、身だしなみ、社会適応能力、コミュニケーション能力等で高い評価を受けている。PBL チュートリアル教育の導入が教育効果を上げており、それはFD あってのことと考えたい。しかし、現時点ではPBL チュートリアル教育方法を受けた学生が卒業しておらず、更なる継続的な分析が必要である。

## 観点9-2-3: 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質 の向上を図るための取組が適切になされているか。

## 【観点に係る状況】

大学院博士課程のTAには2,3の例外を除いてPBLチュートリアル教育におけるチューター業務の支援をお願いしている。彼らには、教員と同様に、チューター養成FDを前もって受講することを義務付け、またチューターとしての授業終了後に「PBLチュートリアルレビュー案」においてチューターを実施しての感想などを聞き、参考にしている。

教育支援という観点から、学務課教務係の職員の役割は極めて重要である。前もって決定し、遅くとも 4ヶ月前には通知しなければならないチューターの割り当て、シナリオやチューターノート等必要教材・書類の準備、学生による症例評価・チューター評価の迅速な集計と担当者へのフィードバック等々煩雑で膨大な量の業務をこなし、教員と両輪の関係を形成してPBL チュートリアル教育を支えている。これら学務部職員もPBL チュートリアル教育関連のほぼすべての会議に出席しており、またFD にも教員と共に参加してきた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学院博士課程のTAは何の問題もなく有効に学部のPBLチュートリアル教育を支援しており、また充分な教育的配慮の下にTAにチューター業務を依頼しているので、この経験が彼らの教育者としての資質の向上に役立っている。本学の教育へのPBLチュートリアル教育の導入及びその実施において学務部職員の果たした役割は極めて大きく、本学がPBLチュートリアル教育で成功しているとすれば、それは計画段階から全ての面で教員と事務職員が二人三脚で進んできたからである。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 1) 教育企画室の「検証・調査・評価部門」が教育の活動実態等を大局的な観点から調査・検証し、特に重要な問題を集中的に審議していること。
- 2) 大学院博士課程では中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育」に応答していち早くコースワークを 充実させた実質化カリキュラムを立ち上げ、また授業評価アンケート調査で聴取した学生の声をカリキュラムの改善に反映させていること。
- 3) 関連教育病院の臨床実習指導医、医学科卒業生の卒後臨床研修指導者、看護学科卒業生の就職先の指導者、大学院博士課程、修士課程の修了生の就職先等学外関係者に本学学生、卒業生、修了生の評価等意

見を求め、教育に反映させようとしていること。

- 4) 学部教育に関しては教育企画室が、大学院教育に関しては博士課程部会と修士課程部会が中心となって 学生と教員の評価結果、意見やその他の調査結果に基づいて常に教育の質の向上あるいはカリキュラム の改善を図っていること。
- 5) 医学科では臨床実習前専門教育へのPBLチュートリアル教育の導入及びその本学の学内事情にマッチした形での定着を目指して教員と学務部職員が一体となって一連の質の高いFD活動を行ってきたこと。学生有志が学生の立場でFDに参加したこと。

#### 【改善を要する点】

- 1) 教育の状況について、活動の実態を示す様々なデータを収集しているが、現時点ではそれぞれの担当者が個別に収集しており、早くデータベースとして一元的に収集するシステムを構築すべきであること。
- 2) 定期試験時に行う授業評価、PBL チュートリアル教育におけるチューター評価、シナリオ評価などの迅速なフィードバック体制はできているが、このフィードバックの結果どのように授業が改善されたかを確認する体制が今ひとつ強力でないこと。

#### (3) 基準9の自己評価の概要

学部教育に関するデータや資料の収集・分析は教育企画室が担当しており、分析結果の中の特に重要な 問題(今のところ留年生の再履修制度の問題)は教育の活動実態等の大局的な観点からの調査・検証を目 的として設置した「検証・調査・評価部門」が集中的に審議している。大学院における教育活動の資料収 集は博士課程部会、修士課程部会と学務課大学院係で行っている。学生の意見の聴取に関しては、平成 16 年度に学部学生を対象とする「学生生活実態調査」を行ったほか、学部で定期試験時に行う授業評価、PBL チュートリアル教育における課題及びチューター評価、大学院博士課程と修士課程の学生に対する授業評 価アンケート調査等を行い、かつ学生意見箱を設置しており、授業評価等の結果は迅速に担当者にフィー ドバックしている。また、医学科の PBL チュートリアル教育では学生及び教員の声に応えて特に基礎医学 の部分のユニット構成を変更し、大学院博士課程では学生に対する授業評価アンケート調査の結果を参考 にしてカリキュラムの改善を図るなど、学生の声をできるだけカリキュラム改善に反映させるべく努めて きた。外部関係者(医学科学生の臨床実習を指導している関連教育病院の医師や本学卒業生、修了生の就 職先の指導者)による本学学生、卒業生、修了生に対する評価も聴取し、本学の教育に反映させるべく検 討している。医学科では、平成 11 年度から、PBL チュートリアル教育に的を絞った全学的な(事務職員や 学生有志も参加した) FD 活動を精力的に行い、その結果、ほぼ全学的なコンセンサスを得て、平成 15 年 度の後学期から臨床実習前専門教育にこの教育法を導入した。平成18年度に入って、ようやくPBLチュー トリアルが本学の教育に定着したので、新たに臨床実習と大学院教育をテーマとする FD を開始した。看護 学科でも平成 15 年度に FD ワーキンググループを立ち上げ、より良き臨地実習指導を目指して附属病院看 護部との合同勉強会を開催するなど、活発な活動を行っている。

#### 基準10 財務

## (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、 債務が過大ではないか。

#### 【観点に係る状況】

本法人の平成19年3月31日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計247億4,527万円、負債は、 固定負債及び流動負債の合計144億6,646万円である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本法人の資産は、法人化以前に使用していた土地・建物等すべての資産を承継していることから安定した教育研究活動が遂行できると判断する。負債については、国立大学財務・経営センターからの借入金が主なものであるが、償還計画に基づき計画的に返済されている。

借入金の主な内容は、診療用の大型設備及び病院再整備に係る建物建設費であるが、現在借入している ものについては、平成43年までに計画的に返済する。

観点 10-1-2: 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的 に確保されているか。

#### 【観点に係る状況】

本法人の経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、授業料、入学料、検定料、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

病院収入については、診療に係る組織の見直し等を行い増収に努め、外部資金については、全学に対する説明会を実施し、企業との共同研究の誘致活動を行うなど継続的な収入確保に努めている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業料、入学料については、適正な学生数を確保することにより安定的な収入を確保している。病院収入は保険点数等の改定により影響される状況にあるが、安定的な収入を確保している。

外部資金については、科学研究費等の競争的資金及び奨学寄附金を獲得し、経常的収入が継続的に確保されている。

以上から、教育研究活動を安定して遂行するための収入は確保されている。

観点 10-2-1: 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

## 【観点に係る状況】

平成16年度から平成21年度に係る中期計画に沿って、年度計画・事業計画を取りまとめ、学長等のヒアリングを経て策定した計画を経営協議会、役員会の議を経て決定している。

決定した計画は、教授会に報告するとともにホームページに掲載している。

## 【分析結果とその根拠理由】

平成16年度から平成21年度に係る中期計画に沿って、教育企画室、研究推進企画室等7つの企画室が企画室毎に年度計画・事業計画を策定し、学長のヒアリングを経て取りまとめた計画を経営協議会、役員会の議を経て決定しているため、大学の目的に沿って、適切な収支計画に基づき履行されていると判断する。

また、決定した計画は、教授会に報告するとともに学内情報としてホームページに掲載し、関係者に明示している。

## 観点10-2-2: 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

#### 【観点に係る状況】

本法人の平成18年度収支状況は、経常費用175億3,248万円、経常収益186億2,371万円となっており、 臨時損失及び臨時利益を差し引いた当期総利益は、10億9,690万円を計上している。

また、中期計画で定められている緊急に必要となる対策費としての短期借入金の限度額は13億円となっているが、借入は行っていない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本法人の経常利益は経常費用を上回り、当期純利益を計上していることから支出超過とはなっていないと判断する。

なお、国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の 承認を受けた金額(目的積立金)は、平成16年度、3億3,498万円、平成17年度、5億3,159万円であ る。

# 観点 10-2-3: 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

教育研究活動に係る予算は、教育企画室及び研究推進企画室等が事業を計画し、学長ヒアリングを行い 予算案を作成し、経営協議会及び役員会の議を経て予算配分を行っている。

また、年度途中において、予算執行計画に対する執行状況を調査したうえで、補正予算案を作成し、経 営協議会及び役員会の承認を得て予算配分を行っている。

教育研究経費に係る支出額は平成 17 年度、43 億 6, 431 万円 (教員人件費含む) 平成 18 年度、44 億 7, 093 万円 (教員人件費含む) となっている。

さらに、外部資金等の間接経費より、教育・研究支援経費3,671万円程を予算措置している。

なお、平成18年度において、目的積立金により教育用及び研究用設備へ6,780万円の予算措置を役員会の承認を得て行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金が減額されるなど厳しい財政状況の中、教育研究活動に係る予算の確保に努め、予算配分においてはヒアリングを行うなどして有効的に配分し、教育・研究活動の活性化を図っていることから、 適切な資源配分がなされていると判断する。

#### 観点10-3-1: 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

#### 【観点に係る状況】

本法人の財務諸表等については、文部科学大臣に提出し、承認後、国立大学法人法の規定により、財務 諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事及び会計監査人の意見を記 載した書面を本学にて閲覧に供することとしている。

さらに、独立行政法人等の所有する情報の公開に関する法律及び同施行令の規定により、本学ホームページに掲載し公表している。(http://www.hama-med.ac.jp/university/report\_open/index.html)

## 【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等の公表については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事及び会計監査人の意見を記載した書面を本学にて閲覧に供するとともに、本学ホームページに掲載しており、適切な形で公表していると判断する。

#### 観点10-3-2: 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

### 【観点に係る状況】

財務に対する会計監査については、学長直属の監査室(平成18年7月設置)による内部監査、監事による監査、会計監査人による監査を実施している。内部監査については、本法人の内部監査規程に基づき監査基本計画を策定し、監事監査については、監事監査規則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し、それぞれ監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、財務諸表、事業報告書(会計に係る部分のみ)、決算報告書について監査を受けている。

また、年間数回程度、監事、会計監査人、監査室及び会計事務担当者による意見交換会を開催すると共 に、必要に応じて学長、財務担当理事等を含めた「内部監査報告会」を実施し、問題点・改善策等を共有 している。

#### 【分析結果と根拠理由】

財務に対する監査については、内部監査及び監事監査が本法人の監査規定等に基づき、また、会計監査 人による監査が法令に基づきそれぞれ実施されており、いずれも監査報告内容からみて、会計監査等が適 正に行われているものと判断する。

#### (2)優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

本学は、教育研究活動等を支援する予算配分にあたり、教育企画室、研究推進企画室等の各企画室から要求のあった年度計画を精査し、ヒアリングを行うなどして、既存の事業についても様々な角度から見直しを行い、経費の節減を図ったうえで、学長裁量経費も確保し、必要な事業に重点的に配分している。

また、年度途中において、収入及び事業計画に対する支出状況等を勘案のうえ、事業計画予算を見直し、 予算の補正を行っている。

## 【改善を要する点】

教育研究等の設備については経年による老朽化が懸念されるため、計画的な設備の更新と財源確保が必要となる。

## (3) 基準 10 の自己評価の概要

本法人は、法人化以前に使用していた土地・建物等すべての資産を承継しており、この資産により教育研究活動を安定して遂行している。

また、収入においても、運営費交付金、授業料、入学料、附属病院収入等を継続的に確保し、併せて外 部資金の獲得に努めており、収入基盤は安定している。

教育研究に係る事業予算は、教育企画室等からの事業計画に基づき、ヒアリングを行い、学長裁量経費により重点事項に予算措置するなどしたうえで、経営協議会及び役員会の承認を得て適切に予算配分している。

事業計画における収支については、年度途中において収入・支出を見直し、予算の補正を行い適切に予 算執行している。

財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事、会計監査人の意見を記載した書面を閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載するなど、適切な形で公表している。

財務に対する監査については、内部監査及び監事監査が本法人の監査規定等に基づき実施し、また、会計監査人による監査が法令に基づき実施されており、いずれの監査報告内容からみても会計監査等が適正に行われている。

# 基準11 管理運営

# (1) 観点ごとの自己評価

観点 11-1-1: 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという 任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

### 【観点に係る状況】

法人化後、本学は、全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備するため、大学運営の重要なテーマ毎に企画・調査・立案をする企画室を理事及び副学長を室長として設置し、必要に応じて企画室の下にワーキンググループ等を設けることとした。また、予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を可能とした。さらに、毎月、学長、各企画室長、監事等が出席する総合企画会議を開催し、各企画室の企画立案状況・課題を報告・意見交換を行っている。

事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長(副学長)以下に3部(総務部、病院部、学務部)、8課(総務課、人事課、会計課、施設課、医療サービス課、学務課、入試課、学術情報課)、4室(研究協力室、情報企画室、病院管理室、病院再整備推進事務室)で構成されている。

# 【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、大学運営の重要なテーマ毎に企画・調査・立案をする企画室を設置し、全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制が整備されている。また、毎月、総合企画会議を開催することで企画室間の情報共有が図られている。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長(副学長)が学長の総理の下に、事務を掌理し、3部8課4室からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、 適切な規模と機能を持っている。

観点 11-1-2: 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

### 【観点に係る状況】

役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則に定める審議事項については、該当する会議の審議 を踏まえた上で、学長が意思決定を行っている。また、各企画室の重要な課題等については、総合企画会 議において意見交換や今後の実施方針等を検討したうえで、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会及 び役員会で審議し、学長が意思決定をしている。なお、企画室の室長には、学長を補佐する理事、副学長 を充て、具体的な事業実施の判断や予算執行の権限を与えることにより、機動的な業務遂行を確保してい る。

## 【分析結果とその根拠理由】

規則に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、学長が意思決定を行っている。 また、企画室の室長に理事、副学長を充て、学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図るとともに、 迅速・円滑な大学運営を可能とした。さらに、総合企画会議等を毎月開催することで組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するための責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

# 観点 11-1-3: 学生, 教員, 事務職員等, その他学外関係者のニーズを把握し, 適切な形で管理運営に 反映されているか。

### 【観点に係る状況】

非常勤理事、常勤・非常勤監事に学外の有識者が就任しており、役員会、総合企画会議等の審議のなかでの産業・経済・行政の多方面からの意見・助言を反映させて大学運営を行っている。経営協議会の学外委員も、医学・医療、文部行政経験者、産業界、学識経験者、看護学教育の各分野を代表する7名が就任し、法人経営に参画している。

# 【学外の有識者・専門家の大学運営参加状況】

非常勤理事: 晝馬輝夫 浜松ホトニクス(株) 代表取締役会長兼社長〔平成 16 年度~〕

常勤監事 : 長谷川正榮 前浜北市長〔平成18年度~〕

非常勤監事:川田隆資 松下電器産業(株)顧問〔平成16年度~〕

経営協議会学外委員

岡田幹夫 静岡県医師会長 [平成 16 年度~]

佐野文一郎 (財)放送大学教育振興会顧問(元文部事務次官) 〔平成16年度~〕

豊田芳年 (株)豊田自動織機取締役名誉会長(医療法人豊田会理事長) 〔平成 16 年度~〕

濱 清 大学共同利用機関法人自然科学研究機構名誉教授〔平成 16 年度~〕 前原澄子 京都橘大学看護学部長(前三重県立看護大学長)〔平成 16 年度~〕

伊藤修二 ヤマハ株式会社代表取締役社長〔平成19年度~〕

御室健一郎 浜松信用金庫理事長 [平成19年度~]

法人化後の業務処理が円滑に実施されているか、さらには、効率的・合理的な業務処理の在り方を検討するため、事務局・各課各係の業務の実態調査を行い、平成 16 年度に業務分析・改善WG(人事課長他3名)を設置した。WGでは事務局各課係等全ての職員を対象として業務分析・改善ヒアリングを実施し、平成 18 年度から事務組織の見直し、業務改善を計画的に実施している。

他方、病院においては病院長が年2回の状況説明会を開き、その際に各職域からの意見を聴取するとともに、薬剤部、検査部、材料部、手術部等の各部署の全職員とそれぞれ懇談会を開き、無駄・ 浪費・節約に関する提案を聴取した。

学生に対しては、学生生活実態調査を実施し、601名(59.5%)の回答を得て、入学料、授業料免除制度の改正を含め、効率的、効果的な学生支援策を作成し、平成17年度に入学料、授業料免除制度の有効活

用の構築を目指し、授業料免除基準の改正を行った。

# 【分析結果とその根拠理由】

経営協議会及び役員会等に学外の有識者を加えることで、学外関係者のニーズを把握し管理運営に反映 させている。

学生については、学生生活状況実態調査を行い、学生の生活、課外活動、勉学の状況を調査するととも に、大学への一般的ニーズを把握する機会となっている。

事務局各課係等全ての職員を対象として業務分析・改善ヒアリングを実施し、業務課題を抽出し、平成 18 年度から組織の見直し、業務改善を計画的に実施することとした。

以上のことから、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備している。

# 観点11-1-4: 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

# 【観点に係る状況】

監事は、本法人の業務及び会計について監査を行うこととされており、監査実施計画を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し、報告書により学長にその内容を報告している。 さらに学長の下に設置した監査室、会計監査人とともに内部監査報告会を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行っている。

# 【分析結果とその根拠理由】

監事は文部科学大臣により任命され、その基本的な職務及び権限は国立大学法人法及び独立行政法人通 則法に規定されている。また、本学において監事監査規則を制定し、監事の具体的な職務内容について規 定しており、法人運営において適切な監査体制となっている。

# 観点 11-1-5: 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう, 研修 等, 管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

### 【観点に係る状況】

大学法人の中期計画において「職務の能力や専門性の向上に資するため研修機会の充実を図る」計画を立てており、平成18年度は研修計画に基づき専門研修46件、テーマ別研修5件、階層別研修5件を実施し、延べ499人が受講した。また、職員の自発的な研修意欲を促すため、一般職員学外研修制度(休暇利用ではなく、届け出により研修として認める制度)を設けたところ、平成17年度から150件の利用があり、2名が衛生管理者等の資格を取得している。

## 【分析結果とその根拠理由】

大学運営に関する企画立案力・専門性向上のための職員の能力向上方策として、法人化後の大学運営に特に重要と考えられる財務、労務等の専門研修に重点を置いた研修計画を策定・実施し、効果を上げている。 平成16年度に整備した一般職員学外研修制度は特に技術系職員が多く利用し、自発的に業務に関連する専門資格の取得を目指した講習会などに参加している。この制度の成果として、平成17年度に2名が衛生管理者等の資格を取得し、大学運営に直接的に貢献している。

以上のことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11-2-1: 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

### 【観点に係る状況】

管理運営に関する基本方針として、本法人の中期目標において、「全学的視点に立った機動的・効率的な 組織運営体制を整備する。」を掲げている。その方針を踏まえ、本法人組織規則に管理運営に係る組織等を 規定し、それらの組織等に係る規則等を整備している。

# 【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されている。

観点 11-2-2: 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的,計画、活動状況に関するデータや情報が,蓄積されているとともに,大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され,機能しているか。

### 【観点に係る状況】

本学の目的、計画、活動状況は、基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書としてホームページに掲載している。また、各年度実績の評価結果及び決算もホームページに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。また、本学広報誌について、電子媒体としてホームページ上にも掲載している。

研究活動について毎年度、講座毎に講座構成員・英文原著論文(IF)・和文原著論文・総説・著書・特許数・外部資金獲得状況等を取り纏め、「研究活動一覧」として発行しており、電子媒体としてホームページ上にも掲載している。

### 【分析結果とその根拠理由】

全ての情報・データについての一元管理体制やデータベースシステムは構築されていないが、大学の目的、計画、活動状況に関する情報はホームページ上に掲載されており、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。

現在、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積のためのデータベースシステムを構築 し、運用に向けて準備中である。

# 観点 11-3-1: 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

### 【観点に係る状況】

本学の自己評価については、本学点検評価委員会が中心となり、毎年度、教育・研究・診療・附属図書館・国際交流・地域への貢献等の大学の諸活動について、自己点検・評価を行い、平成5年以降はその結果をほぼ隔年で自己点検・評価報告書として刊行した。

法人化を契機に、評価については調査・労務企画室(理事及び9名の委員で構成)が担当することとし、 総務部総務課企画係が支援している。当企画室において、本法人の設定する中期目標を達成するための年度計画に対する取り組み状況の把握、進捗状況のチェックを行い、また昨年度評価結果の指摘事項の改善 のための各企画室の取り組みを支援している。

毎年度、研究組織単位の構成員、英文原著論文(IF)、和文原著論文、総説、著書、特許等数、外部資金獲得状況等の研究業績を調査し、研究組織の活動状況について総括的に点検・評価を行っている。この点検・評価結果は、調査内容を含め「研究活動一覧」として取りまとめ、評価内容を研究者へフィードバックしている。

また、附属病院においても5年ごとに(財)日本医療機能評価機構の認証評価を受けることとしている。 (前回認証は平成16年)

### 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として、調査・労務企画室が担当しており、当企画室を中心に法人評価、認 証評価等を実施している。

研究活動一覧を刊行し評価内容を研究者へフィードバックすることで、講座等研究組織の活性化を図っている。

以上のことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能している。

### 観点 11-3-2: 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

### 【観点に係る状況】

観点 11-2-2 で記述したとおり、本学の中期目標、中期計画、当該年度計画、各年度実績報告書及び 各年度実績の評価結果がホームページに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。

また、研究活動についてまとめた「研究活動一覧」についても、ホームページ上に掲載している。

さらに、平成5年以降発刊してきた自己点検・評価報告書については、関係諸機関に送付するとともに、 直近の報告書についてはホームページに掲載している。

# 【分析結果とその根拠理由】

実施した自己点検・評価及び評価結果の全てをホームページに掲載し、大学内及び社会に対して広く公開している。

# 観点 11-3-3: 自己点検・評価の結果について,外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

### 【観点に係る状況】

国立大学法人である本学は、各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっている。また、主として教育においては7年に1回認証評価機関の評価を受けることとなっている。さらに、附属病院においても5年ごとに(財)日本医療機能評価機構の認証評価を受けることとしている。

# 【分析結果とその根拠理由】

各関連法令等を遵守することにより、また、附属病院においては、自主的に外部の専門評価機関の認証 評価を受けることで、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されている。

# 観点11-3-4: 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

### 【観点に係る状況】

各種評価結果については分析のうえ役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会や職員に対する経営 説明会等で報告するとともに、ホームページにも掲載した。

指摘事項については各企画室の改善案を総合企画会議で検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示している。例えば「教職員の服務規律に関するガイドラインについては、その性質上、より早い取り組みが必要である」との指摘を受け、調査・労務企画室において、職員が遵守すべき服務ポリシー(ガイドライン)を作成し配付するとともに、ホームページに掲載し周知に努めた。附属病院においては、(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価結果を受けて、病院事務部門の管理機能強化を図るため、業務部を病院管理に特化した組織に改編し、病院部と改称した。また、業務部施設課は、施設マネジメントの展開が容易となるよう総務部に所属させ事務部門の機能強化を図った。

# 【分析結果とその根拠理由】

各種評価結果は、分析のうえで各会議や職員に対する経営説明会等で報告し、ホームページにも掲載することで関係教職員等にフィードバックしている。また、指摘を受けた事項については、各企画室の改善案を総合企画会議で分析検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示することで、改善に結び付けている。

# (2)優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

法人化後、全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備するため、大学運営の重要なテーマ毎に企画・調査・立案をする企画室を理事及び副学長を室長として設置し、予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を可能とした。

経営協議会の学外委員に医学・医療、文部行政経験者、産業界、学識経験者、看護学教育の各分野を代表する者が就任している。さらに、平成19年度より、さらに多くの外部意見を聴取するため、外部委員を2名増員し、外部委員7名(学内委員5名)とした。

本学の基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書・評価結果、研究活動 一覧等をホームページに掲載している。

一般職員学外研修制度を利用して、大学の管理運営に必要な衛生管理者等の資格を2名が取得し、直接 業務に反映している。

各種評価結果について分析を行い、指摘を受けた事項については、各企画室の改善案を総合企画会議で 分析検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示することで、改善に結び付けている。

### 【改善を要する点】

現在、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報の蓄積のためのデータベースシステムを構築 し、運用に向けて準備中である。

# (3) 基準 11 の自己評価の概要

全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備するため、大学運営の重要なテーマ毎に企画・調査・立案をする企画室を理事及び副学長を室長として設置した。企画室の室長には、学長を補佐する理事、副学長を充て、具体的な事業実施の判断や予算執行の権限を与えることにより、機動的な業務遂行を確保している。

また、予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を行っている。

非常勤理事、常勤・非常勤監事に学外の有識者が就任しており、役員会、総合企画会議等の審議のなかでの産業・経済・行政の多方面からの意見・助言を反映させて大学運営を行っている。経営協議会の学外委員も、医学・医療、文部行政経験者、産業界、学識経験者、看護学教育の各分野を代表する7名が就任し、法人経営に参画している。

監事は、監査実施計画を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し、報告書により学長へその内容を報告している。さらに学長の許に設置した監査室、会計監査人とともに内部監査報告会を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行っている。

一般職員学外研修制度を利用して、大学の管理運営に必要な衛生管理者等の資格を2名が取得し、直接業務に反映している。財務、労務等における専門知識を修得させるため平成18年度は経営管理、労使関係等大学の管理運営業務に直接関連する簿記研修、会計研修、労務管理研修等(専門研修46件、テーマ別研修5件、階層別研修5件)を実施し、499人が受講した。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規 則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されてい る。

本学の基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書・評価結果、研究活動 一覧等をホームページに掲載している。

評価については調査・労務企画室(理事及び9名の委員で構成)が中期目標を達成するための年度計画 に対する取り組み状況の把握、進捗状況のチェックを行い、また昨年度評価結果の指摘事項の改善のため の各企画室の取り組みを支援している。

各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学 法人評価委員会の評価を受けることとなっている。また、主として教育において7年に1回認証評価機関 の評価を受けることとしている。さらに、附属病院においても5年ごとに(財)日本医療機能評価機構の 認証評価を受けることされている。

各種評価結果についてはホームページにも掲載することで関係教職員等にフィードバックしている。指 摘事項については、各企画室の改善案を総合企画会議で分析検討し、学長より各企画室長に是正措置を指 示している。 第Ⅱ章 大学機関別認証評価評価報告書

# 第1節 認証評価結果

浜松医科大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「臓器横断的がん診療を担う人材養成」(名古屋大学、名城大学と共同申請)が平成19年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択され、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成20年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとしている。
- 大学院教育(博士課程)に関し、光量子医学研究センター等による支援体制が優れており、「メディカルフォトニクス」が平成15年度に21世紀COEプログラムに採択され、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点を形成している。
- 子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが設置され、特色ある活動 を展開している。
- 開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座を維持し、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。
- 教員の業績評価を定期的に行う仕組みとともに任期制も導入し、その適用率は94%に達している。
- 医学科3年次における研究体験学習(基礎配属)が有効に機能している。
- 大学院博士課程では、コースワークを充実し、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを体系的に編成して大学院教育の実質化を推進している。
- 修士課程と博士課程に長期履修制度を導入し、社会人が履修しやすくなっている。
- 入学から卒業まで及び大学院教育において一貫した倫理教育を行っている。
- 30室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。
- 図書館を、学生も含めて常時利用できるようにしている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっている。
- 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。
- 図書館において、古典的参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でない。

# 第2節 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的(教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

# 【評価結果】

基準1を満たしている。

# (評価結果の根拠・理由)

1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

昭和 49 年6月の開学に際し、初代学長が掲げた建学の理念を踏まえて目的及び使命を定め、学則第1条に「医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、もって人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。」と明文化されている。国立大学法人に移行した平成16年度には、中期目標にも同様の文言が加えられている。また、学科ごとの教育目標、及び修士課程、博士課程ごとの教育目標については、それぞれの開設の際に定められており、大学の基本方針となり現在に至っている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

「最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成すること」を目的・使命として掲げている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと 判断する。

1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院医学系研究科のうち、博士課程では「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を、修士課程では、「看護学に関する基礎能力を基盤に、特定の分野において高度の看護実践能力をもち、専門性と倫理観に基づくケア提供、研究を行うことができる高度専門職業人としての看護職の育成」をそれぞれ目的として掲げている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

### 1-2-① 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標は、『浜松医科大学概要』、教育要項等の印刷物及び大学ウェブサイトに掲載されており、教職員及び学生に示している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

# 1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

建学の理念、大学の目的及び使命、教育目標を、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。また、『浜松医科大学概要』、大学案内、募集要項等の印刷物にも掲載されており、入試説明会等で積極的に配布されている。なお、平成18年度大学ウェブサイトのアクセス件数(トップページ)は507,565件である。これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

### (注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号、施行日:平成 19 年 12 月 26 日)」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

### 基準2 教育研究組織(実施体制)

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制)が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

# 【評価結果】

基準2を満たしている。

### (評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程 における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医学部のみの単科大学であり、医学科と看護学科の2学科を有している。医学科は、高度の知識・技術及び豊かな人間性を身につけた臨床医並びに医学研究者の養成を、看護学科は、生命の尊厳を尊重する倫理観・豊かな人間性と科学的知識に裏付けられた看護実践能力をもつ看護専門職の育成を、それぞれ目的として教育を行っている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

### 2-1-2 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

人文社会系3人、語学系3人、自然科学系8人の計14人の教員と教務員等9人の支援職員で構成される総合人間科学講座が教養教育の大部分の授業科目を担当しており、同講座で充足できない教養科目を他の講座、施設の教員及び非常勤講師が担当している。

教育方針を大局的見地から策定する機関として設立された教育企画室に教養教育部門を設け、教養教育のあり方、カリキュラム、教育方法等を検討する総合人間科学講座教員会議、医学、看護学の専門教育を含めた教育課程全般、学生の修学指導に関すること等を協議・実施する教務委員会と連携する体制で教養教育の内容等の検討を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院医学系研究科は博士課程(光先端医学専攻、高次機能医学専攻、病態医学専攻、予防・防御医学 専攻)及び修士課程(看護学専攻)からなっている。

博士課程は、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成及びこれによる研究の活性化を目的としている。特に光先端医学専攻は、21世紀COEプログラムに選ばれた光医学研究と連携して教育及び研究を行っている。それぞれの専攻において、医学研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースを選択することができる。

修士課程の看護学専攻は基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、地域・精神看護学の4つの専門分野からなり、看護学の幅広い専門領域において、科学的思考力、基礎的な研究能力及び看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者・研究者を育成することを目的としている。また、平成20年度から、専門看護師教育課程(クリティカルケア看護)を設置する予定である。

また、平成 19 年度に文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択された「臓器横断的がん診療を担う人材養成」(名古屋大学、名城大学と共同申請)により、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成 20 年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとなる。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等として、附属病院、附属図書館、保健管理センター、光量子医学研究センター、動物実験施設、実験実習機器センター、安全衛生管理センター、医療廃棄物処理センター、情報処理センター、子どものこころの発達研究センター、分子イメージング先端研究センターがある。

光量子医学研究センターは、細胞イメージング分野、ゲノムバイオフォトニクス分野、光環境医学分野、 光化学治療分野の4研究分野からなり、学内の主たる共同研究の場として有効に利用されている。加えて 同センターは平成14年度から「浜松地域知的クラスター」計画の一翼を担い、地元を含む多数の企業との 共同研究を展開して新型顕微鏡、ナビゲーションシステム等の開発を行い、地域や社会に貢献している。 さらに、同センターは平成15年度に21世紀COEプログラムに採択された、からだとこころに潜むリスクを光イメージングにより探るための事業「メディカルフォトニクス」の担い手であり、学内15の講座を 東ねて、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点作りの活動の先頭に立っている。RAの雇用を進め、研究教育の中心としての大学院学生の活動を支援している。

最近、光量子医学研究センターに加えて、子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが相次いで設立され、活動を開始している。子どものこころの発達研究センターは、大阪大学・中京大学との連携融合事業として設立されたもので、子どもの心の危機を脳画像と遺伝子解析の連携という新たな観点から研究し、また子どもの心の危機が顕現化する前に兆候を察知し、心理的介入を行うための基礎研究として、大規模な調査を行うことになっている。分子イメージング先端研究センターはPET等最新の機器を用いたイメージング技術により生体の中での細胞、細胞小器官、さらには蛋白質等分子の活動を描出することにより生命体の機能や病気の成り立ちを研究し、併せてこの分野の人材を養成することを目的としている。

また、「霊長類を中心とした疾患モデル動物を用いた分子イメージング研究に係る人材育成プログラム」 事業が平成18年度文部科学省分子イメージング研究プログラムに採択され、博士課程における分子イメージングセミナー及びPET学の授業科目のさらなる充実発展を図り、浜松ホトニクス株式会社PETセンター等と連携して講義、実習と研究指導を有意義に組み合わせ、世界レベルの教育研究を教授することにより、専門性を有する研究者の育成を目指している。分子イメージング研究に関わる人材育成の観点から、学部学生を研究補助者として参画させ、研究志向を育成することを目的とした「ジュニアリサーチアシスタント制度」を整備している。 これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

・2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に規定する教育研究評議会、学校教育法に規定する教授会を設置している。教育研究評議会では、教育に係る中期計画、年度計画のほか、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃、教員人事及び教育課程の編成、学生の入学、卒業、課程の修了等に係る教育活動の基本的な方針等について審議を行うこととし、平成18年度は11回開催している。

教授会では、学則等の教育研究に関わる重要な規則の制定・改廃のほか、個々の教員人事の選考等、学生の入学、卒業、修了、学位授与、懲戒等について審議を行うこととしている。

大学院に関する事項については、博士課程教授会、修士課程教授会において審議している。 これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の 会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育に関する施策の立案・実施を担当する教育企画室は教育・国際交流担当理事を室長とし、7つの部門(検証・調査・評価部門、FD部門、教養教育部門、臨床前医学教育部門、臨床教育部門、看護教育検討部門、臨地実習検討部門)及び5つの関連委員会(学生委員会、教務委員会、国際交流委員会、入学試験委員会、入学者選抜方法研究委員会)からなっている。各部門、委員会の長で構成する教育企画室会議は毎月1回定例的に開催し、教育・学生関係の予算の立案・執行計画、教育の方針・評価・改善、入学試験、国際交流に関することや各部門、委員会の懸案事項等を審議している。教育課程の編成、学生の修学指導等実際的な教務に関すること及び外国人留学生、聴講生等に関することを担当する教務委員会も同じく毎月1回定例的に会議を開催している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

# 【優れた点】

- 「臓器横断的がん診療を担う人材養成」(名古屋大学、名城大学と共同申請)が平成19年度文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択され、博士の学位とともに専門医・専門薬剤師の資格を取得することを目的として、平成20年度からがん専門医等養成コースを開設し、臨床腫瘍医、放射線腫瘍医、がん専門薬剤師を養成することとしている。
- 大学院教育(博士課程)に関し、光量子医学研究センター等による支援体制が優れており、「メディカルフォトニクス」が平成15年度に21世紀COEプログラムに採択され、光技術に関して世界最先端の地元の産業と連携して光を応用した新しい医学研究を進める拠点を形成している。
- 子どものこころの発達研究センターと分子イメージング先端研究センターが設置され、特色ある活動を展開している。

### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

### 【評価結果】

基準3を満たしている。

### (評価結果の根拠・理由)

・3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

医学科と看護学科からなる医科大学であり、学生に医学あるいは看護学の全領域の基礎的知識を習得させる必要上、カリキュラムにおいて多くの専門科目が必須になっている。

医学科では各講座の教授は原則1人であるが、医学科の専門教育を担当する多くの講座、特に臨床医学講座では、教授とは専門分野の異なる准教授、講師を配置することにより、教育と診療の両面で欠損領域を作らないよう配慮している。定年退職等で教授の空席が生じた場合、同じ分野の教授が引き続き必要か、あるいは他の分野の充実がより重要かを議論し、さらに必要に応じて既存の講座を大講座化すること等により、限られた数の教員で最新の医学を含めたできるだけ多くの分野をカバーするようにしている。医学科の臨床実習については、学外の教育協力病院(県西部浜松医療センター)における臨床実習に関する協定書を締結し、教育協力病院の指導医師に対しては臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。

看護学科の教員は、基礎看護学講座、臨床看護学講座、地域看護学講座の3つの大講座のいずれかに所属し、基礎看護学講座の健康科学担当教員以外の看護学科教員は全員看護専門職とし、教授と准教授は博士の学位を持っていることという基本方針を守っている。健康科学担当の3人の教授の専門は薬理学、病理学、感染症学で、それぞれ「生理学」と「臨床薬理学」、「病理学」と「解剖学」、「微生物学」と「免疫学」等の授業を担当している(「生命科学」と「代謝・栄養学」の担当教員は生化学が専門の医学科総合人間科学講座の教員)。臨床看護学講座は、成人看護学、老人看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学を専門とする教員からなり、それぞれ専門領域の教育と研究を行っている。看護学科の臨地実習については、附属病院看護部との連絡会議を行い、附属病院の実習指導体制についての共通理解を得るとともに「看護技術スタンダードマニュアル」に基づいて実習指導を行うこととしている。また、責任ある臨地実習指導体制を構築するため、平成19年度から新たに附属病院看護部長以下8人に臨床教授、臨床講師の称号を付与することとしている。なお、臨地実習の充実のため、平成19年度から非常勤助手を雇用することとしている。

なお、学校教育法改正への対応(准教授、助教制の採用)は既に済ませている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

### 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

医学部において教育を担当している教員は、医学科が415人(専任教員254人、非常勤講師161人)、看護学科が58人(専任教員29人、非常勤講師29人)である。

教養教育においては、開学以来の教養教育重視の方針に基づいて医学科に総合人間科学講座を置き、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。

看護学科では、教養教育の多くを医学科との合同授業とし、あるいは医学科総合人間科学講座の教員等 に担当を依頼しており、29人の看護学科専任教員全員が健康科学あるいは看護専門科目担当という構成に なっている。

看護学科において、精神看護学、老年看護学の教授、准教授が欠員となっている。(教授、准教授は博士の学位を必要条件としていることと、他大学への転出などのために、講師が主要科目を担当している。) なお、限られた数の教員ではカバーできない領域の授業については非常勤講師を活用している。

また、医学科、看護学科の両方において、外部の実習施設で指導を担当する医師、看護職等に臨床教授 等の称号付与を行うこと等で実習支援体制を整えている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員がおおむね確保されていると判断する。

### 3-1-3 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 医学部医学科 (附属病院等教員を含む):254人(うち教授47人)
- 医学部看護学科:29人(うち教授7人)

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

# 3-1-④ 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員は、次のとおりとなっている。

### [修士課程]

・ 医学系研究科:研究指導教員10人(うち教授7人)、研究指導補助教員9人

### 〔博士課程〕

・ 医学系研究科:研究指導教員38人(うち教授38人)、研究指導補助教員136人 これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

# 

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。)が講じられているか。

教授、准教授の採用に当たっては、特殊な例を除き公募を原則としており、平成17、18年度の30件(准教授振替の講師を含む)中29件が公募による採用であった。講師、助教については、医師確保及び研究内容との関連を考慮に入れ、必ずしも公募を原則とはしていないものの、平成17年度は13%、平成18年度は22%が公募であった。

教員採用については、大学の目的及び使命を達成するため、教員選考基準及び教員選考基準に関する申 合事項に基づき、教育研究上の能力を中心に評価しており、年齢、性別、国籍等のバランスを重視した選 考は行っていない。なお、女性教員の比率は16.5%である。

また、94%の教員に任期制を適用するとともに、毎年研究活動一覧を発行し、学会賞受賞、研究助成金の採択状況を学報で公表する等教員の活動の活性化を図っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教授、准教授、病院講師を除く講師の採用については、教員選考基準及び教員選考基準に関する申合事項等に基づき、①教育研究評議会での選考方針の決定及び教員候補者選考委員会の設置、②当委員会による公募及び学歴、著書論文等の調査、③面接及び公開セミナー又は公開授業等を経て、教授会での意向確認、教育研究評議会における選考の順で行われている。また、病院講師の選考については、診療の必要から担当理事の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て学長が決定し、助教の選考については、当該分野の教授の推薦により学長が選考している。教育指導能力及び大学院課程の教育研究上の指導能力については、上記の公開セミナー又は公開授業で評価している。

これらのことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

医学部の授業評価は、講義・演習用と実習用の2種類のアンケート(マークシート方式)を用いて行っており、各授業の最終試験日に学生にアンケートを配付して記入させている。学生の授業評価等に基づき授業実施に問題のある教員の授業を教育担当理事と評価・労務担当理事が視察し、当該教員と授業改善について意見を交わし、指導している。

医学科の臨床実習、看護学科の臨地実習については、統一した臨床(臨地)実習用授業評価アンケートの作成は困難であったが、いくつかの臨床講座・診療科と関連教育病院である県西部医療センターではそれぞれ独自の振り返りアンケートによる実習評価を行っている。

平成15年度後学期から医学科の臨床実習前専門教育に導入したPBL (Problem Based Learning) チュートリアル形式の授業では、症例ごとにチューターによる学生評価のみならず、学生によるチューターと症例の評価も行っている。また、医学科と看護学科の1年次生、2年次生を対象に、1年間学んできたカリキュラムやそこでの授業方法等についての全体としての意見や満足度を問うアンケート調査を年度末に行い、カリキュラム編成等の参考にしている。さらに高学年学生あるいは卒業生と彼らの指導者を対象とするアンケート調査を介して、教育全体としての達成度を把握しようとする試みも行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

医学科においても看護学科においても、限られた人数の教員で有効に必要な領域の教育をカバーする体

制を採っている。この体制では教員は本来の専門領域あるいは関連領域に配属され、教育を担当しているので、教育担当領域での研究が主である。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係の業務を担当する学務部は学務課、学術情報課、入試課からなり、学務課18人、学術情報課11人、入試課4人と学務部長の計34人の構成である。学務部以外に、医学科総合人間科学講座に2人、医学科基礎講座(総合人間科学講座を除く専門教育)11講座中4講座に各1人、医学科臨床講座21講座中12講座に各1人、看護学科に1人、光量子医学研究センター等大学附属施設に3人、計22人の事務補佐員が配属され教育支援を行っている。

技術職員の組織である技術部においても、教育支援は主要業務の1つであり、現在11人の技術専門職員、 技術職員が技術部から解剖学講座やその他の講座に派遣され、正常・病理・司法解剖補助、講義・実習補助等において重要な役割を担っている。このような技術部からの技術職員に加えて、計5人の技術補佐員が医学科基礎講座に所属している。

TAとしては、平成18年度には大学院博士課程1~2年次生19人と修士課程学生5人の計24人を採用し、博士課程学生19人のうち外国人留学生を除く17人は主として医学科PBLチュートリアル教育においてチューターを務めている。修士課程学生のTAにはTA受入教員の学部学生に対する講義・演習の準備、補助や卒業研究の指導等を依頼している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 開学以来の教養教育重視の方針に基づいて総合人間科学講座を維持し、専門教員の参加など、全学的な取組により教養教育の充実を図っている。
- 教員の業績評価を定期的に行う仕組みとともに任期制も導入し、その適用率は94%に達している。

### 【改善を要する点】

○ 看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっている。

# 基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

# 【評価結果】

基準4を満たしている。

### (評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。

建学の理念、目的・使命及び教育目標等に沿って平成 12 年度に入学試験委員会、教授会の議を経て医学科、看護学科、看護学科第3年次編入学及び医学科第2年次後学期編入学のアドミッション・ポリシーを定めている。これらは、大学ウェブサイトに掲載して学内外に公表するとともに、大学案内及び学生募集要項に掲載し、入学志願者、高等学校、文部科学省等関係機関等に配付し、周知を図っている。また、情報サービス会社と契約し、携帯電話等からも調べることができるようにしている。また、入試広報用DVDを作成して県内外の高等学校(163 校)に配付して積極的に広報活動を行っている。

さらに、毎年実施している大学説明会や学外での入試ガイダンス等においてアドミッション・ポリシー 等について説明し、志願者等学外関係者への周知を図っている。

大学院については、アドミッション・ポリシーとして明文化されたものは公表していないが、「独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進する」との建学の理念に基づき、広く入学者を受け入れている。

これらのことから、学士課程においては入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に 機能しているか。

大学の目的・使命を達成するために、アドミッション・ポリシーに沿った学生を求め、多様な選抜を実施している。また、全ての選抜試験に面接を課し、学力のみならず、思考能力、潜在能力、人間性、医学勉学に対する意欲などについて判定を行っている。

医学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験を課し、個別学力検査においては、理科3科目 (物理、化学、生物)から2科目選択、数学、外国語(英語)、面接及び調査書により、後期日程では、大学入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では25人の定員を定め1高校4人以内の推薦を受け、大学入試センター試験、適性検査、小論文、面接、推薦書、志願理由書及び調査書により総合的に判定している。

看護学科の一般選抜前期日程では、大学入試センター試験、面接及び調査書により、後期日程では大学 入試センター試験、小論文、面接及び調査書により総合的に判定している。また、推薦選抜では、20人の 定員を定め、1高校2人以内の推薦を受け、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により総合的 に判定している。

修士課程の一般選抜では、専門科目、口述試験、成績証明書、研究志望調書及び健康診断の結果により 総合的に判定している。

博士課程の選抜では、外国語試験(英語及びドイツ語・フランス語・専門英語のうちいずれかを選択)、 口述試験、成績証明書、志望理由書及び健康診断の結果により総合的に判定している。また、平成17年度 より、外国人留学生や外国の大学等の留学から帰国した日本人に対して半年間のブランクを解消すること を主目的として、秋季入学者を募集している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本・ 方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

医学科の第2年次後学期編入学では定員を5人、出願資格を4年制以上の大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)とし、理工学、薬学等の自然科学系の学問分野又は自然科学系以外の学問分野を経験し、臨床医又は医学研究者を目指す明確な目的意識を持った学生の入学を期待している。アドミッション・ポリシーにこの旨を明記し、選抜試験では受験生の出身分野の専門の教員を面接官として配置し、第1次(学力試験)、第2次(小論文、面接)の2回の選抜並びに推薦書及び志願理由書により総合的に判定している。

医学科の私費外国人留学生特別選抜、看護学科の社会人特別選抜及び3年次編入学試験ではそれぞれの募集要項にアドミッション・ポリシーを記載している。外国人留学生特別選抜では日本留学試験を課し、学力検査、面接、推薦書及び成績証明書等により、また、社会人特別選抜では、職務経験が3年以上で21歳に達した者と出願資格を定め、小論文、面接、推薦書、自己推薦書及び調査書により、3年次編入学試験では、学力検査(外国語、専門 I・II)、面接及び成績証明書により総合的に判定している。帰国子女に対しても、募集要項に医学科、看護学科ともアドミッション・ポリシーを記載し、大学入試センター試験を免除し、医学科では適性検査、小論文 I・II 及び面接を、看護学科では小論文及び面接を実施し、推薦書、成績証明書等を含め総合的に合否を判定している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

#### 4-2-3 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に係る実施計画等の作成、試験問題の作成、試験の実施、試験の採点及び合格者の決定までの実施体制は、入学試験委員会を中心に構築されている。試験問題の作成は、入学試験委員会の下に置かれた入試問題作成専門委員会、論文専門委員会が担当し、入学試験を実施する際には入学者選抜試験実施本部が置かれている。

入学試験問題は、教育研究経験を有する教員により作成され、公正を保つため入学試験問題作成に関わる情報を非公開としている。また、面接においては、監督教員を複数人で構成することにより、公正な合 否判定が行えるよう配慮している。

また、試験の結果については、電算処理検証委員会で入試データを検証後、入学試験委員会で合格候補 者案を作成し、教授会の議を経て合否判定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者選抜方法研究委員会において入学試験の結果、入学後の学業成績追跡調査等を踏まえて入学者選抜について検証、調査研究し改善策を講じている。また、調査研究した結果を「入学者選抜方法研究委員会報告書」として取りまとめ、入学者選抜方法の改善に役立てている。具体的には、平成20年度入学試験における医学科及び看護学科の募集人員の変更と、医学科及び看護学科の推薦入学において高等学校長が推薦できる人数の変更を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、 これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15~19 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

### 〔学士課程〕

医学部医学科:1.00 倍医学部看護学科:1.00 倍

## [修士課程]

• 医学系研究科: 1.04倍

### [博士課程]

· 医学系研究科:1.12 倍

入学定員充足率は、学士課程においては適正であり、大学院においても研究科としては適正であるが、 専攻別に見ると過不足がある。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係がおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

○ 学士編入学、帰国子女や外国人への特別入学制度等多様な入試制度を実施している。

### 【改善を要する点】

○ 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

# 基準5 教育内容及び方法

### (学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学 位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

### (大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5−5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

### (専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学 位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

### 【評価結果】

基準5を満たしている。

### (評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

医学科、看護学科ともに、正しい知識、技術と豊かな人間性を持った医師、看護専門職を育てるために、 教養教育と専門教育をバランスよく配置した6年あるいは4年一貫教育を実施している。

医学科のカリキュラムは、教養教育主体の教育、PBLチュートリアル方式を導入した臨床実習前専門教育、及び診療参加型臨床実習より構成されている。なお、医療人としての人間性の育成を図るために、入学直後は福祉施設体験学習と新入生合宿研修を行い、その後も継続的に医療倫理教育(授業科目「医学概論」等)に力を入れている。また、医学専門教育は、講座間にまたがるユニット構成で行われている。

看護学科のカリキュラムは、多くを医学科との合同授業として行う教養教育、医療倫理教育、看護専門基礎科目、基礎看護学、発達看護学(母性、小児、成人及び老人看護学)、広域看護学(精神看護学、地域看護学)、応用看護学、総合看護学からなる積み上げ方式で構成されている。「看護学教育の在り方に関する検討会」報告を受け、看護学科の教育目的・教育目標を看護実践能力の育成を重視したものに改正し、また、卒業に要する単位を133単位から124単位として、助産学選択を廃止する等の学生負担軽減を目的としたカリキュラム改正を行い平成19年度から適用している。

なお、医学科、看護学科の両方において、専門科目の80%以上は必修科目になっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

### 5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育において、理数系科目では医学・看護学学習の基盤となる授業を、人文社会系科目では人間、医療、倫理・哲学等と関連する授業を開講している。倫理教育が医学教育にとって最も大切な事項の1つであるとの観点から、例えば1年次の医学科「医学概論Ⅰ」においては序論として医療における人間的要素の重みを理解させ、2年次の「医学概論Ⅱ」では体験学習を通じて患者家族について理解させ、4年次の「医学概論Ⅲ」では臨床実習開始前に生命倫理と医師の裁量権を幅広く学習させて、医の倫理に関する一貫性ある教育内容となっている。医学科2~4年次のPBLチュートリアル教育において、病気と思春期の価値観、病気による社会的不利益等の事例についての倫理関連教育を行っている。

また、医学科では、人間教育を意図して、「人間科学ゼミナール」を開講し、臨床実習前専門教育は、PBLチュートリアル形式を中心に行われている。また、研究心の養成を意図して、この専門教育の期間中(3年次)に6週間の基礎講座への配属(基礎配属)を実施しており、有効に機能している。看護学科においても多くの教養科目、看護専門基礎科目、専門科目に学生主体の問題解決型学習を取り入れ、学生同士の討論の中での学習を重視したカリキュラムを組んでいる。

医学科の臨床実習は、5年次1年間と6年次の10週間にわたって行い、診療参加型を主体とし、充実を図っている。看護学科においても、講義・演習等による学習と体験的学習を組み合わせることにより学習効果を高めることを意図して、1年次の「基礎看護学実習 I」に引き続いて、2年次に「基礎看護実習 II」、3年次・4年次に領域別実習を少人数グループで行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

医学は進歩の早い分野であるため、医学科教員は自らの、さらには世界全体の研究の成果を踏まえて、 最新医学の基礎的知識・技術を教授している。看護学科においても教員全員が看護専門科目あるいは看護 専門基礎科目の領域の教員であり、当該科目の領域の研究成果を担当授業へフィードバックしている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

教養教育では、より良い患者ケア、望ましいチーム医療推進のために、多くの科目を医学科と看護学科の学生が一緒に履修しており、これには異なった職種の考えを学ぶ多職種間教育の効果が期待されている。また、静岡県西部の9大学(静岡大学、静岡文化芸術大学等)が実施している「大学共同授業」と静岡県の4国公立教育研究機関(国立遺伝学研究所、静岡大学、静岡県立大学)が連携して行っている「連携講義」に参加し、単位互換を行っている。

専門教育では、医学科6年次の臨床実習において、大学が適切と認めた外部の病院での実習は単位として認められている。また、毎年10人内外の学生が海外の学術交流協定校で、あるいはIFMSA

(International Federation of Medical Students' Associations;国際医学生連盟)の短期交換留学制度を利用して海外での臨床実習や基礎医学実習を行っており、学術交流協定校及び大学が適当と認めた国内外の大学・病院での臨床実習は単位化されている。

編入学生への配慮に関しては、医学科の2年次後学期編入学生と、看護学科の3年次編入学生の既修得 単位を規程及び申合せに従って認定している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

### ・5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

「自己評価能力と自学自習の態度・習慣を身につける」(医学科)、「自己評価能力を持ち、自立的に行動する態度を育成する」(看護学科)を教育目標の1つとしており、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。例えばカリキュラムにおいては医学科のPBLチュートリアル教育、看護学科の学生主体の問題解決型授業などにおいて授業時間以外での学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、そ・の課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれ、の教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィー、ルド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

医学科と看護学科の両方とも、学生主体の問題解決型学習と体験による学習を重視したカリキュラムを 組んでいる。また医療倫理教育を重視し、学生と教員の接触のある教育を目指している。さらに、教養教育の一部科目及びPBLチュートリアル教育では少人数教育を実施している。

医学科では、臨床実習は5年次前学期から6年次前学期の高学年から行われているが、それまでにも早期体験学習、実習、研究室配属等体験的学習を各学年の授業に取り入れている。看護学科でも、「医療概論 I・II」における早期体験学習に加えて各学年のカリキュラムに実習、実験を組み入れて、講義・演習とのバランスを取っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の 工夫がなされていると判断する。

### ・5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

医学科、看護学科ともに、教育要項に臨床実習、臨地実習を除く全ての授業のシラバスを統一した体裁で掲載し、年度初めに学生に渡して教務ガイダンスを行っている。臨床実習、臨地実習の詳細はそれぞれ 『臨床実習の手引』『臨地実習の手引』に記載されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

### 5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

医学科では、高等学校で生物や物理を履修していない学生等への対応として、数学、物理、化学、生物の教員が合同で担当する「自然科学入門」(必修4単位)を1年次に開講している。その中で、物理の授業では高校での既習組と未習組に分けて実施し、生物では未履修学生1人1人に対してレベルに合わせて参考書と勉学方法を指示するなど個別指導を行っている。また、統計解析を学ぶ「数理科学」では、統計学に必要な確率計算のレベルを見るための試験を行い、その結果と高校教育での数学Cの「確率分布」の履修状況により4クラスに分け、レベルに応じた授業を行っている。

看護学科においても、ほとんどの学生が高等学校において物理を選択していないため、未履修のレベルに合わせて「物理科学」の授業を行っている。生物に関しては、80%弱の学生が高等学校において生物を選択しているが、念のため高等学校の生物で習うべき内容にも触れながら「生命科学」及び「代謝・栄養学」の授業を行っている。

施設面では、30 室あるチュートリアル教室を8 時 30 分から 23 時 30 分までの間学生のグループ学習に開放しており、附属図書館も平成5 年に24 時間自動入退館システムを導入し、学部学生にも平成10 年から利用を認めている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、 面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が 行われているか。

該当なし

#### - 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

授業科目の成績評価は、医学部履修規程に定められているとおり、優、良、可又は不可の標語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格としている。医学部履修規程は教育要項に掲載されており、この評価基準は学生に周知されている。また、成績評価基準は各授業科目のシラバスに「成績評価」の項を設け記載してあり、卒業認定基準も教育要項において提示されており、新年度ガイダンスにおいても説明されている。

医学科においては、共用試験(CBT (Computer-Based Testing;コンピュータを用いた客観試験)、OSCE (Objective Structured Clinical Examination;客観的臨床能力試験))と在学中の成績を検討・分析した結果、共用試験の重要性から、平成19年度から「臨床医学入門」の評価から独立させて、共用試験に合格することを5年次移行基準の要件としている。看護学科では、平成19年度から各教科の成績評価について、出席状況、演習態度、定期試験等の項目ごとの評価割合を数値で表示し、評価方法を明確にしている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

### 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各教科の成績は、シラバスの「成績評価」の項のとおり、定期試験の成績、口頭試問、出席状況、レポー

トなどにより総合的に評価されている。単位認定は、科目担当教員が判断し、教務委員会、教授会において審議されている。医学科では、所定単位を修得し卒業試験に合格した学生について、教授会で卒業判定を行っている。看護学科の卒業研究は、卒業論文及び卒業論文発表会により評価し、卒業判定は教授会で行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

### ・5-3-3 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの成績評価に特化した異議申立ての制度はないが、成績評価の正確性は教務委員会での審議で 担保している。また、指導教員制度や「何でも相談窓口」において成績評価についての疑義を相談することも可能である。

教務委員会では、進級不可能あるいは課程修了不可能となった学生の成績については特に念入りに調べており、毎年教務委員長が全ての進級・課程修了不可能学生と面談している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

# <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業・ 分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院博士課程では、「優れた研究能力を持つ創造性豊かな医学研究者」と「高度な研究能力を備え、 その成果を臨床現場で活かせる臨床医学者」の養成を目的とし、研究者養成コースと研究能力を備えた臨 床医養成コースを体系的に編成している。平成18年度から、コースワークを充実させたカリキュラムに移 行し、大学院教育の実質化に努めている。

修士課程では、看護専門基礎(健康科学)領域及び看護専門領域において、科学的思考力・問題解決能力・基礎的な研究能力を養い、看護実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人あるいは教育者・研究者を育成するという趣旨に基づいて、種々の看護分野に対応できる専門科目が配置されている。修論コースのほか、平成16年度より高度看護実践コースを開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

#### ・5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士課程の研究能力を備えた臨床医養成コースでは、学術研究を基盤とし、関連領域のセミナーといく つかの基本的な授業科目により関連分野の基礎的素養と学際的な分野への対応能力の養成を、研究者養成 コースでは、これに加えて、研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力・姿勢の涵養を図っ ている。また、研究能力を備えた臨床医養成コースでは「医療倫理学」を必修とし、医療倫理及び医療安 全に関する教育を行っている。

修士課程の授業内容は専門科目と共通科目からなり、専門科目に各領域の教育課程編成の趣旨に沿った 授業科目(特論・演習)を配置し、共通科目には看護学の基盤となる授業科目を配置している。また、高 度看護実践コースでは、専門看護師教育課程に対応した授業内容を配置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

博士課程の授業では、研究者が自らの研究あるいは他の優れた研究者の論文を紹介し、内容についての実践的な討論を行っている。

修士課程でも、それぞれ授業の内容に関連した研究テーマを持ち、研究成果を授業に反映させている。これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

### 5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

博士課程では受講科目選択の自由度が学部教育より大きいため、原則として研究指導教員の指導に基づき履修計画を立てることにより、学習目標を明確にし、単位を修得するための学習を行っている。

修士課程でも、指導教員が個別に必要な履修指導を行っている。また、社会人学生も勤務しながら就学できることを前提とした時間割になっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に 在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

博士課程と修士課程の両方において、在職のまま入学を希望する社会人学生が学びやすいように大学院 設置基準第14条に定める教育方法の特例措置及び長期履修制度を設けている。博士課程では、リレー講義 は17時30分以降とし、共通科目は集中講義で編成するなど、社会人大学院学生に配慮した時間割を設定 している。修士課程では、現在の大学院学生の約80%が勤務を継続しながらの履修生であるため、同じ科 目を昼夜開講している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

・5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれ の教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィー) ルド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

博士課程では、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成コースという2つのコースに応じて、講義・演習・セミナーと実験・実技・実習がバランスよく組み合わされたカリキュラムになっている。また、個々の学生が目指すコース、専門領域等に応じて、ある制約の範囲内で履修科目を自由に選択する履修方法がそれぞれ工夫されている。さらに、授業以外にも定期的に開催される学内研究発表会等の学術講演会に参加し、先端的な研究内容に触れる環境が整備されている。平成19年1月に地域がん診療連携拠点病院に認定されたことから、平成19年度から大学院カリキュラムに「臨床腫瘍セミナー」を導入している。

修士課程の授業形態としては、対話・討論型授業、講義、フィールド型授業等があり、少人数による授業を行っている。「保健統計特論」ではパソコンによるデータ解析の演習も行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

### 5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

博士課程、修士課程の両方において、シラバスが体裁の整った書式で作成され、授業科目名、単位数、 開講形態、担当教員、科目の目標、授業計画、成績評価方法、授業で使用するテキスト等が掲載されてい る。シラバスは大学院要覧として事前に大学院学生に配付されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、 面接授業(スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が 行われているか。

該当なし

### 5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

博士課程では、各指導教員の主宰するセミナーを母体に研究指導を行っている。臨床医学部門と、基礎 医学、光量子医学研究センター等他の部門は協力体制を取っており、研究能力を備えた臨床医養成コース においては、副指導教員の指導の下で基礎講座等との共同研究に参画する学生もいる。

修士課程では指導教員と副指導教員が連携を取り、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成まで、 直接指導している。

また、授業実施計画は、それぞれのシラバスに明記されている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

博士課程では、入学時点で指導教員の研究指導を仰ぎ、研究テーマを決めるとともに4年間にわたる研究計画を練り上げ、指導教員を中心とした複数教員による指導体制下での研究活動が行われている。TAは学部のPBLチュートリアル教育のチューター業務等に従事し、RAは研究プロジェクト等に研究補助者として参画し、また科学研究費補助金に応募する資格を得て、研究費支援を獲得するチャンスが与えられている。

修士課程では、約半数の学生が副指導教員制度を利用して研究指導を受けており、複数教員による指導体制が機能している。またTAに採用された学生は、学部の授業に関わり、授業計画の立案、演習や卒業研究の指導等を経験することにより、教育能力を高めている。なお、長期履修制度が活用されており、平成17年度入学生23人中12人、18年度入学生18人中13人、19年度入学生16人中11人が入学時に長期履修を申請している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

### 5-6-3 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

博士課程では、指導教員の指導の下、研究技法や論文作成の指導を受けて研究遂行能力を高め、論文作成方法を学習することができる。また、欧文学会誌に採択される水準の高い論文作成に向けて結成される

研究チームに加わり、研究に携わることとなっている。さらに、総合的な視野を広げるため、複数指導教 員制を採っており、外部研究機関への研究指導を委託する制度も機能している。

なお、平成 18 年度より、博士課程の修業年限内に単位を修得し、学位論文提出見込みのある者に対して継続研究ができる制度(無料)を設け、学位取得の支援をしている。平成 18 年度では、11 人がこの制度を利用し、半年後に学位を取得した者もいる。

修士課程では、研究指導教員が副指導教員と連携を取りつつ、テーマの選定、研究方法の検討から論文 作成まで、直接指導している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

### 5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

博士課程、修士課程の成績評価基準は大学院履修規程に記載されており、入学時のガイダンス等において学生に周知されている。博士課程修了の要件は学則第44条、学位規程、医学系研究科学位論文審査実施要項及び医学系研究科学位論文審査実施要項に関する申合せに、修士課程修了の要件は学則第44条及び学位規程に記載されており、これらの規程を大学院要覧に掲載し、また入学時ガイダンス等で説明することにより、学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

# ・5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

博士課程、修士課程ともに、各授業科目のシラバスに明記された成績評価基準等により、優・良・可・ 不可の4段階の成績評価及び単位認定を行っている。課程の修了認定は、修得単位数の確認と学位論文の 審査によって行われている。

博士課程では、学位論文審査を受けるためには、当該論文が博士課程教授会の適当と認める内外の学会 誌等に公表あるいは受理されていて、かつ単著であるか共著の場合申請者が筆頭著者であることが必要で ある。審査委員会は3人の審査委員からなり、学位論文審査(医療倫理を含む)と専攻分野の試問を行っ ている。論文提出による学位論文審査の手続き等も、医学系研究科学位論文審査実施要項と医学系研究科 学位論文審査実施要項に関する申合せに定められている。

修士課程では、研究指導教員による特別研究の評価の後に3人の審査員からなる学位論文審査に入り、 学位論文審査、専攻分野の試問及び公開研究発表会における質疑応答が行われている。なお、論文審査委員会では10項目についての評価を行い、合計60点以上を合格としている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

### 5-7-3 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

大学院の教育研究に関する審議機関である大学院教授会は研究指導教員により構成され、博士課程では 教授のみにより、修士課程では教授と准教授からなる。それぞれ大学院博士課程教授会、修士課程教授会 の下に大学院博士課程部会と修士課程部会が設置されており、申請者の資格審査等実質的な審査を行って いる。実際に審査を担当する論文審査委員会は、3人の大学院担当の教員(講師以上)からなり、そのう ちの1人を主査とする。学位論文申請者の指導教員、紹介教員及び申請者が所属する講座の教員は、審査 委員になれない。また博士課程では3人のうち2人以上は教授としている。 これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

・5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

博士課程、修士課程の両方において、大学院要覧に成績評価の基準、方法等を明記し、授業担当教員はそれに基づいて評価を行っている。成績評価についての学生からの異議申立ての制度は明文化されてはいないが、指導教員や事務部門を通して成績評価についての疑問を相談できる体制となっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

# <専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 医学科学部教育におけるPBLチュートリアル教育を積極的に実施し、自学自習の育成を図っている。
- 医学科3年次における研究体験学習(基礎配属)が有効に機能している。
- 大学院博士課程では、コースワークを充実し、研究者養成コースと研究能力を備えた臨床医養成 コースを体系的に編成して大学院教育の実質化を推進している。
- 修士課程と博士課程に長期履修制度を導入し、社会人が履修しやすくなっている。
- 入学から卒業まで及び大学院教育において一貫した倫理教育を行っている。

# 基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする 人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 【評価結果】

基準6を満たしている。

# (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

医学科、看護学科、大学院博士課程、修士課程のいずれにおいても教育目標を明らかにしており、『浜 松医科大学概要』、大学案内、教育要項、大学院要覧、大学ウェブサイト等に記載している。

また、教育目標の達成状況を大局的に検証する部署として設置した教育企画室の検証・調査・評価部門が機能している。個々の教育目標の達成状況については、例えば医学科の目標の達成状況は以下を基に検証・評価している。(1)単位修得、進級、卒業状況と、共用試験のCBTや医師国家試験の成績、(2)教養科目のゼミ、専門教育の実習での担当教員による評価、PBLチュートリアルのチューターによる評価、臨床実習での担当教員による評価、(3)基礎配属における指導者の評価並びに成果発表会での評価、(4)臨床実習における教員及び担当患者の評価、(5)語学教員による評価、国際大学交流セミナーなど国際的な催しにおける活動。

また全体としては CBTや国家試験の成績の例年との比較、全国平均との比較、CBTの成績と国家試験の結果の関連、大学院の場合には学位取得率、学位申請論文の平均インパクトファクター等により検証・評価している。さらに卒業(修了)後には研修病院、就職先、博士課程・修士課程の指導者等にアンケートを依頼し、在学時の教育が効果を上げているか検証・評価している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了) 時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了) の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位) 論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や 効果が上がっているか。

医学部では教養教育及び専門教育をバランスよく配置した特色ある6年あるいは4年一貫教育を実施している。医学科においては2年次と4年次終了時に進級判定を、卒業時に卒業判定を行い、また臨床実習開始前に共用試験受験を義務づけている。平成19年度の医師国家試験合格率は92.9%(全国平均87.9%)、看護師国家試験合格率は98.3%(同90.6%)、保健師国家試験及び助産師国家試験はそれぞれ100%である。

大学院では、国立大学法人化が施行された平成 16 年度以降、博士課程も修士課程もほぼ毎年(平成 16 年度の修士課程を除いて)入学定員を満たしており、休学者はごく僅か、退学者数も在籍者数の 10%以内である。正規の年限内での学位取得率は、学会誌等への論文の採択が学位論文審査申請の条件になっている博士課程では、在籍学生の 60~70%、1年間の猶予期間中の学位取得も加えると約 79%(平成 14~17

年度の平均)であり、学位論文の平均インパクトファクターは年によって多少違いがあるが3前後である。 科学研究費補助金にも平成17~19年度で16件採択されている。

一方、修士課程では留年はごく稀で、在籍学生の大部分が正規の年限内に学位を取得している。 これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

### 6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部学生に対しては、各年度の前学期及び後学期の定期試験の際に行う授業評価をはじめ、種々の授業・教育評価アンケート調査を行い、大学が編成したカリキュラム及び各担当教員の授業が大学の意図する教育の効果や成果の発現に有効に寄与しているかについての学生の意見を聴取し、教育の改善に役立てている。大学院博士課程、修士課程でもそれぞれ1年次生、1~2年次生を対象として授業評価アンケート調査を行っている。

調査の結果から、学部学生と修士課程の学生の授業に対する全体的な満足度はほとんどの授業で高く、 高い割合で教育効果が得られていると学生自身が判断していると思われる。博士課程では、大学院教育の 実質化のためのコースワーク充実などの新カリキュラムが定着し始めている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

# 6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科では、90%以上の卒業生が研修医として附属病院あるいは他の病院に勤務し、看護学科でも毎年 90%前後の卒業生が看護師、保健師あるいは助産師として病院あるいは市役所等に就職している。

大学院修了生の進路に関しては、医師免許保有者の多い博士課程では40%ほどが浜松医科大学の職員になっており、次いで他の医療機関、教育・研究機関の順番である。研究、特に臨床医学研究を行いながら医療に携わる者が多い。ポストドクターとして、海外で研究している者もいる。中には研究を続けた結果、同窓会学術奨励賞を受賞した者もいる。修士課程修了者の場合には臨床現場が最も多く、次いで教育機関、行政機関、進学の順となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

# 6-1-⑤ 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

医学科卒業生に対する研修受入病院の指導医の評価については、5項目全てにおいて、同じ病院で研修を受けている他大学卒業生よりも高く評価されている。特に「患者とのコミュニケーション、患者本位の医療」と「医療チームの一員としての良好な関係」については、平成18年度のアンケートにおいてはそれぞれ「非常によい」が54.2%、70.8%を占めている。

平成 18 年度、看護学科の卒後3年目までの卒業生と就職先の指導者を対象に、個々の教育目標の達成 状況とカリキュラムに対する満足度に関するアンケート調査を行った結果、「浜松医科大学の教育は全体と して満足するものであった」という項目について、卒業生は5段階中上位2段階が21%、下位2段階が33% であり、指導者に関してはそれぞれ35%及び9%であった。

大学院博士課程では平成 18 年度に、修了生の勤務先に対して修了生の勤務状況に関するアンケートを 実施しており、9項目全てにおいて60%以上の回答者が肯定的評価を行っている。また同様の質問を修了 生に実施したところ、7項目において50%以上の回答者が肯定的評価を行っている。

修士課程においても同様のアンケートを行っており、修了生の就職先では10項目中8項目において60% 以上の回答者から肯定的評価を得ているが、2項目については肯定的評価が50%未満である。修了生については50%以上の回答者が肯定的評価を行っているのは6項目である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

# 【優れた点】

○ 卒業生に対して就職先から高い評価が得られている。

# 基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学 習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

# 【評価結果】

基準7を満たしている。

# (評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学直後に4~5日間(うち2日間は1泊2日で実施)にわたり実施する新入生オリエンテーションにおいて、カリキュラムや附属図書館の使用方法などの説明のほか、1年次の授業の担当教員による各教科への取り組み方の説明を行っている。配付資料は『学生生活案内』、時間割、教育要項などである。その後、各学年の年度初めに教務委員長によるガイダンスを実施し、また各教科の授業の開始時に、科目個別にオリエンテーションを実施している。また、医学部4年次生では、臨床前体験学習の際にもガイダンスを実施している。

博士課程については入学式当日、修士課程については入学直後の新入生ガイダンスで、生活案内、カリキュラム説明、図書館検索システム講習などを実施している。併せて、修士課程では履修選択の参考とするため、模擬授業を行っている。また、修了年次の大学院学生に対しては学位申請手続きを周知し、修士課程においては説明会を開催している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。) が適切に行われているか。

学習相談、助言は、各授業の担当教員及び独自の指導教員制度を組み合わせて実施されている。各授業の担当教員のうち、オフィスアワーを設定している教員は教育要項で周知されており、またオフィスアワーを設定していない教員は常時学生に対応している。

指導教員制度は、各学年の授業担当教員が主となって少人数(数人~10人)のグループ分けした学生と授業を離れた交流の機会を持つものであり、学習についての相談も受けている。医学科においては、指導教員を助教まで拡大し、1~2年次生には「人間科学ゼミナール」担当の総合人間科学講座の教員、3~4年次生には基礎配属担当の講座の教員、5~6年次生については臨床系の講座の教員を指導教員として、授業担当と学生指導を結び付けて指導効果を上げるようにしている。また、医学科3年次の基礎配属では、学生が各研究室において2か月間研究を行うことで教員との交流も密になり、その後も学習相談や人生相談などを含めて連絡を取っていることが多い。これらの学習支援に対する周知は、『学生生活案内』、教育要項、大学ウェブサイトなどで行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

### 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生による授業評価及びその他の様々なアンケート調査と投書箱により、学生の意見、ニーズを聴取すべく努めている。授業評価等では、フィードバックによる改善を期待して、結果を各授業担当教員に配付している。さらに、学生の意見を直接聴取するために、毎年1回サークルリーダーを中心とした学生に呼びかけ、学生委員会委員との対話集会を持っている。平成18年度の対話集会では、課外活動における諸問題や医大祭の活性化について意見交換を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。 該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。) への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、入学後1年間チューターを配置している。平成18年度には、学部には該当者はなく、大学院1年次生の留学生6人に対して、大学院上級生6人(原則として日本人)が対応した。さらに、留学生担当の教員1人が、留学生の修学、生活上の問題について、指導・助言を行っている。日本語・日本事情の教員及び非常勤講師による日本語の授業も行っている。初級日本語、中級日本語ともに週2回、各1時間の授業で、平成18年度の実績では、初級日本語に8人、中級日本語に8人が参加した。

また、社会人学生に対する配慮として大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置及び長期履 修制度を設けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

30 室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。 パソコンの持ち込みも可能で、LANに接続できる。講義実習棟の講義室も講義時間外はグループ会議等 に利用させている。看護学科棟の情報処理実習室にはパソコン110台があり、講義・研修等で使用してい ないときは学生に利用させている(火・木・金曜日は21時まで、月曜日は17時まで)。また、講義実習棟 ラウンジではパソコン8台を自習等に利用することができる。附属図書館は24時間利用できる体制にして いる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

体育会系 23 サークル (兼部を含む登録学生数 753 人)、文化会系 16 サークル (兼部を含む登録学生数 454 人) が課外活動を行っており、サークル活動への支援としては、平成 17 年度の福利施設棟の内外装改修工事、平成 18 年度の武道館の全面改修工事など関連施設の改修、運営費交付金等からの厚生補導施設設備費、課外活動経費、体育大会等分担金等の予算措置、浜松医科大学後援会からの各サークルへの助成金、西日本医学生体育連盟等の会議出席のための旅費、学生自治会主催の新入生歓迎会の助成等がある。また、

全国的な大会で優勝する等の優秀な成績を挙げたサークル又は個人を表彰する制度を平成 19 年から新たに設け、課外活動のより一層の活発化を促しており、ボランティアとして長年にわたり課外活動の指導を行っている外部指導者には大学から感謝状を授与している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

学生の健全な心身の育成・増進についての支援を行う施設として保健管理センターがあり、医師(講師) と保健師が勤務している。学生のメンタルヘルスについては、学生委員会のメンバーに保健管理センター の職員を加えて、学生に関する情報の共有化を図ることとしている。

指導教員制度に加えて、課外活動サークルの顧問教員も当該サークルの学生の相談窓口の役割を果たしている。さらに平成14年度からは、相談窓口の多様化を図るため、相談員を教員及び学生支援専門員から募って、全ての学生が横断的にどの相談員とも相談できる「何でも相談窓口」を設置した。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)に対しては、セクハラに特化した相談員制度(学生は「何でも相談窓口」に相談してもよい)と相談箱を設け、相談への対応体制を整えている。留学生からの相談は、留学生担当専門教育教員 1 人が週 1 回のオフィスアワーを設け担当している。いずれの相談窓口においても「守秘義務、相談者のプライバシーの保護」を大原則としつつ、極めて重大な問題に対しては、これらの相談窓口と保健管理センターなどが連携して当たることになっている。なお、大学におけるあらゆるハラスメントをなくし、全ての学生及び教職員が安心で快適な活動ができるよう、「セクシュアルハラスメントの防止等に関するガイドライン」を改正し、アカデミック及びパワーハラスメントを含めた統合型のハラスメントガイドラインを策定している。平成 18 年度には、セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントの実例、対処法、予防措置、啓発活動などと課題とした研修会(2 日間)を実施している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

#### 7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズ等のくみ上げを担当する委員会は学生委員会、担当部署は学務課学生サービス係、生活支援係等である。学生委員会では平成16年度に学生生活実態調査を行い、平成17年度にその結果を分析して「2004年度浜松医科大学学生生活実態調査報告書」にまとめるとともに、この調査結果を参考にして授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学料及び授業料免除の選考を図った。また、平成17年度から正式実施となった共用試験CBTの受験料28,000円が学生の大きな負担になっているとの学生からの申し出を受けて、教育・国際交流担当理事が数回にわたり学生と話し合いを持ち、授業料全額免除学生及び同等の困窮学生には受験料の半額を援助することとしている。

留学生に関しては、主たる担当は留学生相談室の教員(講師)、日本語・日本事情担当教員及び学務課 国際交流・留学生係であるが、国際交流の集い、留学生見学旅行、支援団体による留学生を励ます会等に 学長をはじめ多数の教職員が参加し、留学生及びその家族と話し合うことが多いので、その際にも彼らの ニーズを把握できている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者 (例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。) への生活 支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対する生活援助として、住居面での援助と奨学金等による経済的な援助を行っている。

住居面では、留学生と外国人研究者が利用している国際交流会館(単身棟20室、家族棟10室)を最大限活用した上で、どうしても不足する分は、施設課資産管理係による審査の上で留学生にも職員宿舎である医大宿舎及び医大半田山宿舎を貸与している。現在、職員宿舎には6人の留学生が入居している。

経済面では、学部学生3人、大学院学生27人(博士課程26人、修士課程1人)、研究生1人、特別研究学生1人の計32人の留学生のうち、平成18年度の実績では、公的な奨学金を受給した学生は13人(41%)であり、さらに3人の学生がロータリー米山記念奨学金のような月額10万円以上の奨学金を受給している。加えて、8人を研究補助員として、21世紀COEプログラムの研究分野の大学院学生13人をCOE研究員として雇用し、月額7,000~80,000円の給与を支払っている。その上で、これらの経済的支援では受給月額が7万円に満たない全ての外国人留学生(ただし研究生の場合には1年を超えて在籍予定の者のみ)を対象として国際交流後援会奨学金と戸田奨学金から追支給を行い、全員に月額7万円以上の奨学金等支給を達成している。さらに、成績が基準に満たない1人の学部学生を除く私費外国人留学生全員(24人)を授業料免除にしている。

また大学ウェブサイトに日本語と英語による留学生・留学情報のコーナーを設け、宿舎・学費などの生活情報や、外国人登録・在留手続き等の情報を紹介している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

授業料免除に関しては、平成 16 年度に行った学生生活実態調査に基づいて授業料免除の基準、選考方法等を整備し、学生の実態に合った入学料及び授業料免除の選考を行えるようにしている。具体的には、奨学金の貸与等を受けていない者、高額な自動車を日常的に使用している者、高額な家賃のアパート等に居住している者、免除申請時の1年以内に観光目的で海外へ旅行した者は授業料免除の対象者としないことがあるとし、また授業料免除の選考の際全ての申請者と面接を行うこととして、これらを『授業料免除のしおり』に明記し、学生への周知を図っている。平成17年度及び18年度においては、収入基準及び成績による免除対象外の者を除き、全ての申請者に対して、全額、半額の免除基準に基づく授業料免除を実施している。

日本学生支援機構からの奨学金に関しては、学部学生275人、大学院学生8人が貸与を受けており、貸 与希望者ほぼ全員に対して奨学金貸与を実施できている。医学科の授業料全額免除学生に対する共用試 験CBTの受験料の半額支援と外国人留学生に対する経済的援助も行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

## 【優れた点】

○ 30室のチュートリアル教室を授業での使用時間を除き学生の自主学習、グループ学習に開放している。

#### 基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料 その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

### 【評価結果】

基準8を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積は265,656 ㎡であり、大学設置基準に定められた必要な面積を上回っている。また、校舎面積は92,098 ㎡であり、同様に必要な面積を上回っている。

キャンパス内には、講義実習棟、看護学科棟、基礎・臨床研究棟、附属図書館、附属病院等が配置され、 講義室、実験・実習室、演習室等の学習施設が整備されている。

身体障害者用の駐車場は看護学科棟及び管理棟に、身体障害者用のトイレは臨床講義棟、講義実習棟、 看護学科棟、臨床研究棟、福利施設棟に整備され、平成17年度には福利施設棟の全面改修及び講義実習棟、 臨床講義棟の身体障害者用トイレの改修を行った。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内LANが整備され、教育、研究部門は情報処理センターの専任職員により管理されている。情報処理実習室にはパソコン 110 台が整備され、「情報科学」等の授業を行っている。このほか附属図書館、講義実習棟ラウンジにもパソコンを設置しており、学生が自由に利用できる状況にある。入学時に「新入生情報リテラシー」のガイダンスを行い、大学の情報システム、施設の利用方法を説明した上でそれぞれに I D、パスワードを付与しており、個人所有のパソコンについても情報端末を使用して自由に利用することができる。

また、大学のウェブサイトには学生専用のサイトが整備され、教育の一貫として、各学生が情報処理センターのサーバにウェブページを作成して公開することを認めており、サークルや個人のウェブページを通して学生同士の情報交換を行っている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備の利用方法、利用に当たっての心得等を『学生生活案内』に掲載し、全学生並びに関係教職員に配付している。

また、大学ウェブサイトから管理運営の根拠となる規則を調べることができる。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

 $\cdot$ 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館では、和図書 58,654 冊、和雑誌 1,441 種類、洋図書 66,952 冊、洋雑誌 2,068 種類、学位論 文 898 冊、科学研究費補助金研究成果報告書 355 冊、電子ジャーナル約 3,800 種類、視聴覚資料 4,717 タイトルの蔵書を保有している。平成 18 年度の入館者数は 177,035 件 (うち時間外特別利用は 33,406 件)、貸出冊数は 8,799 冊、座席数は 193 席である。平日の開館時間は 9 時~20 時、土日の開館時間は 10 時~17 時であるが、学生、教職員はカードにより常時入館が可能である。

また、附属図書館ウェブサイトにおいて、蔵書検索、図書館利用情報提供、オンラインジャーナル等のサービスを提供しており、図書資料を含め利用者のニーズに応じ適宜増強を図っている。

なお、図書館においては、古典的に重要な参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書等が 不足している。

これらのことから、教育研究上必要な資料がおおむね系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

○ 図書館を、学生も含めて常時利用できるようにしている。

## 【改善を要する点】

○ 図書館において、古典的参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でない。

#### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

# 【評価結果】

基準9を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

・9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育企画室に、大局的な観点から教育活動に関するデータや資料の収集と解析を行い、調査・検証するための検証・調査・評価部門を設け、特に重要な問題(留年生の再履修科目の問題等)を集中的に審議するとともに、共用試験結果、PBLチュートリアル教育の効果、医師、看護師、保健師、助産師国家試験の合格状況等について、活動の実態を示すデータや資料を収集し、検証を行っている。

大学院博士課程及び修士課程の教育活動については、入学者数、科目履修状況等の基本的なデータのほか、博士課程学位審査申請状況・学位授与状況・学位取得率等の必要な情報を蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 16 年度に学部学生を対象に学生生活実態調査が実施されている。また定期試験時の授業評価、PBLチュートリアル教育における課題及びチューターの評価、及び医学科、看護学科の当該年度を終了したばかりの1、2年次学生に対しての「教育成果に関するアンケート」が実施され、学生の意見の聴取が行われている。授業評価アンケートについては、回収率の改善を図るため、質問項目の見直しを行うとともに、従来のコンピュータを用いた方法をマークシート方式に改めたところ、回収率が約90%に改善した。平成18年度には看護学科3年次学生にカリキュラムに関するグループインタビューが実施され、平成16年度実施の新カリキュラムについての学生意見の聴取が行われている。また、学生意見箱も設置されている。

大学院では、平成 18 年度の大学院博士課程の改組に伴い、授業科目の妥当性・改善すべき点等を検討することを目的として学生へのアンケート調査が行われており、修士課程においても同様に授業評価アンケート調査が行われている。また、博士課程では、この調査の結果を博士課程教授会において全担当教員に配付して改善に向けて検討し、煩雑であったコース別の修得すべき単位を各コースで一致させ、分かりやすくするとともに、がん研究・診断・治療、あるいは分子イメージングを専門とする新たなコースを設立するなど改善を図っている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

医学科では、5年次生の学外臨床実習の指導医による学生評価を行い、また平成 18 年度には臨床実習施設の指導医師 (附属病院及び県西部浜松医療センター) による学生に関するアンケート調査を実施し、総合的にはPBLチュートリアル教育導入以前に比べて良好な調査結果を得ている。看護学科卒業生について、文章 3年経過した者について、就職先の指導者等による評価が実施されている。

大学院博士課程や修士課程においては、修了生及び修了生の就職先へのアンケート調査が実施され、その結果を今後のあり方に反映すべくそれぞれ博士課程教授会、修士課程教授会において報告されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

医学科の臨床前専門教育であるPBLチュートリアル教育においては、学生及び教員の評価結果、意見等を参考に、平成17年度から基礎医学のユニット構成を変更するなど、評価結果を教育の改善にフィードバックしている。また、毎月1回PBLチュートリアル部会を開催し、全ての課題、シナリオ等を検討し、厳選されたシナリオの作成に努めるとともに、シナリオごとに学生の評価を求め、教育の質の向上に取り組んでいる。共用試験CBT、内科の卒業試験、医師国家試験の成績の評価に基づき、留年生の再履修制度の変更を検討している。

看護学科では、教育企画室の看護教育検討部門及び臨地実習検討部門において、評価結果を参考にして 現行のカリキュラムを改訂し、平成19年度入学生から適用されている。

大学院博士課程においては、社会的要求やより高度な専門性を有する医学研究者・臨床医学者の育成のため、平成16年度に組織を改組し、光先端医学、高次機能医学、病態医学、予防・防御医学の4専攻とするとともに、専門性に応じた履修コースを設定して、個々の大学院学生の希望に応じた高度専門性を習得可能になるような方策が講じられた。また、学生に対する授業評価アンケート調査の結果を参考にして、各コースで修得すべき単位を分かりやすくし、新たな社会的要請に応える専門コース(がんプロフェッショナル養成コースなど)を設定するなどカリキュラムの改善が図られた。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

定期試験時に実施する授業評価等の結果を迅速に担当教員にフィードバックする体制は確立している。また、PBLチュートリアル教育におけるチューター評価で評価が悪かった教員については、ほとんどの教員に改善が認められる。なかなか改めない教員には教務委員長が書面で注意するか話し合うことになっている。現時点でのチューター要員は243人であり、約99%の教員がチューターとして良い評価を得ているか、フィードバックに適切に対応している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な 方法で実施されているか。

医学科では、平成6年度から毎年医学教育方法に関するワークショップを開催し、OSCEやクリニカル・クラークシップ、チュートリアル教育などをテーマとして取り上げ、平成12年度には、学外のワークショップへの参加、講演会の開催、他大学の授業見学等も行われた。平成13年度には、教務委員会の下にカリキュラム策定専門委員会を設置し、PBLチュートリアル教育をテーマとするファカルティ・ディベロップメント(以下、FDという。)活動を集中的に行い、平成15年度にPBLチュートリアル教育を導入するに至っている。平成18年度には、PBLチュートリアルを離れて、「臨床実習を考える」と「大学院教育について」をテーマとする講演会を開催している。

看護学科では、教務委員を中心としてFDワーキンググループを設置して、教員の教育能力、研究指導能力の向上を目指して活動を行っている。例えば平成18年度には、講師を招いて実習指導能力向上を目指した研修会を行い、参加者アンケートでは4点満点中平均3.8点という満足度を得ている。

また、医学科、看護学科共通の講演会「FD活動の現状と展望」も開催されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で 実施されていると判断する。

・9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

医学科のPBLチュートリアル教育についてのFD活動は、他大学から迎えた講師による講演会等の勉強会のほか、新規採用教員、TAに対し行うチューター養成FD、シナリオ作成講習会等を毎年開催し、学生に対しては『PBLチュートリアルの手引き(学生用・実施要項)』を配付し、かつ最初の授業においてチュートリアル教育の基本理念等について説明し周知を図っている。また、学生に対してはシナリオや担当チューターへの評価アンケートを、教員に対しては学生の学習態度やシナリオへの評価アンケートを実施している。

チューターは全てチューター養成FDを行っているためレベルが揃っており、平成18年度のチューターに対する学生評価では84人5項目の質問において413:7で良好な評価を得ていた。同年度には延べ35人の教員が何らかの項目において問題ありと評価されたが、その後の追跡調査で彼らのほぼ全員に顕著な改善が見られている。なお、従来のPBLチュートリアル教育のチューター教育、看護教育FD組織等を再編成し、大学全体のFD活動の企画、実施を行うことを目的としたFD部門を新たに設けている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

大学院博士課程のTAには、教員と同様にチューター養成FDを前もって受講することを義務づけ、授業終了後に「PBLチュートリアルレビュー案」においてチューターを実施しての感想などを聞き、参考にしている。

また、教育支援という観点から、学務部学務課教務係の職員の役割は重要であり、教員と両輪の関係を 形成してPBLチュートリアル教育を支えている。これら学務部職員もPBLチュートリアル教育関連の ほぼ全ての会議に出席しており、またFD活動にも教員とともに参加している。 これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

# 【優れた点】

○ 医学科では、教員だけでなく、学務部職員、さらには学生TAも含めた全学的なPBLチュートリアル教育に的を絞ったFD活動を精力的に実施している。

#### 基準10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できる だけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

# 【評価結果】

基準10を満たしている。

# (評価結果の根拠・理由)

・10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産17,745,282千円、流動資産6,999,991千円であり、合計24,745,273千円である。 なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債10,080,317千円、流動負債4,386,147千円であり、合計14,466,464千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が8,389,813千円であり、その他の負債については、国立大学法人における固有の会計処理であり、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

平成 16 年度からの3年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

・10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明 ・ 示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、 また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を 経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-2 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 17,532,484 千円、経常収益 18,623,710 千円であり、経常利益 1,091,226

千円、当期総利益が1,096,905千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-3 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、年度途中において、予算執行計画に対する執行状況を調査した上で、補正予算案を作成し、経営協議会及び役員会の承認を得て予算配分を行っている。さらに、外部資金等の間接経費より、教育・研究支援経費を予算措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

# ・10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及 び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならな いこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表する とともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

#### ・10-3-2 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。 監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ学長直属の監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室に所属する職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を作成し、学長に報告している。

また、年間数回程度、監事、会計監査人、監査室及び会計事務担当者による意見交換会を開催すると共に、必要に応じて学長、財務担当理事等を含めた「内部監査報告会」を実施し、問題点・改善策等を共有している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

## 基準11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

#### 【評価結果】

基準 11 を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、学校教育法及び国立大学法人法に基づき学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会を設置するとともに、理事又は副学長を室長として大学運営の重要なテーマごとに企画・調査・立案をする企画室(教育企画室、情報・広報企画室、総務企画室、研究推進企画室、経営企画室、病院運営企画室、調査・労務企画室)を設置している。なお、必要に応じて企画室の下にワーキンググループ等を設けている。また、企画室に予算執行の権限を与え、従来の予算科目に捉われない法人のニーズに応じた予算執行を可能としている。さらに、毎月、学長、各企画室長、監事等が出席する総合企画会議を開催し、各企画室の企画立案状況・課題を報告・意見交換を行っている。

事務組織については、法人に事務局を置き、事務局長(副学長)が学長の総理の下に、事務を掌理し、 3部8課4室からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとと もに、大学運営にも参画している。

危機管理体制については、危機管理規則及び危機管理マニュアルを定めて対処している。対象事象別に 責任者(理事又は副学長)を定め、発生した対象事象が、適切に対応しない場合には社会に与える影響が 大きく、大学の信頼を損なうおそれがあり、大学が一体となって対処する必要がある場合は、危機対策本 部を設置して学長が本部長となり、またそれ以外の対象事象は、危機対策室を設置し、責任者が室長となっ て対処することとしている。対象事象のうち、対処に手順が必要な事象については、事象別のマニュアル を定めている。防災手帳を作成し学生に配付するとともに、安否確認システムに1年次生155人(平成18 年度)を登録させている。また、学生も参加させて防災避難訓練を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則に定める審議事項については、該当する会議の審議 を踏まえた上で、学長が意思決定を行っている。また、企画室の室長に理事、副学長を充て、学長のリー ダーシップ及び補佐体制の強化を図るとともに、迅速・円滑な大学運営を可能とした。さらに、総合企画 会議等を毎月開催することで組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するための責任体制、意思決定のプロセスは明確である。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると 判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。 経営協議会及び役員会等に学外の有識者を加えることで、学外関係者のニーズを把握し管理運営に反映させている。

国立大学法人化後の業務処理が円滑に実施されているか、さらには、効率的・合理的な業務処理のあり 方を検討するため、事務局・各課各係の業務の実態調査を行い、平成16年度に業務分析・改善ワーキング グループ(人事課長外3人)を設置した。ワーキンググループでは事務局各課係等全ての職員を対象とし て業務分析・改善ヒアリングを実施し、平成18年度から事務組織の見直し、業務改善を計画的に実施して いる。

病院においては病院長が年2回の状況説明会を開き、その際に各職域からの意見を聴取するとともに、 薬剤部、検査部、材料部、手術部等の各部署の全職員とそれぞれ懇談会を開き、無駄・浪費・節約に関す る提案を聴取している。

学生に対しては、学生生活実態調査を実施し、601 人(59.5%)の回答を得て、入学料、授業料免除制度の改正を含め、効率的、効果的な学生支援策を作成し、平成17年度に入学料、授業料免除制度の有効活用の構築を目指し、授業料免除基準の改正を行った。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

## ・11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、本法人の業務及び会計について監査を行うこととされており、監査実施計画を作成し、重点事項について書類審査、ヒアリング等により監査を実施し、報告書により学長にその内容を報告している。 さらに学長の下に設置した監査室、会計監査人とともに内部監査報告会を開催し、問題点・改善策等を共有するなど、内部統制の充実を図っている。

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会、総合企画会議、教授会等の管理運営に関する重要な会議には常時出席し、直接審議過程を監査するとともに問題点等に対して必要な助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

# ・11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職 員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

中期計画において「職務の能力開発や専門性の向上に資するための研修機会の充実を図る」計画を立て ており、平成18年度は研修計画に基づき専門研修46件、テーマ別研修5件、階層別研修5件を実施し、 延べ499人が受講した。

また、職員の自発的な研修意欲を促すために平成 16 年度に整備された一般職員学外研修制度(休暇利用ではなく、届出により研修として認める制度)では、平成 17 年度から 150 件の利用があった。この制度の成果として、2人が衛生管理者等の資格を取得している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する基本方針として、中期目標において、「全学的視点に立った機動的・効率的な組織運営体制を整備する。」を掲げている。その方針を踏まえ、組織規則に管理運営に係る組織等、及び管理運営に関わる学長、理事、副学長の職務、権限等を規定し、それらの組織等に係る規則等を整備している。学長、理事、副学長の選考については、学長選考規程や理事選考任期基準、副学長選考任期基準を定めている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

大学の目的、計画、活動状況は、基本理念、中期目標、中期計画、当該年度計画、決算、各年度実績報告書として大学ウェブサイトに掲載している。また、各年度実績の評価結果もウェブサイトに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。また、広報誌は、電子媒体として大学ウェブサイト上にも掲載している。

なお、研究活動については、毎年度、講座ごとに講座構成員数、英文原著論文及びインパクトファクター、 和文原著論文、総説、著書、特許数、外部資金獲得状況等を取りまとめ、「研究活動一覧」として発行して おり、電子媒体として大学ウェブサイト上にも掲載している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、 大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

・11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価については調査・労務企画室(理事及び9人の委員で構成)が担当し、総務部総務課企画係が支援 している。当企画室において、大学が設定する中期目標を達成するための年度計画に対する取組状況の把 握、進捗状況のチェックを行い、また評価結果の指摘事項の改善のための各企画室の取組を支援している。

また、研究業績を調査し、研究組織の活動状況についても点検・評価を行い、評価結果を「研究活動一覧」として毎年度取りまとめ、研究者へフィードバックしている。

なお、附属病院においても5年ごとに財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受けることとしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-2 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学の中期目標、中期計画、当該年度計画、各年度実績報告書及び各年度実績の評価結果が大学ウェブ サイトに掲載されており、学内のみならず学外からもアクセスが可能となっている。

また、研究活動についてまとめた「研究活動一覧」についても、大学ウェブサイト上に掲載している。 さらに、平成5年以降隔年で発刊してきた自己点検・評価報告書については、関係諸機関に送付すると ともに、直近の報告書については大学ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-3 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

各事業年度の業務の実績に対しては毎年度、中期目標・中期計画については6年を1期として国立大学 法人評価委員会の評価を受けることとなっている。また、主として教育においては7年に1回認証評価機 関の評価を受けることとなっている。さらに、附属病院においても平成16年度に財団法人日本医療機能評 価機構の病院機能評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

・11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

各種評価結果については分析の上で役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会や職員に対する経営 説明会等で報告するとともに、大学ウェブサイトにも掲載され、指摘事項については各企画室の改善案を 総合企画会議で検討し、学長より各企画室長に是正措置を指示している。例えば、「平成16年度に係る業 務の実績に関する評価結果」において、「教職員の服務規律に関するガイドラインについては、その性質上、 より早い取組が必要である」との指摘を受け、調査・労務企画室において、職員が遵守すべき服務ポリシー (ガイドライン)を作成し配付するとともに、大学ウェブサイトに掲載し周知に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

○ 職員の自発的な研修意欲を促すため一般職員学外研修制度が国立大学法人化後に新たに設置され、 平成17年度から150件の利用があり、その成果として2人が衛生管理者等の資格を取得し、直接業 務に反映している。 第Ⅲ章 「主な改善を要する点」への対応

# 第Ⅲ章 「主な改善を要する点」への対応

今回の大学機関別認証評価評価結果において、「主な改善を要する点」として3つの指摘を受けた。本学は、この指摘を真摯に受け止め、今後の教育研究活動等の改善に役立てるため以下のような対応を講ずることとした。

#### ○ 看護学の複数の分野において、教授、准教授が欠員となっている。⇒

看護学科においては、他大学へ転出する教員の割合が高く、後任の教員選考においても、そのポストに適った応募者が少ないという現状がある。

また、看護学科の教授選考では、学位取得、研究業績などを候補者の条件としており、これを満たす者が極めて少ない。そこで、講師として採用し学位取得後に教授候補者としている。 平成19年度に1名の講師が学位を取得するなど着実な効果をあげているので、さらに他の講師の学位取得等も推進し、教授及び准教授の欠員は充足しつつある。

# ○ 大学院博士課程の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。⇒

現在の大学院博士課程の各専攻における定員は平成 16 年度に定めたものであり、平成 19 年度に完成年度に達した。そこで、現在定員を含め専攻についても見直しを進め、平成 21 年度以降に改組の予定である。

# ○ 図書館において、古典的参考図書等は充実しているが、学生用の新しい参考図書の整備が十分でない。⇒

本学附属図書館では、附属図書館運営委員会を中心に参考図書を含む学生用図書の整備を計画的に実施している。例えば、シラバス掲載図書については入手可能な最新図書を全て購入するとともに、教員推薦や学生の希望図書についても網羅的に購入し整備している。

ただし、これら新規に購入した図書は受入後すぐに所定の分野の書架に配架していたため最新受入図書がわかりにくい状況となっていた。今回この問題を解決するために、新着図書コーナーをパソコンコーナーの壁面書架に設け、最新図書を一定期間配架して利用しやすい環境とした。

また、参考図書については、一般の冊子体はもとより CD・DVD 等の電子媒体やインターネットで利用するデータベース等も積極的に導入して提供している。

今回の評価結果を受け、学生の参考図書についても新刊状況の情報収集を行い購入・整備するとともに、現在所蔵している図書についても新版や改版等の出版状況を調査し、置き換える。

# 編集後記

自己点検・評価報告書は、平成5年に第1次自己点検・報告書を刊行して以来、これまでほぼ2~3年おきに、第6次報告書まで刊行し、第6次までの報告書の重点課題については委員会で検討され、課題に関連した部署が中心になって評価・点検を進めてきました。(第1次から第6次までの報告書の内容については、学長が巻頭の序で述べています。)研究業績面については、「研究活動一覧」として講座、部署毎に取りまとめ、2007年まで毎年発刊されてきました。法人の中期目標期間における業務の実績は、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっており、文部科学省国立大学法人評価委員会によって、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評価が行われます。

おりしも昨年(平成19年)に大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」を受審しました。認証評価は、7年以内ごとに文部科学省が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務づけされており、主として教育内容、学生支援、設備・財務など、大学として満たすことが必要と考えられる内容について評価されるものであります。その構成は、「大学の目的」から「管理運営」に至るまで11の基準から成っていて、100項目以上の観点について自己評価します。11の基準の全てを満たしていると判定が下されると、すなわち大学の教育研究活動等の質が保証されたことになり、また、それを社会に示すことにより、公共的な機関として設置・運営されていることについて広く国民の理解と支持を得ていきます。また「改善すべき」とされた評価結果は、フィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てるつもりでおります。

本報告書の作成にあたっては、教育企画室、学務部を初めとした多くの教職員の方々に執筆や資料収集のために膨大な時間をさいて頂いた。この機会に厚くお礼を申し上げたい。

このたびの第7次報告書を作成するにあたり、今また大学の教育・研究・運営面を改めて点検することは、評価の重複もあり、作業的にも膨大な時間を要し効率が悪いことでもあることから、 平成19年度に受審した「大学機関別認証評価」の一連の報告書、「大学評価・学位授与機構からの評価結果」および「指摘を受けた事項への対応」をまとめて、自己点検・評価報告書と致しました。

平成 20 年 7 月

国立大学法人 浜松医科大学 理 事 (評価・労務・安全管理担当) 右 藤 文 彦